

平成25年 第4回定例会

美深町議会議録

平成25年12月10日 開会

平成25年12月13日 閉会

美深町議会

平成25年第4回定例会
美深町議会会議録

第1号 (平成25年1月10日)

◎議事日程 (第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問

◎出席議員 (11名)

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者 長岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川 浩君
--------------	-------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川 浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
-------------	---------------

開会 午前10時00分

◎ 開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので只今から平成25年第4回美深町議会定例会を開会をいたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において5番中野君、6番山本君の両君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日から13日までの4日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から13日までの4日間と決定をいたしました。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

はじめに、閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願い、2014年度地方財政の確立に関する要請書、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望書の4件であ

り資料として配布しております。

次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。

町長から専決第5号 美深町公共下水道条例の一部改正についての専決処分、代表監査委員から10月及び11月実施の例月出納検査報告、平成25年度前期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告、これらはお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。

次に、今定例会の提出議案ならびに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、条例の制定1件、条例の一部改正4件、条例の整備1件、指定管理者の指定5件、計画の変更1件、補正予算7件の計19件です。議会側提出のものは委員会報告の1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知がありましたものの職・氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問の通告について申し上げます。

一般質問の通告者は岩崎議員ほか4名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。

発言の順序は通告の順序といたします。

発言の時間は再質問を含めて30分といたします。

それでは通告の順に従って発言を許します。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 2011年3月11日の東日本大震災の発生から今日で1,006日目の朝を迎えました。今だ復興の槌音は本格とはならず多くの被災された方々278,000人がいまだ避難生活を余儀なくされ、特に原発事故の福島の住民は全国各地にちりぢりの生活を強いられています。それらの人々の思いに心を碎き、私たちのこの美深町での地域の恵みに感謝をしつつさまざまな課題解決に行政も議会も心血を注いでいかなければならないという思いで今日の一般質問に臨みたいと考えています。

今日の質問は、行政にかかわる2点について伺うものであります。

1点目は、地域の足の公共交通体系の現状と課題解決に向けた取り組みについて伺うものであります。少子高齢化や社会環境の変化の中で、地域住民の足として公共交通の効果

的なサービスの提供が求められているところであります。平成22年3月に策定されました、美深町地域公共交通総合連携計画の現在の進ちょく状況と、さらには課題について以下の6点について考え方や実施状況をお伺いするものであります。

ひとつ目は、計画策定当時の状況からどのように改善が加えられ、また、未解決の課題はどこにあり今後の取り組みの日程はどのようにになっているのかお伺いいたします。

次に、この計画に合わせまして、平成22年から開催されております地域公共交通協議会またその専門部会の開催状況がどのような形で進んできたのか、そしてその協議内容はどうになっているかお聞きたいと存じます。

3点目は、その中でスクールバスの活用も地域公共交通の中にはあると思うのですが、その利便性の向上について今新たな課題としてデマンド方式でのその活用法方が急務と私は考えるところですが、その辺の考え方についてお聞きしたいと存じます。

4点目は、すでにデマンドを実施しております仁宇布線の問題ですが、ひとつは日曜日の運行が現在はされていないという状況にあります。また、せっかくのデマンドの運行も現在のJRの運行ダイヤとの連携がなかなか難しいといいますか適用されていないというのが現状であると思いますが、それらについて今後どのようにそれらを進めていくのかということが4つ目であります。

5つ目は、今それらの協議会を経て公共交通の利用促進策をいろいろ進めていると思いますが、それらが現在どのようになっていてその効果はどのようにになっているのかという点についてお聞きしたいと思います。

6つ目としましては、公共交通全体の収支の問題ですが、住民サービスの面ではより少ない予算でより効果的な実施をするという手法もひとつ求められるところだと思います。それで、財政上の負担軽減がそれによってどのような状況になっているのかということもお聞きしたいと存じます。

そして、大きな2点目ですが、新たな地域政策の策定につきまして住民総幸福量といいますか表現はいろいろと思いますがそのような基準を導入されてはいかがかということです。2011年の11月にブータンの国王が日本に来られました。その際、マスコミを賑わせたのは、幸福指数世界一の国というキャッチフレーズがありました。この幸福指数世界一というものがこのときずいぶん脚光を浴びたということがございましたが、翌年国連は国王の提案を受けて国連総会の席上全会一致で3月20日を国際幸福デーと決議をしました。また、日本にありましても、内閣府も研究会を立ち上げ23年8月には幸福度指標試案報告をおこなっております。これによりまして、国内総生産いわゆるGDPという旧来のひとつの単一の指標というものを基準にすることなく新たな社会の動き

を問い合わせるという動きもあります。また、全国各地でもいろいろな自治体にあってそのような形で住民の幸福度を基準にした考え方で政策を進めようという動きがずいぶん顕著に表れておりまして東京都荒川区では、グロス荒川ハッピネスG A Hという表現で表しておりますが、荒川区民総幸福度を独自の幸福指数を考案して先進的な取り組みを進めて注目されているところでもあります。町村にあっては、島根県海士町が総合計画策定とその政策実施にこの手法を取り入れてまちづくりを進めているという現状にあると思います。当町もある意味早い時期からこれらの研究機関を立ち上げて次の第6次総合計画策定に反映させるということが必要なのかと考えるところでございますがそれらの考え方について所見を伺うものであります。また、この総合計画につきましては旧来10年をひとつの区切りとして進めていたのですが、最近はこれを8年にするという市町村が随分増えています。首長さんの4年の任期とリンクさせていくというのがひとつの進め方かとも思うのですが、それらについての取り組みについてもどのように考えておられるのか所見を伺うものであります。

あとは自席での質問といたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政、公共交通と住民総幸福量という観点で2件のご質問をいただきました。

はじめに、地域住民の足を確保するという課題に向けての考え方についてお答えをしたいと思います。地域交通総合連携計画の進ちょく状況と課題についてのご質問でござりますけれども、まず、計画策定当時の現状からどのように改善されてまた未解決の課題をどのように取り組むのかということでございますけれども、計画策定時の状況については名士バスが恩根内線と仁宇布線を運行し、スクールバスでは一般住民を混乗させる形で玉川線、楠・清水線、班渓・吉野線の3路線を運行し、さらに美中線は生徒だけを中心に恩根内地域から中学校までの運行を行っておりました。こうした中での主な課題と改善についてでありますけれども、ひとつの課題は仁宇布線の乗車密度が大変低くて非効率的な運行になっていたことから平成22年度からの2年間電話予約による自宅の玄関から目的地まで送迎するデマンド型の実証運行をおこない24年度からはデマンドバスとして本格運行に移行している状況でございます。

2つ目の課題は、市街地における公共交通整備のニーズが高いことから平成23年度から3年間循環型や予約による最寄りの停留所から目的地の停留所まで送迎するフレックスバスの実証運行をおこないまして、25年度からはフレンドバスとして本格運行に移行している状況であります。このほか、交通機関相互路線バスとJR等々の連携でありますけ

れども、不十分ではないかという点など改善が必要なものは隨時検証を行いながら解消しております。一方、未解決の課題等につきましては、農村部における交通空白地域の足をどのように確保するのかという難しい問題であります。フレンドバスや仁宇布線デマンドバスのエリア拡大、その他農村地域でどれだけの需要があるのか、来年度においてどのような形が望ましいのか見当をしていかなければならないと思っております。

次に、地域公共交通協議会等の開催状況と協議の内容についてでありますけれども、本協議会は平成21年度に設立いたしまして今年度までに14回の協議会を開催しております。その前段には専門部会の協議を行うなど地域住民の足の確保にかかる事業計画の策定や実証運行試験の検証などについて協議を行っておりまして、これの具体的な詳しい内容等については町のホームページ等に会議録を載せておりますのでご覧いただきたいと思っております。

次に、スクールバスの利便性向上についてでございますけれども、スクールバスについてはあくまでも幼児・児童・生徒を送迎する役割が基本であります。一般の住民が都合よく利用できるようなデマンドバス方式をこのバスに導入することは非常に困難で難しい状況にあるわけでございます。ただし、少しでも利便性が向上するよう恩根内線では24年度から夏季における運行を増便いたしまして恩根内から清水・楠の敬老便という形で週1回から2回に増やしているわけであります。高齢者の要望にこたえるような改善も図ってまいったところであります。

次に、仁宇布線の日曜運行といいますかJRの運行ダイヤとの連携についてでありますけれども、仁宇布線のデマンドバス運行に至る経過については効率的な運行形態を探るという視点で実証運行試験を行っており、もともとの路線バスの日曜日は運行しておりませんでした。協議会においても特に要望・ご意見がないということで日曜日の運行は行わないという方針できているわけでございます。

次に、公共交通の利用促進策の内容と効果についてであります。町民に分かりやすく情報を提供するという意味で大きいサイズのチラシ、さらにはパネルを作り、幟旗等も作りまして公共施設や公共機関に提示しているところでございます。また、菊丘トンネルの完成とあわせましたバス祭りの開催などバスの利用に応じて、かぜる交流ステーションの利用券を配布するなど新たな公共交通をPRする促進事業等も実施してまいったところでございます。従いまして、徐々にではありますけれども町民に浸透してきているのかを感じているところでございます。

最後に6点目でありますけれども、公共交通体系の収支で財政上の負担軽減が図られたかということでございますけれども、仁宇布線のデマンドバス運行については従前の運行

形態と比較しますと従前は400万円ほどかかってきたわけでありますけれども、デマンドバス方式の採用によりまして国の補助金を170万円ほどいただいております。これまでの道の補助金では約70万円でありましたので支出経費を差し引きますと100万円程度町費の持ち出しが軽減されたということでございます。また、市街地のフレンドバス運行については新たな公共交通体系でありますと、運行にかかる経費は約750万円となります。ですがそのうち国からの補助金が200万円あり、全体経費の4分の1程度を賄える見通しであります。デマンドバスとフレンドバスの全体の運行経費は増えてはおりますけれども国の法律に基づく地域公共交通協議会を設立しながら地域生活交通ネットワーク計画を作成したことから国からの財政支援も3分の1程度でありますけれども見込めるという状況でございます。これからも地域の高齢者を中心とする交通弱者の足を確保していくのは大変重要なことだと思っておりますので利便性の高い交通体系の整備に向けて今後も努力をしてまいりたいと思っているわけでございます。

次に、行政の2件目でありますけれども、新たな地域政策策定の視点に住民総幸福量という考え方を導入してはというご意見をいただいたところでございます。ご質問の内容・趣旨については只今議員からお話しがございましたので私から重複する説明は避けたいと思いますけれども、地域住民の幸福度といいますか幸せの感じ方等々については福祉の充実、住環境、地域の安全・安心、経済的な状況、さらには心身の健康、個人の暮らし方や考え方によって幸せといいますか幸福度というのはそれぞれの感じ方があるのではないかと思っております。町が現在進めております各種政策については町民が幸せに暮らせる為のものであります岩崎議員が提案する住民幸福量の導入をするという考え方を持っておりませんけれども、最終的には目指す方向は同じと考えているわけでございます。それと、後段ありました総合計画を8年にしてはどうかという考え方でございますけれども、現在第5次総合計画を平成30年度までの10年計画で進めております。これについてはご理解をいただいていると思っておりますけれども中間年の27年度には必要に応じて見直しを行うと公表しております、そのほか主要施策の実施については3年前の具体的な実施計画を定め毎年ローリング作業を行っており今後もこれらの計画に基づき着実に事業を進めていく考えであります。従って、只今8年という話がございましたけれども今持っている計画10年で只今のところ進めていきたいと考えているわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） まず、2つ目の質問のところから入ってきたと思いますが、これについては目指す方向は同じというご回答をいただきました。町長の言われるようにものさしというものは非常に難しいというのは当然であります。具体的にでてくるものさしで

はありませんから大変難しいと思うのですが、やはりこれから少子高齢化社会の中でそれぞの政権がいろいろな政策を国が執ってくる中で町長も答弁の中で話しておられるのですが、中央は良くなっている北のまちはなかなかその影響が来ないという話をされますが、国が進めているのは経済を中心とした指針でいま動いているというのが現状だと思います。そこにこれらの手法を取り入れて、中央部と地方では当然お金の価値、同じ100円でも価値のあり方が違うと思いますので、そのお金を中心としたそういう体制からやはりひとつの目安としてそれにプラスしてみんなが幸福感をどう抱いているのかというあたりを指針を持ってくるというのは大事なことだろうと思います。暮らしがきつくて少ない収入の中でもみんなで、地域で助け合って生活をしていくのであれば、私はこの町にとどまりたいと、そういうことがこれから多分出てくるのだろうと思います。いま人口がどんどん都市部に特に高齢者の方々が元気なうちに都市部に行きたいという傾向が続いていると私も非常に危ぐしているのですが、それはやはりひとつはそれが不安を抱きここに本当は居たいのだけれども表に出ざるをえないという状況を作ってきてはいるのではないかと思っています。導入にあたっては非常に難しいところなのでしょうけれども、しかし、先進地は難しい数値もひとつの数値にしっかりと当てはめながら住民のそれぞれの幸福度をしっかり調査をして次の施策に結び付けるということを実際にやり始めているわけです。特に荒川区の区長さんあたりは、自分のところが良いということを自慢するのではないかと、これらの指数をしっかりと全国各地で取り入れていただきて全国各地の地域がよくなってくれれば良いのだ、と述べておりますがそのようなことをぜひ次の第6次の総合計画の策定にあたって今からやっていただきたいと、そういう研究が難しいからこそ今からそういう研究機関を役場内なり町民の中で具体的に作ってやる必要があるのかと思うのですがその辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 議員の言われる物差しといいますかそういうものもぜんぜん理解できないわけではありませんけれども、しかしながら、第5次の総合計画の中でいろいろ構想を含めて書いておりまして発表させていただいているわけであります。その中に1つずつは申し上げませんけれども、みんなで築く輝くまち、安心安全、さらには町の基盤となるインフラの整備、そしてさらには教育、福祉、介護の充実等々も含めて、どうしてもお金という部分は人が生活をしていく上で必要なものでありますから産業の振興を含めてどうしていくのかということを掲げているわけであります。合わせて、人づくり、組織づくり、労働者の確保という部分を含めて第5次総合計画に総体的に網羅しているわけであります。もちろん行財政の心配ごと課題等も列記させていただいているわけであります。

そういう中で、幸福度といいますか先ほど冒頭申し上げましたように精神論的なあるいは心の中にある部分等もあるのではないかと思いますけれども、ただ、いま第5次の総合計画がやっと2年が終わって3年目に入ろうとしているわけで、次の第6次の総合計画を作る段取りというものはまだまだ時間を要するわけでありますからご理解をいただいておかなければならぬと思います。話はわからないわけではありませんけれども、そういうことは今の総合計画に総体的に入っているというご理解をぜひともいただいておかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 町長の言われることも当然そうなのですが決して私は今の総合計画を否定しているものではなくて、その検証を今進めている大項目の検証をどこでどうするのかということも大事な部分なので並行的にそういう形の導入の研究を進めていくとそれらもしっかりと第5次総合計画を進めようとしていることが具体的に住民の中で検証される仕組みになっていくのではないかという観点からお聞きしているわけです。今行政側も議会もそうですし町全体も第5次総合計画をどうよりよいものに作りあげていくかということがひとつの目標のテーマですからそれは大事にしていかなければならないわけですが、しかし、やはり住む住民一人ひとりがしっかりと幸福感を味わえるようなまちにしなければならぬ時期になってきていると思います。一定程度の収入を得たものの並行してお金がどんどん増えていけば幸福感も増えていくかというと決してそうではないという統計等も出ていますのでしっかりと今その辺のことについてそれらの進め方を並行して進められないか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 色々な評価といいますかあるわけでありますけれども、従前とておりました評価の仕方等々についても随分変えてきたつもりであります。例えば、第5次総合計画を具体的には2年前からでありますけれども内部評価だとか外部評価だとかいろいろな形をとりながらやってきた部分があるわけであります。議会の議論等もそういうことを元にしながら民間等の評価等もいただく形でそれぞれ取り組んできた事業、さらにはそれぞれの項目等についてもそれぞれまちの方々からも評価をいただいて議員さんにもそれをフィードバックしながらいろいろ議論をいたしてきた経過がありますので、今その方向をより積み上げていくという作業に当分はしていかなければならぬと、熟度を高めていかなければいけないということで精力を使つていただきたいと思っているわけであります。6次のところまで今の段階で考えることについては私としてもおこがましいのかと思いまして答弁を控えさせていただきました。議員さんの言わんとする幸福度等々について

は私も同感であります。経済だけではないのだということをもちろん知っているつもりでありますけれども、それは町民とともに共有する形で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 続きまして最初の地域の足の公共交通体系の現状と課題に移りますが、先ほど地域公共交通協議会の開催の内容についてお聞きをしました。私も調べさせていただきましたが、21年から14回協議会を開いて専門部会も10回近く開いております。ひとつの大きな仁宇布線のデマンド化の問題とまちの中のフレックスバスの運行に関する協議が主な中身だったのかと思いますが、実はそれらの回数ですが会をたくさん開けばよいというものではありませんが、会議の回数などを見てみると今年度はまだホームページ上では1回しか開かれていないわけです。その今年度開いた活性化協議会の結果の中身についても専門部会等を設置して具体的にこれらの課題について協議すると議事録の中ではなっているのですがそれがいまだに開かれていないという状況についてお聞きしたいと思います。主力はその2つだったのかと思いますがまだまだ課題というものはたくさんありますし、先ほど町長の答弁ではそれらについては来年度からという発言だったと思いますが、ひとつは先ほどから言っています恩根内線の問題です。恩根内の中での運行状況の問題とそれから改善されていないスクールバスの吉野・斑渓線のあり方の問題、それらについて考え方を聞きたいと思いますが、まずその協議会がまだ1回しか開かれていないということについてどういうことなのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 協議会が1回というのは今年の話かと思いますが、全体的に14回開いてきたと申し上げたつもりであります。それと、今年試行から本運行にするために国の補助金の制度を認めてもらうためにこういう協議会を並行して作りながら進めるわけでありますけれども、実質運行に入っていますので大きな問題点はないのだというご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 22年に作られました地域公共交通総合連携計画の中では今町長が答弁された中身も含めて全体像で地域交通をどうするかということですから、街の中の問題と仁宇布線のデマンドの2つの大きなものは一定の解決をみたのかもしれません、しかし、まだ住民の中では、あっちがあんなによくなったのに自分たちは、という意見が随分あるわけです。それらもやはり解決のための施策を進めなければならないと思いますがそれがどうもないがしろにされていると見えてしまうわけです。14回開かれたという

ことですが、21年から3回、3回、5回、2回という形で数多く開いて当然それは重要な部分の協議もありますから数は多いのでしょうかけれども今年度に至っては1回、形だけ開いたと、これは計画の中では27年度まで続きます。それが今年は1回しか開かれなかつたということがどうも力の加減といいますか住民には等しく同じような足を確保するということが公共交通のあり方だと思いますがそれが1回しか開かれていないということがどういうことなのかその辺を聞きたかったわけです。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 基本的な押さえとして理解してほしいと思いますのは、先ほどお話しのように仁宇布線のデマンドの試行それから本運行をやるための協議会そして市内のフレンドバス等々についても試行から始まって本格実施に向けてのこれらの課題を整理するための協議会でありますので、その中では今議員がおっしゃるような町全体の話も出ないわけではありませんけれどもそれが中心でありますからあえて今協議会を新たに開いていないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この総合連携計画の中では今町長がおっしゃった2つのことが重点策なのかしれませんが、町全体の運行形態をしっかりと見直して今のニーズに合った体系していくのだということが大きな目的だと私は思っています。今住民の間から特に恩根内の方々ですとかそれから吉野の方々ですとか、やはり足を必要とする方がいるにもかかわらずそれがなかなか具体的に前に進まないと、一方では東と南の方と仁宇布の方では戸口から戸口にしっかりと必要に応じてデマンドが走っていると、その差は何なのですか、という問い合わせがあるわけです。それはやはり早急に改善の対策をしなければならないと思います。先ほどの町長の答弁の中でも、恩根内については老人のための本数を増やしているということスクールバスを利用して回るところは戸口から戸口というところも現実実施しているということもお聞きしていますが、その辺のところをしっかりと全体の交通体系の中でどの住民にとってもよかったですと思えるような足にしなければいけないのではないかと思うのですが、それを考えるとこの協議会が1回しか開かれないということはそれらの課題についてある意味協議なり検討なりそれらを実施する方向性がないのかとみても致し方ないのかと思うのですがその辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 協議会の性格的なものについては先ほど申し上げました仁宇布線なり市街地の部分を国の事業なりそういうところに乗せるための総体的な計画をつくって協議会を全体運行して進めているという理解をしてほしいと思います。ただ、そうすれば

仁宇布なりほかの市街地それ以外について課題がないのかといったらそうではなくてやはり課題もあるという押さえはしておりますけれども、しかし、補助に乗せたりそういう具体的に対応ができる状況にはなっていないと、そしてどの程度利用されるのかどうかということについては慎重にわれわれとしては様子を見ながら住民の意向を酌みながら今後どう進めていくのかと、次の課題に入ってくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その次の課題の協議は今年度ではなくて来年度以降という考えですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） まだきちんと調査とかそういう具体的な課題等をどうするのか調査もしておりますので来年度とかそこまで申し上げる段階にはなっていないということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） すれ違いがあるのですが、この総合連携計画を策定して地域交通の公共活性化協議会を開いて、この年限は27年度までですね。この協議会そのものも。ここでひと通り締めくくりで終わるわけですね。その間にさまざまな課題の解決が求められる中でまだ先の話だと、来年度にするわけでもなく再来年度でもないと、それでは何のためにこの地域活性化協議会というのはあるのですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 路線、路線の運行の認可だとかそういう部分ももちろん必要でありますけれども、全体的な計画を国に出さなければならぬわけで全体的な押さえをしてもらわなければなりませんからひとつの計画としてつくり上げてご理解をいただく作業をしておりますけれども、今次のいろいろな課題で例えば美深町でいえばさまざまあるのかと思いますけれども、しかしそれを具体的にこれはこうするああするというところまではなっておりませんのでやれるところから進めていると、次のものを具体的に整理して対応するという状況には至っていないということを申し上げているつもりでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 平成23年度の第4回の活性化協議会の議事録を見ているのですが、その中でスクールバスの利便性向上についてということで恩根内地区の利便性向上について委員からの発言があって、現状の状態そしてさらには要望として先ほど町長のいわれた敬老便の運行の件、それらについて要望が上がっています。それについては24年5月から実施をしたいということで対応して具体的にそれらの便が増えているということで

すが、この協議会そのものが地域全体の足の確保のためにあるものと私は思っているのです。そうではないのですか。その2つの目的のためにする協議会なのですか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 全体的には地域全体のことを考えながら計画をしているものであります。しかしながらやれる部分から取り進めているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 先程他の質問の中でもしましたが、ひとつは仁宇布線の日曜日運行とJR運行ダイヤとの連携については先ほど日曜運行の要望がないというお話しがあったのですが、トロッコ王国あたりは非常にこのデマンドを使った来客が増えている現状があります。地域の中でも日曜日に町に出るのに足がないのだという話も仁宇布の住民の中からあります。それらについて課題をどういう捉え方をしているのか分かりませんがさまざまな課題が多分あると思うのです。それらについて要望がないから委員会を開かないのではなくて、改めて今例えばデマンドにしたところもいろいろもっと解決しなければならない課題が多分あるのでしょう。具体的にはまだまだあるのですが言いませんが、フレックスタイプバスにしても課題はたくさんあると思います。しっかりとそれらの課題について住民の声を聞き、そしてそれらに対応するために協議をしっかりとやってほしいと思うところですが、なにせ1回というのは形だけの協議会かと思わざるをえないわけです。ですから、課題が現状ではなかったのかもしれませんがあれ少し委員会の委員のメンバーに課題はどうなのかと問いかけるなど何らかの形で27年度までの時限ですからその中でしっかりともう少し進める必要があるのかと思うのですがその辺の考え方を改めてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほどから申し上げておりますように全体的には14回くらい開いて来たのですけれども今年の部分について本格運行に入っておりますので大きな運行上の課題等については特にないのかということで今のところまだ開いていないと、これはご理解いただけるのかと。しかし、全体的な話があるとすればその辺のことは検討をしなければならないのかと思っております。具体的に言われました仁宇布線のトロッコ王国等々の状況は声があるないということは別にしておきまして、トロッコ王国の入り込み者全体的には11,000人ほどでありますけれどもデマンドバスを利用していただいたデーターは少し古いのですけれども4月から10月の4カ月間でどのくらい利用されたのかという数をとっておりまして150人程度利用されたのかと。またJRのダイヤとの連携が悪いという話も聞いておりましてその辺についても朝の8時の便さらには9時の便と少し改善

を図ってきたところでございまして求められているものについてはそれなりに対処をしてきているつもりではおります。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） その辺の認識の違いがあるのかと思います。

話は変わりますが、社会福祉協議会は、1人の不幸も見逃さない、というキャッチフレーズで社会福祉協議会の事業を進めています。美深町は福祉の町を謳いながら、言い換えれば福祉というのは幸福ということなのでしょう。具体的に1人のご老人が足で困っているという状況があったときにそれは数的に乗る人が少ないからとかそのような論点で議論して良いのかということがひとつあると思います。その辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 言われるよう1人の不幸も見逃さない、これは基本的な話でありますからそういう基本的な考え方であります。ただ、行政でありますから必ずしもその通り物事が実行できるというものでもなく全体的なご意見をいただいて整理をしていかなければならぬということについてはご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） ですから、先ほどから言っているのは地域の住民の足としての公共交通の問題というのはまだまだ課題がたくさんあるという認識であると思うのですが、そうであるならばせっかくある協議会でしっかりそれを議論して前に進める努力が必要なのではないかということを聞きたいところなのです。小さなことをくどくと言いたくはありませんが1つだけ言いますと、例えば町の中のフレンドバスについては私の耳にも結構苦情が入っています。ひとつ運行上の問題で、これも日曜日は運行していません。その日曜日に運行はしていないけれども新しくできた、ほっとプラザ☆スマイルは日曜日は開いていて月曜日が休みだということで、日曜日にほっとプラザに行きたくてもバスがないから痛い足を引きずりながら歩いているのだという話も聞いています。運行体系の問題・課題はたくさんあると思います。その辺もしっかり捉えて事務局関係の方々にもっとしっかり情報収集をしてほしいところですが、しっかりそれらの問題をやったから良いのではなくて、やった結果として次の課題がどこにあるのか問題点はどこにあるのかということをしっかり捉える手法が協議会に必要ではないかと思います。それを具体的に一つ一つ改善していくような手法が今年もそうですし来年も再来年もそれらのことは続けていくべきだと思いますが、気がついたのであれば今年からでもぜひ専門部会なり協議会が開けるのであればもう一度開いてそれらの課題についてしっかり各委員の意見を聴取しながら前に進

める考えはないかどうかその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 町の中のフレンドバス等を利用される方はかなりおられるわけですけれども、それぞれの乗る場所の問題だとか行き先の問題だとか10人いれば10人それぞれの目的が違いますからそれぞれの考え方、意見・要望があるのが現実かと思っております。それらを聞きながら最大公約数的に運行をやっているわけでございます。しかし、今ご指摘のもう少し事務的体制の気配りといいますか心配りも必要ではないのかと言われましたのでその辺はもう一度事務局とも相談をしながら見直しとまた会議のあり方等についても議員からいわれる部分をやりきれるかどうかわかりませんけれども意に止めて大事にしてまいりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） そのような形で進めていただけるのであればひとつ提案をしたいことがございます。今、恩根内線で朝と昼と夕方の3便スクールバスの運行をしております。それは清水を回り、楠を回り、一部小車を通ってセンタープラザに入りをしているのですが、そのバスは発着がスクールバスですから美深町の町の中から発車をしてそして朝1便回ってはまた1回帰ると、午後の便にまた美深から恩根内まで15キロを走って1回回ってそこで待機をして夕方の便を回って帰ってくるということで美深の車庫から1日2往復しているわけです。スクールバスですから教育委員会等の関係もいろいろあると思うのですが、たまたま聞いた話ではその運転手さんは朝恩根内地区からわざわざ1回バスを取りに町まで来てと、町の部分では2往復、本人にとっては1往復わざわざ使わなくてよいガソリンを使ってやっている実態にあるということです。そうであれば、そのバスも10人乗り程度のものだと思いますから恩根内地区に常駐させてそこに通つていけば経費の面でもずっと下がると思うのです。年間毎日のことですから。なおかつ、地域の住民でスクールバス以外に駐車している時間帯に地域の人たちがセンターで会合があるとかそういう時に利活用ができるような仕組みに変えていくともっと恩根内地区に住んでいてもよかったですなど、便利だと感じると思うのです。聞くところによりますと週2回の敬老の集まりには30の方々が集まるということです。あの地域は今200人足らずの人口になってしまいましてその中で30人の人が集まるセンタープラザになっているのです。その中で上手に利活用してもらえるような体系もこれから考える時期にきているのではないかと思いますが、ハードルはいろいろあると思いますがそれはやはり上手に解決していく方法があるのかと思うわけですがそれのことについてもぜひ協議をいただきたいと思いますがそれについてご回答をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） スクールバスが絡んでおりますので私からは明確なことは言いきれない部分があるのですが、ひとつの提案として承りましたのでそれはそれとしてやれるかやれないかを含めて委員会の方と教育長も聞いておられたと思いますので検討させていただきたいと思います。やれる、やれないは後ほどにしていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、9番 岩崎君の質問を終わります。

次、4番 南君。

○4番（南 和博君） 私は今回項目産業1件、件名3件、教育1件、件名4件について町長および教育長に考え方を伺います。

まず、新年度に向けた農業予算の考え方と今後の課題についてというところから入りたいと思います。1番目として、担い手及び新規就農者対策について。今年の25年第1回定例会において25年度の町政執行方針を受けまして本年度の農業における担い手対策、新規就農者対策について考え方を伺ったところでありますが、その際、町長は担い手不足は農業だけに限ったものではない、商工業も同じ環境にあり町全体の対策を講じたいとの考え方方が示されました。その結果、新年度予算については商工業における大胆な担い手対策が条例化して今回提案されておりますが、農業担い手対策の新年度の考え方を伺うものであります。2番目といたしまして、経営安定化に向けた施策及び農業関連の各種条例の改廃についてであります。平成25年度の農業振興策として道営事業も含めて大小42の新事業を展開しているところでありますが、新年度において農家の経営安定対策に対しての施策はあるのか。また、25年第1回定例会において条例等の中で旧態依然のものがあることを質問した中で町長より条例規則等の中で古い部分があることを認識していると、25年のとっかかりとして総体的な見直しを担当課に指示したいとの答弁をいただきましたのでその後の進ちょく状況を伺いたいと思います。3つ目として、減反政策廃止に伴うわが町への影響と考え方について。昭和45年に米の減反政策が打ち出され、この間政策の名称が変わりながらもこれまで43年にわたるコメの生産調整が続いてきたわけですが、最近の報道で政府の方針として減反政策の大転換を示しており、転作率の高いわが町においても農家経営、農協経営、地域経済に多大な影響が出てくることが懸念されますが少ない情報の中で懸念される問題点・課題そして影響をどのようにとらえておられるのか伺うものであります。

次に、新年度に向けた教育予算について伺うものであります。

1つ目として、体育振興予算について。今年東京オリンピックの開催が7年後に決まりまして国全体においてもスポーツ振興の機運が高まっている中でわが町においては先がけ

てこれまで振興策を手がけてきたわけですが新年度においての体育振興にかかる予算編成の考え方を伺うものであります。2つ目として、美深高校存続に向けた対策及び卒業後の就職対策について伺います。少子化による児童の減少、子ども達の部活動の充実、進学志向の中で美深高校の志願者が減少する中、間口減の要件のクリアは重要な懸案であります。新年度に向けた対策はあるのか。また、生徒の就職については地元に就職したいが働く場が少ないとの話も聞き、現状をみると町としては積極的なアプローチが見えない状況であります。高校存続にとって卒業後の就職対策の充実は必須と考えますが町として対策はあるのか。3つ目として、美深高等養護学校への支援策について伺います。本年1月22日に開校30周年を迎え、地域に根ざした学校として美深町にこれまで各分野に貢献してきた学校ですが、今回一間口増え、今まで以上にまちづくりに相乗効果が期待されるところですが新年度において新たな支援策はあるのか伺うものであります。4つ目として、山村留学の現状と課題に対しての考え方について伺います。近年の仁宇布地区における山村留学事業は一時期の存続の危機を脱しまして今では待機者が出るほどの状況であり住環境の整備や留学される児童・親子への支援策の充実が功を奏した結果と認識しております。今後の山村留学事業を現状の立ち位置の事業としていくのか、新たな事業展開を考えていくのか、また、校舎の耐震化及び改修・改築について美深中学校の改修・改築を検討するとの見解が示されておりますがこれらはどのような方向性なのか伺うものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 質問者に申し上げますけれども、答弁先を指定してください。両方の名前が出ている科目については教育長が答える、町長が答えるというようにこれから全般の質問者も同じように考えていただきたいと思います。

町長。

○町長（山口信夫君） 只今、南議員から産業・教育の2項目2件のご質問をいただいたところであります。

まず、新年度の農業予算の考え方さらに今後の課題等について申し上げます。一つ目の担い手及び新規就農対策は3月の議会においても課題としてご質問があり答弁をさせていただいたところでありますけれども、持続的に発展していく美深農業を実現させるためには何と言っても担い手の育成確保が最重要の課題であるとし積極的にこれらの推進を図っているところであります。特に懸案でありました農業研修の寄宿舎でありますが4月の開設となったわけでありますけれども、受け入れ農家のご協力等もありましてこれまで5人、酪農畜産については3人、畑作園芸については2人の実習生を受け入れさせていただいた

ところであります。また、酪農畜産の実習生の3人については現在も継続中でございます。さらに、東京大学の農業体験プログラムとして8月19日から9月27日までの間、12人の東京大学の学生さんが利用されまして初年としては良好な利用実績の状況となったと思っております。受け入れた実習生の中には美深農業に関心を寄せていただいている方もおりましてひとりでも多くの方が担い手パートナーとして関わっていただければと期待をしているところでございます。農家子弟さらに担い手新規就農対策についてでございますけれども、現在親元で後継者として農業に従事している農家子弟の方は23人ほどと押さえております。新規就農では現在恩根内地区の、農の彩北おんねないという集団がありますけれども研修中の青年1組ご夫婦でありますけれども4月から畑作野菜農家として就農予定をされております。また、西紋地区で新規就農、畑作一般でありますけれどもこれを目指したいということでありましてその青年と現在相談中であります。その他、新・農業人フェアという就農相談会的なものでありますけれどもこれの参加をはじめ、道の農業担い手育成センターとも連携しながら新しい新規就農者対策を積極的に推進しているところでございます。しかしながら、質問をいただいた議員と認識は同じと思っておりますけれども、しかし何といっても農家子弟は経営主の働く姿を見て自分も農業をやりたい、親の跡を継ぎたいという志しというものが大事になってくると思っております。そのためには、農業が魅力ある職業として収益性のある農業経営を継承できる経営基盤や環境整備が必要ではないかと思っているわけでございます。そこで、農業経営安定化に向けた施策及び農家関連の各種条例の改廃等があるということが指摘されておりましてそれぞれ経営安定化に向けた施策でありますけれども基本となりますのはまず土づくり、さらには基盤整備としての農業農村整備事業を継続して推進していくということであります。水稻・畑作・酪農・畜産それぞれに支援策を講じておりますのでこれは考え方を踏襲していきたいと思っております。それと、酪農畜産の飼料価格が高止まり傾向の時期でありまして自給飼料の確保対策が非常に重点施策として新規に予算措置が必要になってくるのかと考えているところでございます。25年度の新規支援施策等については草地の整備であるとか恩根内放牧場の草地整備事業であるとか自給飼料の確保対策の支援事業であるとか農協が開設しました育成預託牧場整備事業等々にはご理解をいただいていると思っておりますけれども、これら新年度においても引き続き基盤整備事業や自給飼料の確保対策に意を配してまいりたいと思っております。また、先の3月議会でありますけれども農業関連条例規則等の改正されていない古いものが残っているというご指摘を受けたところであります。整備をした具体的なものとしては、農業青少年研修奨励規則、昭和47年に規則第8号でありますけれども整理をしたところであります。それと、3番目

の質問で減反政策廃止に伴うわが町の影響と課題というお話をいただいたところでございますけれども、米の生産調整による減反政策は5年後の平成30年に廃止するという話が出ておりまして米の直接支払い交付金の見直しでは減反に応じた農家に今まで10アールあたり1万5千円が交付されていたわけでありますけど本町の米の支払い対象の水田面積は207ヘクタールで交付金は約3,000万円であります。来年から4年間10アールあたり半分の7,500円となるわけであります、しかしながら、それも平成30年から廃止されるという方向になっております。また、本町の水田活用の直接支払い交付金の対象面積は663ヘクタールとなっておりまして25年度は139戸3億1,200万円の交付を受けているところでございます。現時点で水田の交付金について今日も担当者が札幌へ出向いて情報を仕入れている段階でありますけれども、今詳細をきちんと押さえかねているということでいま勉強中であるということも理解いただきたいと思います。これから予算措置への影響等も含めながら情報を収集しながら対処してまいりたいと思っております。先ほど申しましたように水田面積は加工米を除いておりますけれども26戸の207ヘクタールで、転作水田としたいくらなのかというと139戸、663戸で両方で見ると870ヘクタールほどあるということで転作実施について約76%ということでございます。

次に、教育予算の関係でありますけれども、私と教育長にご質問があると思っておりますので私の方から教育の部分のかいつまんだ話をさせてほしいと思っております。教育予算については教育委員会という執行機関が教育の現状と課題を踏まえながら討論・議論を重ねてその実現に向けた事業を展開しているわけでありますから、当然のことながら教育委員会の意見を十分聞きながら予算編成に私としては当たっていくということでこれが町長としての姿勢であります。従いまして、具体的な答弁は教育長からされるわけでありますので私からは概括的な答弁をさせていただきます。まず、体育振興ですが、これまで町のスポーツ振興に力を注いできたということで特に近年ではエアリアルを核しながら各種スポーツの推進を図り、特に子どもスポーツふれあい基金を創設するなど進めてきたところであります。体育協会を中心に町民全体を対象とした総合型地域スポーツクラブは住民活動の中心となるものであり、まずは自助努力を願うものであります。その推進体制またはエアリアルの推進体制に対して必要とする支援を考えております。合わせて、スキー場の景観整備についてでありますけれどもこれは非常に期間がかかりますが着実に進めていきたいと考えているわけであります。次に、美深高校の存続に向けた卒業後の就職対策という課題でありますが、存続対策はいま大きな課題になってきていると理解をしております。子どもの数をみるとその厳しさを認識せざるをえないと思っております。従って、

生徒の確保や卒業後の町内への就労対策など今何が具体的にできるのか、これらをしっかりとと考えていきたいと思っております。次に、美深高等養護学校への支援の関係でありますけれども、美深高等養護学校はおかげさまで今年30周年を迎える、あのような形で盛大に催すことができてよかったですと思っておりまして、地元の高校としてしっかりと協力し町民の皆さんにご協力を願い申し上げなければならないと思っているわけであります。次に、山村留学の現状と課題の部分でありますけれども、なんといっても学校そのものをどうするのかという基本があるのかと思っております。しかしながら、地域にとって大切な役割を担っており大事に考えていきたいと思っております。従いまして、山村留学が学校の在り方に大きく影響を及ぼすものでありますので大変学校という大きな事業でありますのでこれらの認識に立って必要かどうか考えてきたいと、これらの現状を考えるときに学校校舎等についてはかなり古いものでありますし真剣に考えていきたいと思っております。

教育長から具体的な答弁があると思いますので私からは基本的な考え方について答弁をさせていただきました。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田正充君） 私の方から教育費、予算の考え方についてということで答弁を申し上げたいと思います。

先程、質問の中で体育振興予算についてということで具体的なことのお話しがなかったものですからどのようにお答えをしてよいかと思いますけれども私なりに大きな課題としてもっているものということでお答えを申し上げたいと思います。まず、体育振興は平成17年にタレント発掘育成事業ということでエアリアルを中心に全体のスポーツ振興を図ってきたということでございます。特にタレント発掘事業については近年子ども達が取り組んできている成果といいますか全体の競技力があがってきてるということがいえます。そういう中で以前からも何回か各議員から質問を受けているわけですけれども、やはり通年を通じた指導体制の確立というのが大きな課題だらうと思っております。さらに、練習喚起の問題もあります。そういうことを踏まえながらエアリアルプロジェクト委員会等々とも協議を進めているところでありますけれども、当面特に指導者の確保ということをさらに協議を進めてまいりたいと、これについては新年度即反映だとかどういった状況になるのか今後の協議に、特に指導者となつていただく人材が現実問題としているという大きな課題があるということもご理解をいただきたいと思っております。次に、総合型スポーツクラブということで近年スポーツ振興に本当に中心的に取り組んでいただいているということであります、本町のスポーツによるまちづくりの中核を担う組織であると認識をしているところでございます。ただ、その推進にあたってはやはり経費がかかって

くるわけでありますからこれまでも一定の支援をしてまいりました。しかしながら、やはり事務局体制それから経費の捻出ということが今後の総合型スポーツクラブとしての課題でもあるだろうと思っております。独立した組織でありますからスポーツクラブとしての努力をいただくということも再度お願いを申し上げなければならないと思っております。そういういた上にたってこれらの支援をどうしていくのかということを協議していく必要があるだろうと認識をしております。それから、今年度スポーツ未来基金を増設させていただきました。町の300万円と合わせて350万円を越す基金となっております。すでに先週段階ですけれども111件の申請を受け253万円の事業の額となっているところでございます。これからシーズンは冬季競技というのが中心となってきます。資金の状況等を考えるとほぼ使いきる状況になるのかということで、子ども達のスポーツ振興ということで大きな思い切った基金を作ったわけですけれどもそれぞれの利用者からは本当に高い評価をいただいているという状況でございますのでこれらについてはしっかりと継続をしていく必要があると思っています。主要のものだけについてお話を申し上げました。

次に、美深高校の問題ですけれども、美深高校は地域キャンパス校として6年が経過します。これまで教科書の補助ですか学習活動それから通学の助成、キャリア教育事業、部活動強化事業を含め多くの事業を実施して魅力ある学校づくりを推進してきたという状況であります。しかし、先程町長のお話がございましたけれども美深中学校は今年3年生が2クラス、来年からは全部1クラスということで子どもたちの減少傾向の状況をみるとだんだん厳しい状況になりつつあるということが事実であります。そのためには魅力を高めるということも当面必要な課題だろうと認識をしています。そうであれば、どういった魅力づくりをしていくのかということも今後大きな議論をしていかなければならぬと思っていますけれども、例えば従前やっておりましたアシュクラフト村への留学ですか、それから給食の議論のときに高校への給食の配食はという話もございました。そういうことを含めながら魅力づくりということをしっかり考えていく必要があると思っています。次に、美深高等養護学校でありますけれども、先ほどお話しがあった通り本年30周年を迎え、本当に美深町にとってなくてはならない存在になったという認識を持っているところでございます。さらに、平成26年度からは1間口が増になるということでございます。25年度予算でも増となるといったことを期待しながらいろいろな形で支援策を強めてきました。今年度は学習活動への支援も新たに取り組んだわけですけれども、その他これまでも学校そのもののPRですかいろいろな各種活動に多くの支援をしてまいりました。これらについて26年度については引き続きそういう形で実施をしていきたいと現段階では考えております。ただ、新たな魅力づくりといいますか高等養護学校を支える一つの

新たな求められるものがあるとすればそういうものが十分検討をしていくものになるだろうと思っておりますけれども、現段階ではそういう考えです。ただ、何といってもやはり町民全体で養護学校を支えているのだということを今一度確認をしていかなければならぬと思っています。一昨年からこれらについては体育大会、文化祭等についてそういう意を表すということで町民の皆さん、協力会の皆さんにご協力を願っているところがありますけれども、いま一度そういうものを訴えていきたいと思っています。

最後に山村留学でございます。今年度は15名の留学生を加えて現在18名の子ども達が学んでいるという状況でございます。先ほどのお話しの中で現状として今の状態は山村留学の立ち位置としてどうなのだというお話しがございました。山村留学そのものの規模をどのように考えるかというご質問だろうと思っていますけれども、それぞれ各地域での山村留学でもっと大きな地域もございますし、ただ、子どもたちの求める山村留学というものがやはりそれぞれの学校で違うという現状があるようでございます。そういうことを考えるとき現状を1つのベースとしてどこまでの規模にできるかと、町の財政問題もありますから現状からそう大きくはできないというのが現実だろうと思っています。ですから、現状をベースとしながら親子住宅が現在7戸入っておりますけれどもそれが7戸でよいのか、頑張っても10戸程度だろうと思いますけれどもそういうことも含めながら将来の課題としてはまだ若干検討する余地はあるのかと思います。ただ、現状の7戸それからホームの現在6名ですけれども地元生が幸い近年増えてくるという状況がありますのでそういうことを考えると山村留学そのものが一定程度安定的な運営ができると、学校経営が安定的にできるという現状がありますので現状の規模をベースにしながら考えていきたいと思います。そういう中で、当面する課題は先ほど町長の方からも校舎の問題がありましたが、やはり各施設の老朽化ということが課題であると思っています。おかげさまで昨年親子住宅を1棟2戸の新築をさせていただきましたけれども、現在それを含めて7戸を利用しています。本年、下水道の工事等も実施をさせていただきましたけれども、また2戸も老朽の状態であるということでこれらの改善というのは今後の課題だと思っています。また、ホスターホームは近年ずっと手をかけて直してきておりますから当面の使用については大きな支障はないと考えておりますけれども、ただ、耐震の方からみますと課題があるということも現実でございます。さらに、なんといっても一番施設的な課題というものは校舎そのものの耐震、それから老朽化という課題を抱えているということでございます。そこを基本的にどう対応していくかということをトータルで念頭に置いて整備を進めていくことが必要と思っております。やはり地域を考えれば必要な学校であるということは私も十分認識をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず、農業の分野から町長に考え方を伺いたいと思います。私は、毎度毎度担い手、新規就農に対しては質問をさせてもらっていますけれども、想像されると思いますけれども新規就農者も非常に大事だと、だけれども、農家子弟の担い手に対して若干物足りなさがあるということを毎回言っているわけですけれども、國の方針を見ますと新年度においては農家子弟についてもこれまでの青年就農給付金に比べて少しハードルを下げるような情報も聞いておりますけれども、今回商工業担い手支援条例が私どもの委員会に付託されますけれどもこれらを見ますと商業者の経営主の子弟が承継した場合は50万円という案が示されております。現在、美深町の農業の子弟に対しての部分で言いますと就農した際にお祝い金として5万円という制度があるように認識しているのですが、せめて商工業の支援条例レベルのものが必要ではないのかと思います。それから、町長の方からパートナーの話も出ましたけれども、このパートナー対策については現在地域担い手総合支援協議会に予算をつけて対応をしているところですけれども、特にパートナー対策については異業種交流会なりお見合い交流会を開催して一生懸命事務方ではがんばっているように認識しているのですが、そろそろ成果を上げる時期にきているのではないかと思います。そういった中で、新年度においても同じようなパターンで進めるのか、また違う認識を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

一問一答ですからひとつひとつ進めたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 農家子弟、農業経営に必要な大型機械の免許であるとかこういう部分については国等でも青年就農給付金なるもので最長5年でありますけれども150万円も支給するという要件があるわけであります。しかし、満たされない農家の方々もいるわけでありますけれども、今お話しのように新しい制度も検討されているのかと思っております。ただ、どうも農家子弟に対する今までの祝い金5万円は小遣い程度しかなかったもので新しく今つくろうとしている商工業の担い手対策等々と整合性がとれているのかというと必ずしもそうではない部分もありますし、これから検討になるわけでありますけれどもそういうところ等を見ながら前向きに対応していくかなければならないと思っているところでございます。先程も言いましたけれども、担い手農家子弟で親の背中を見て育つといいますか期待も大きいのだろうと思いますけれども、青年就農者も生きがいを持ってお嫁さん対策も含めて努力してほしいと思います。後半の方でお嫁さん対策、パートナー対策を従前のやり方でという話もあったわけありますけれどもこれもこれだという方式

がなかなかないわけで、後継者となる青年担い手も自らの事として生きがいを求めて異性を説得するくらいの気持ちで取り組んでほしいと思います。あまり乱暴なこと言うと問題を残しますので申しませんけれども、そのくらいの気構えをもって取り組んでほしいと思います。それから、パートナーを世話するお願いなどをやっているわけですが、その他研修だとか勉強会でいろいろ積んできた部分もあるのですけれども果たしてそれだけでよいのか、問題はどう具体的に実践的な結び付きをするのか、そういう時代に入っているのかと。かといって、昔のようなお嫁さんを世話するようなやり方は非常に難しいのかという思いと両方あって頭を抱えるわけですが、その辺は農業委員会、パートナー対策等々を担っているところと連携をしながらもう一步具体的になるように取り組んでいきたいと思っています。申し上げておきたいと思いますけれども、実績が全然ないかといったらそうではなくてパートナーで来られた方が結婚されたり、わが町に新規就農で入られた方が農村青年と結びついたり、いろいろな形があるわけでありまして、そういう実績が出ているということをご理解いただいていると思いますけれども全体の認識としてよろしくお願いをしたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 成果に関しては言い過ぎだったのかもしれませんけれども、私も何組かの成果は出ているというのは認識していますが今取り組んでいる中において今までのやり方でよいかどうかという部分であります。そういったところで、先だって政務活動である町に研修に行ったのですがそこではパートナー対策に力を入れていますし、今私たちの町はそういう協議会がお金を出してお尻をたたくような形で進めていますけれどもその町はそういう自助努力で婚活パーティーなどをやるグループに支援をするというやり方、もう一つは先輩方、経験のある方々の力を借りて昔でいう仲人的な世話役的な方を登録制にしてその方々の活動に対して支援をするというやり方もあるわけです。そういった新しいやり方をしていくことも必要ではないのかと。今私もかかわっていますけれども異業種交流会あたりは、どうも中途半端なやり方だよ、という意見も組織の中から上がっています。そういった意味で、農業委員会が先導してやっていますお見合い交流会という具体的にやるものと地域の力を借りていくようなやり方と両極端なやり方に仕分けをしながらやっていくことがこれから必要なのかと、私も中に入って、あなたがきちんとやらないからと言われるかもしれませんけれども、一回その方向性を整理してやる時期にきているのではないかと思いますのでその辺の考え方、またそういうことに対して町長から良い悪いの意見もいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） これは本当にあまり立ち入ってはいかがなものかと思いつながらいろいろな提案なりやり方の工夫は考えていいってほしいというのは今まで私も事務局的には申し上げてきたつもりでありますから、今日議員から言われた部分も含めていろいろこれからどうするのか検討されるのは良いことではないかと思っております。そういう部分で今までやってきた勉強・研修、それでは進まないのではないかと基本的なことを申し上げたつもりでありますので具体的にどうするのか任せせるものは任せてそれはそれで構わないのではないかと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 次に、経営安定化へ向けた施策等々の質問に入りますけれども、労働力の確保が今農業にとって重要ということで町長の基本は土づくりというのを十分承知していてそれはそれとして継続していただきたいのですが、今、ことあるごとに労働力の確保で特に最近施設野菜等々の増加に伴ってまた高齢化に伴ってそういう話が出てきています。私も言うだけではなくいろいろ考えなければならないと思いつつ質問をするわけですけれども、町全体でそういう雇用の組織を作ったとしても結局町全体で奪い合いになるのかと、そういった点でいけば今各地域に営農集団がありますのでその営農集団の中で雇用をしてワークシェアをするような方法もひとつ的方法ではないのかと、それにはその地域内で分散した分野のものがなければ、特に年間雇用等々を考えるとむずかしいのかと思うのですがその辺どういった考え方を持っているのか。また、先ほども言ったように今回商工業の扱い手条例あたりを見ますと新しいものが入ってきたときの資格支援とか給与補償とかがありますがこういったものを思い切って町全体の扱い手というくくりで考えることができないのかと思うわけで、この労働力確保について新年度に向けて新しい発想なり取り組みがあれば私の意見も踏まえて答弁をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 経営の安定、農業をしていく上には労働力の確保は非常に問題になってきているわけでございまして、これが急がれているという認識に立っております。ただ、農業だけではなくて建設業含めていろいろな意味で労働者がいなくなってきたことに、そして高齢化になってきているという部分を率直に感じています。それで、いわゆる出面さんの確保という部分について収穫期であるとか繁忙期の調整ということが必要になってくると。それとまた、酪農ヘルパーさん、さらに畑作のヘルパーそういう部分もあるのですけれどもシルバー人材センターに少し頼っているところもあるのですが、しかし必ずしも充足されていないということで、そのほか外国人の技能実習生、ボランティア的なアルバイトもあるわけですけれどもどうもこれが枯渇してきているということで先が見えな

いと、従って新たな対策を執ると、今そういう意味では営農集団的な考え方も出されたのですけれども、ただ、そうはいっても営農集団もやり切れるところもあるでしょうしやりきれないところもあるのだと思いますけれどもそれはそれとして、基本的にまず農協さんの考え方方が大切になってくるのかと思っております。先般は農業委員会の方から建議もいただいて具体的なものは別にして非常に農業者の労働者対策確保について重要であるという建議もいただいたところであります。ただ、農協さんについてもこの問題を大事にしておられるのですけれども具体的なものが見えないということで少し残念なことなのですけれどもしかし急ぐ必要があると思っております。それと、今いろいろ別なところから話を聞くと、中国の労働者が入ってきてる部分もあり将来的に今の形でやっていけるのかという部分等もあるようありますので新しい国から迎えるそこにチャレンジをしていくような一步、わが町ではなかなか難しいと思いますけれどもそういうところまで行かないといらないではないかと。農業サイドの農協から一歩上の連合会といいますかそういうところでそういう機運が出てきていると取り組んでもらえることになってこなければならぬのかと思っているわけでございます。いずれにしても、何らかのこういう対策そして具体的に農家が実質足りないわけありますからそれをこういう形でやりたいという一つの考え方ができたら町としては支援をする形を作っていくたいと思います。そうしないと美深農業が立ちゆかなくなりますから支援措置を講じていきたいと、うちでこうしたいという旗振りはなかなかいかないのでご理解いただきたいと思います。営農集団だとかそういうひとつの考え方整理されてくれればそれはそれでよいのかと思いますけれども、何せ1人でも2人でも多く雇用労働者が集まって働くような形になってほしいと思っています。秋口のカボチャの収穫の忙しい時に何十町も作っている方がチラシを二日も配布したのだけれど1人しか来なかったというような状況で印刷代にもならなかつたのではないかと聞きまして、私も困ったことだと思っておりますので大事にしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 先だっての農業振興懇談会の中でも、先ほど東大生の話も出ましたけれども、東大生の実習は労働力になるのでまた継続してくれという冗談か本気か分からぬ話も出たわけですけれども、そういうことではなくてしっかりと労働力の確保について今言われるよう農協が本来はしっかり方針を出すべきなのかと私も思いますので違う立場でまたそういうことを申し上げたいと思います。それから、条例規則の改廃についてですけれども、今町長からあったように前段質問したように昭和のかなり古い段階の条例規則等々も存在しているわけで、条例というのはやはり絵に書いた餅ではなくてしっかりと活用されるものが条例規則だと思いますのでその辺は新年度に向けてより一層練り込んで

で使えるものに変えていって使えるものにしていってほしいと思いますのでこれは申し入れておきたいと思います。

次に、減反政策の関係ですけれども、今町長から答弁があったように、今日国・道の主催で事務担当の説明会が開催されているようありますけれども先ほど町長がいったように転作面積が663、水田も合わせて870ヘクタール、転作率が70%と、現状においては交付の総額は3億1,200万円とわが町にとっても農業所得にとっても非常に大きな部分を占めているわけで、非常に雲をつかむような状況の中で不安を感じているのですから改めて町長に考え方をうかがったわけですが、そういう答弁でありましたら私の懸念する部分を申し上げたいと思いますけれども、1つ目としては、今言うような農家収入減によって農家所得の税収減が懸念される。2つ目としては、高齢地主の土地の流動化が進み、これによって農地の価格が新制度によって価格の下落が想定されるのではないか。そういう中で、今転作付きの土地とそうでない土地との価格差が3倍ぐらいあります。その辺の調整をするのが今言われている農地集積バンクなのかと思いますけれども、これらの体制づくりをどのようにやっていくのか。それから、農地の資産価値が低下するということは農協の資産担保の部分にも非常に影響するわけで恐らくうちの農協においてもかなりの引当金を考えなければならない時期がくるのではないかということを心配しております。それから、飼料前の作付け、反10万5,000円という奨励をしていますけれども、わが町でどれぐらいの考え方で作付けが可能なのか。また、受け入れる畜産酪農農家の方がどういう体制なのか、この辺を私としては非常に心配しております。その辺を一農家としての意見になるかもしれませんけれどもその辺の懸念される課題・問題点を十分に町長の方も頭に入れていただきましてこれから町村会等々との会合があると思いますがその辺をしっかりと担保してくれるような要望も出してほしいと思いますし、これから新しい情報が来た場合は迅速に農家に情報提供をするようなことをやってほしいと思いますが、今日大きな説明会がある中でその辺の農家への説明スケジュールみたいなものはどのように考えておられるのか、あるかないか伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 南議員の見識を聞かせていただいたところでございますけれども、コメの直接支払い方式は4年間で廃止になっていくということに大変なことと思っております。そういう意味では農地の維持等々がどうなっていくのか飼料米という方向があるわけでありますけれども、果たして飼料米がわが町で受け入れていくことができるのか、今わが町の水田という部分ではもち米になっておりますけれどもそれが可能かどうか、作付け計画のないものがどうやってできるのか、非常に心配をするわけであります。それと、

転作田が交付対象外ときちんとそういう形になってくれば先ほど言われました農地等の下落だとか担保価値の減だとかいろいろなことが出てきて高齢者が農地を手放すとかあるいは耕作放棄地等々がさらに増えるのではないかという懸念もあるわけありますけれども、農協と違った形で土地改良区があるわけですが、大きくは合併の土地改良区が多いわけでありますけれどもうちも土地改良区を合併できずにいるわけです。土地改良区の用水はパンケ用水とパンケ用水の2本の用水でだいたい整備しつつあるわけですけれども、川西・六郷地区にはこれらの土地改良区の用水は入っていないくて単独措置であります。従って、水田200町足らずでありますから転作の方々からも負担金をもらって運用している状況があるわけですけれども、すでに土地改良区の役員さんからその辺の話で心配であるという話も聞かされておりますけれどもそういうことを含めて土地改良区の運営がどうなっていくのか、これが大きな課題になってきているのではないかと心配をしているわけでございます。しかしながら、土地改良区という組織は一つの自治体組織とはある意味似た様な組織であります。農家の方全員がもともと2,000町もある田んぼでありますのでそういうことも含めて全体で30年も40年も水田転換事業をやっておりますけれどもそういうことも踏まえて考えていただいてなんとか乗り切って行く方策をつくっていかなければならぬという転換の時期にきてると、これだけの大きな話でありますので従いまして今南さんからスケジュールということを言わされましたけれども、一定のスケジュールは示していくかなければと思いますけれども当面来年度実施に向けてのスケジュールとともに大きな意味のスケジュールそれは区別して考えなければならないと思いますけれども、会議で示されて当面実施していくスケジュールについては担当課からそれぞれお示しをしていく作業になると思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 次に、教育予算の方に移りたいと思います。まず教育長に伺います。体育振興予算についてですが先程スポーツクラブの話がありました。これはあまり詳細なことは言いませんけれどもこの小さな町で設立するにあたっては町の支援は必要不可欠であると思います。先ほど自助努力も必要だという話をしましたけれども自己資金の確保も私は運営にとっては大事なことだと思います。そういった意味で、スポーツ分野だけではなくて今法人化の中の事業に入っていますけれども健康福祉事業の展開で地域の健康増進を図るような事業も中に入れていかなければならぬと思います。例えば、今包括支援センターで取り組んでいる日曜予防事業などもこういったスポーツクラブを活用しながらやっていけば町の財政負担も減るしスポーツクラブの資金源にもなるのかと思いますけれども、そういった一体的なスポーツクラブにしていくことがベストではないかと思いま

すが改めて教育長のスポーツクラブのあるべき姿はどういうものなのかということを伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） いまスポーツクラブのあるべき姿ということでのご質問をいただきましたけれども、スポーツクラブそのものはこれまで体育協会ですとかそういったものが中心にスポーツ活動を推進してきたということありますけれども、全国的な流れで小さな子どもからお年寄りまでスポーツを通じてということでそれも幅広くできるそういうものが地域の中でという趣旨の中で総合型地域スポーツクラブという形が誕生してきたという状況かと思っています。本町の場合のことを考えますと今お話しがありました一つには将来の体育全体を支えていく形であってほしいと、そういう組織であってほしいと、そしてもうひとつには、今議員の方から話がありました健康づくりで福祉の部分まで幅を広げたこれは健康づくりにつながるものというのはやはり体を動かしてそぞろいろな予防をしていくということも大事な事業であります。そういう観点からは非常に必要な分野だろうと思っています。そういうこともありますから今回の文部科学省からの委託事業の中でも福祉分野と協力をしながらそういう事業をいま進めているということでございます。そういうことが福祉分野とスポーツクラブという形の中でうまく連携がとれていく形になるというのはひとつ的方法としては良い方法だと思っています。福祉面の話をしますと、もっといろいろな関係ができますから一概にスポーツクラブが良いかどうかというのは議論としては違ってくるのかと思いますけれども、ある一部分ではそういうことは可能だと思っています。基本的な状況を踏まえてそういう認識を持っているということをご理解いただきたいと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） あまり時間もありませんので美深高校の存続についてまず町長に伺いたいと思います。この前、政務活動で大分県の姫島村を訪問したのですが、そこは2,200人の町で職員数が190人で非常に職員の数が多くてラスパイレスが73ということで非常に珍しい村でした。そこはなぜそういうことになっているかというと、若者の就職を確保して過疎化を止める、若者を増やす、人口を増やすという取り組みであります。これと同じことをやれとは言いませんけれども、やはり高校卒業後の親御さんの心配はやはり就職なわけです。その辺を今役場も定年退職プラスアルファイレギュラーで退職されるような事態も発生しているように聞いていますし、そういう面で臨時職でも良いですし本来は正規に試験をして入るのが筋ですけれどもそういった役場あたりでしっかり採用するような考え方も一つもってはいかがかと、そういうことによって美深高校の存続に

も寄与するのではないかと思います。学力の向上とかホームステイ事業も従前通り継続をしたほうが良いと思いますし、もっといえば海外への修学旅行でも行かせてやるぐらいの目玉もあってよいのかと、今話を聞きますと1年間で126,000円の積み立てをして修学旅行に行っていますけれども海外旅行も行けない金額ではないのでそういった目玉を作って高校存続に向けて就職先を確保するということを考える時代ではないのかと思いますが考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 難しい話でなかなか良い答弁にならないのですが、南議員が視察をした町は2,200人ぐらいの町で職員が190人いると、ラスパイレスが70だと、すごい町だなと思いながら聞いていたのですけれども、これからいければうちの町も300人ぐらいの職員を抱えて運営していってラスパイレスも70といわなくとも90でも良いのですけれどもそれぐらいのことが出来れば良いと思いつつ聞いていたのですけれども、私も雑誌の見出しだと思うのですけれども、これからはきちんとした公務員ではなくて準公務員という時代に地域はないとダメですという意見を言う識者もいるようあります。そういうこともあるのかと思って興味深く見ております。それと美深高校の存続が結びつくかどうかわかりませんけれども、美深高校の卒業生がなかなかこの地域に就職をして定着をしないということをご指摘の通りであります。ただ、1人でも2人でも残れよう努力をしているというのが実態であります。それと、高校存続に向けて目玉をつくれと、そうして就職先も何とかしてという話であります。先ほどの教育長さんの話を聞いていますとリバイバルではありませんがそのようなことも含めた提案があったのかと聞いておりましたけれども、非常に難しい課題でそれと冒頭言いましたように職員と準公務員的な制度をただうちだけでそういうことを大胆に取り組んでいくというのも難しい話でありますけれどもそういう方向に世の中が迎えつつあるのかと思ってみたり、大きな市役所でも臨時職員と職員の数が同じくらいいるというところもいっぱいあるようありますからただそれがまともにラスパイレスの計算がされるのかどうかわかりませんけれども、地域が生き抜く方法をこれから模索していくなければならないのかと、そういう時代に入ったのかと思っています。しかし、これは言うにやすく現実に時間がかかりますし非常に難しい課題があると思っています。美深高校も地元に職がないとは言いながら全くゼロではないのです。挑戦してくれない部分もあるわけです。その辺も子どもたちの意識として都会にあこがれたいのかという気もしないわけでもありませんのでそういうところの全体的な親御さんを含めた環境といいますか先程議員がいった幸せは何かという話から入らなければならぬのかと考えたりしているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 美深高校と就職先を結び付けるなという話しだすけれども、美深高校存続に向けてはそういうひとつの選択肢もあってよいのではないかということです。今そういうお話しもありましたけれども基本はやはり地元の事業所なりまたは前にも言ったことがありますけれども指定管理業者も積極的に採用を図ってもらいたいと、今回商工業の扱い手条例もできるわけで言うだけではなくて私ども一緒に考えなければならないと思いますがそういう一つの起爆剤として今回の条例もあるのでそういうものを高校存続に向けてつけていく方向性を出してほしいと思います。

次に、高等養護学校の関係ですけれども、従前は給食の食材調達は地元100%だった部分がありますけれども今はちょっと違うということです。ただ、最近の話を聞きますと地元の地産地消にこだわって地元のものを使ったらどうかという話が職員の方からもあがっているようでその辺の取り組みを積極的にやっていくことも魅力づくりになるのかと、それからもう1点としては地元に子どもたちが就職できる環境も先ほどの高校の話とリンクしますけれどもそういう取り組みを新年度に向けての協議会の中に入れていくことも必要な時代ではないのかなと、ただ、PRなりイベントの補助だけではなくて本当の意味の協力会にしていくのがこれから時代ではないかと思いますけれども考え方を町長に伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 努力をしますといったらそれまでのことになるかもしれませんけれども、そうではなくて、それぞれ今言われることはわからないわけではありませんので努力をしていかなければならぬと思っております。ただ、養護学校の卒業生はここへ残って地域で頑張ってくれる子、ただ親御さんのご意見を聞くとやはりまた連れて帰りたいと、近くにいてほしいという傾向も少しはあるようあります。自立させたい部分と近くにおきたい部分とそのジレンマの中で子どもさんもそうでしょうけれども親御さんもそういう感じが少し見えてきて協議会といえども具体論になかなかならないわけで困ったなど、ただ、それはいいながら自分も協議会の役員でありますからその辺のことを心しながらいろいろな話をしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 山村留学の関係を再質問しますけれども、今親子留学は7世帯9名ですがそれぞれの家庭の事情もあると思うのですが過去の事例でいくと定住されている方もいます。その辺の支援策といいますか、就職先、仕事の創出というのもこれから必要ではないのかと思います。また、新年度において住環境の整備という部分において先程適

正な規模はどこなのかということで教育長からは現状の規模が適正ではないのかということになりますと、例えば、親子住宅あたりは現状のままでいくのか今はまだ不備なところもあるのでその辺は改修に取り組むと思うのですがその辺の親子留学を地元に残していくような考え方というのはどのように考えておられるのか教育長に伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 親子留学を地元に残していく方策という非常に重たいご質問をいただいたと思っています。これまで山村の親子を地元に残すという視点での取り組みはしてきておりません。逆に親子をお迎えしたときにやはり中には仕事はありますか、ということの要望がございます。そういった中で地域の中でご努力をいただきながらまたは資格者がいればそういうものが有効に利用できないかということでいろいろなご相談を申し上げますけれども、それとやはり親子留学を終えた後の話になるのだろうと思いますけれどもその部分との兼ね合いというのは非常に難しい問題だらうと思っています。先ほど町長の方からもいろいろな地元の就労対策ということで非常に苦慮している話がありましたがけれども、同じようにそこにターゲットを絞ったものが本当にできるのかというの非常に難しい問題で教育委員会のみでそういうものを取り組んでいくという状況には問題・課題があるという認識をもっています。そういった中で、これまでも何人か残っている方がいらっしゃいますからいろいろな情報提供を含めてそういう可能性があればそれはそれとしてお話しをしていくことは可能であると思いますけれども、そのものを真正面に捉えていくということは非常に難しいという認識を持っています。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） 最後の質問に入りますけれども、町長に伺いたいと思います。学校改修・改築の仁宇布の小中学校に関しては耐震化も不安視されていますし、美深中学校の改修・改築後に検討しなければならないという時代に入っている中で今の規模で今の生徒数でどこまでの規模が良いのか分かりませんけれども、もし、検討するのであれば地域に馴染んだといいますか、コンクリート造りではなくて、今仁宇布地区は観光で非常に全国的に認知もされているわけでそういう方向性が出るのであれば地域に馴染んだような学校をつくっていくのもひとつの道ではないのかと思います。町民が以外と分からない中で全国的に非常にマスコミ等々でも有名になっておりますし教育という観点だけではなくてまちづくり、地域づくりの観点でこれから仁宇布地区を振興することも必要ではないのかと思いますのでその辺のひとつの仁宇布ビレッジといいますか、例えば、仁宇布の小中学校も仁宇布スバル小中学校とか、仁宇布トロッコ王国小中学校みたいなそういうネーミングでアピールしていくのもPR、まちづくりにつながっていくのではないかと思いますが、

その辺の夢のような物語のような話ですけれども町長の所見も伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 仁宇布小中学校の将来をどうするのかという部分はまさに問題でございますけれども、まちづくりと仁宇布全体のこととも考えながら対処していかなければならぬと、その中で、建物のあり方等についてはもしも建て替えをするとすればどういう建物が良いのかということも十分考えていかなければならないと思っております。今いろいろ言われたこともこれから検討材料のひとつとなってくるのかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、4番 南君の質問を終わります。

只今から休憩に入ります。

再開は13時20分といたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時20分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、一般質問を再開いたします。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 通告の通り、項目1つ目は過疎対策、件名は過疎、定住促進につながる施策はこれは過疎対策が抜けているようで大変失礼しました。要旨を申し上げます。1、過疎化、少子高齢化、雇用の場の不足、基幹産業の後継者対策等課題が多い中、特に就労の場の確保が近々の課題と認識していますがこれに対する施策を伺います。2、若者定住対策としての結婚祝金、出産祝金、就業奨励金、Uターン奨励金等の考えを伺います。3、花嫁対策としての縁結びの養成講座を開設し、世話人として認定し、定住に結びつく場合、奨励金を支給している町村もありますが現状の認識、より充実する方策を伺います。

項目2番、社会福祉、件名は安心して暮らせるまちづくりについて。要旨を申し上げます。1、医療費削減に対し特定検診の受診率も向上していますが依然として医療費は年々増加しております。対策としてジェネリックの啓蒙もさらに進める必要と、小学生のインフルエンザワクチンの助成等予防医療の充実を図る必要があると思いますが考えを伺います。2番目としまして、総合計画に高齢者向けの住宅の建設がありますが町内の空き地利用も含めた発想のもと近々の課題だと思いますが考えを伺います。

以下、自席でおこないたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 小口君に申し上げますが、議事録の関係上、答弁者を指名していく

ださい。

小口君。

○1番（小口英治君） 答弁者は1、2とも町長に求めるものです。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から過疎対策と社会福祉の2項目2件のご質問をいただいたところでございます。順を追って答弁を申し上げたいと思います。

まず、過疎、定住促進につながる施策等でございますけれども、過疎・少子高齢化、雇用の場、基幹産業の後継者対策、特に就労の場の確保等をどうするのかというご質問でございますけれども、過疎問題、少子高齢化問題等はわが町だけの傾向ではなくて地方といわれる農村部にとって共通の課題であると考えているわけでございます。もちろん、国全体でもこの過疎化・少子化、これらの問題は地方だけではなく全国的にも進んでいる状況でございます。このような中で基幹産業である農家の新規就農者対策等では若い酪農家の担い手を育てているところでございます。畑作等においても午前中の質疑の中でも申し上げましたけれども、一定程度進んできていると申し上げてよいのかと思っております。ただ、商工業における担い手の育成確保も非常に重要な課題でありましてこの議会12月議会に商工業の担い手支援にかかる条例を今提案していますので事業の継承であるとか新規開業を促す支援や雇用の場の確保につながるように新しい人材を集合させた場合の雇用の支援策を盛り込んでいるわけでございます。今回提案いたします新しい制度の中でこれらの課題に少しでも対応することができればと考えているわけでございます。

次に、若者定住対策の考え方でありますけれども、先ほど商工業の担い手支援の考えについて一部説明をさせていただいたわけでありますけれども、この町で新しく商売を始めようとする方や小規模事業者の経営に必要な人材を雇用するための支援なども謳っているわけであります、提案するものであります。この新しい制度によりまして若者がこの町で働くきっかけとなり起業家が育っていくことに期待をしているものであります、さらに定住促進にもあわせてつながってくれればと考えているわけでございます。若者定住対策として結婚祝い金であるとか出産祝い金等々の話もありましたけれどもこれらは一時的なものではないかと思っておりまして、この町で長く暮らしてもらうために大事なのはやはり子育て環境の充実であるとか住環境の充実というもので、若者世代を支援する制度としては1番重要な柱ではないかと考えているわけでございます。花嫁対策についてもご質問をいただいたわけでありますけれども、本町には農業後継者育成推進協議会というもののがございまして通称でありますけれども、幸せつかませ隊縁結びプランナーとして5名の方

を委嘱申し上げておりますと農業青年のお見合い交流だとか異業種の交流会にかかる事業を実施しているところであります。現在、縁結びプランナーの活動は5年目になるわけでありますけれども、中身としては専門家を招いての研修会であるとか全道の結婚相談研修会というところにも参加するなど縁結びにかかる知識であるとか手法等について今学んでいるわけでありますけれども、しかし、午前中の議論でもありましたけれども一歩進んで具体的にどうするのかということでございます。ご質問のように基本的な能力を身につけてもらい、専門相談としての報酬などを支払ったらどうだという話があるわけでありますけれども、成功報酬ではありませんので農家の花嫁がきた場合に奨励金を支給する、これもどうかと考えているわけであります。パートナーを見つけるまでには当事者の意識が非常に左右される部分が大きいと思いますので世話を人が責任を感じてしまうような人道的な負担をかけてはいかがなものかと考えるわけであります。しかし、簡単にこれらの推進がさらに相談ができるとは考えていないわけであります何とか支援をする良い方策がないのかと、ただいまのところ成功報酬的な考え方にはたっていないわけであります。最近では農業の人だけにこだわらず他の業種の方を含めた交流の場を設けておりますし、毎回趣向を凝らした気軽な雰囲気に今チャレンジしていただいているので今後もこれらの地道な取り組みを進めてまいりたいと思っています。良い縁が結べるよう努力をしてまいりたいと思っております。

2つ目の社会福祉に関する安心して暮らせるまちづくり等の関係でありますけれども、まず、具体的には医療費の削減の話がございました。美深町国民健康保険の被保険者にかかる特定検診について申し上げるわけですが、被保険者のご理解によりまして高い受診率を維持しているわけであります生活習慣病の予防などについては今後も引き続き受診勧奨に努めてまいりたいと思っております。なお、国民健康保険の医療費につきましては平成25年現在の給付状況でありますけれどもこれまでの実績より減少傾向が見られます。今定例会においても給付費減額を国保会計で補正予算を提案しているところであります、今後も引き続き医療費の適正化に努めてまいりたいと考えています。また、ジェネリック後発医薬品の啓蒙等についてでありますけれども、平成24年度からジェネリック医薬品の変更により医療費の削減の可能性がある保険者に対し周知をすることとしておりまして差額通知に取り組んでいるところでございます。

それと、小学生を対象としたインフルエンザの予防接種費用の助成等についてお話ししがあったわけですけれども、予防接種制度につきましては町として公費負担により接種を奨励していくためには国の有効性・安全性の評価を得て予防接種法に基づき市町村が実施すべきと考えておりますで、現在定期接種が位置づけられておりません。国として奨励され

ることが基本でありますのでこれを踏まえてまいりたいと思います。ただ、平成17年3月に国においては予防接種に関する検討会の中間報告において発病及び重症化を防止するための有効性が限定的であるということが判断として出されておりまして、個人の判断で任意接種を行うべきという、これらは国の見解として出されております。先ほど申しましたように町としましては今のところ公費助成による接種奨励は難しいものという考えであります。ただ、国において任意接種のうち定期化すべき優先度の高いものについては有効性等の効果検討が行われておりますのでこれらの動向を見極めて判断してまいりたいと思うわけであります。

さらに、高齢者向けの住宅の建設計画等についてのご質問もいただきました。高齢化が進む中で高齢者が安心して生活できる住まいを整備する、第5次美深町総合計画において高齢者住宅の整備の計画を持っているわけでありますが、しかしながら、計画策定における住宅環境に対し平成24年度に民間の賃貸住宅建設さらには高齢者介護施設の整備などが進められておりまして一定の環境が整いつつあるという状況の変化が見られるわけであります、また、公営住宅なども空室状況が若干見られる傾向であります。このような状況から高齢者の住宅環境の分析、調査を今後一定期間行ったうえで高齢者住宅の判断を行ってまいりたいと考えている次第であります。

以上、冒頭の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 昨年9月の定例会の行政報告で株式会社アイサイエンスの立地の公式発表がありました。しかしながら諸事情で断念して今日に至っているというのはご承知の通りなのですが、今回新たにチョウザメ等の予算も補正で取りましてチョウザメに力を入れるということで私は理解をしておりますけれども、具体的にこれが企業の誘致に結びつく方策になっているのかどうかお聞きしたいと思います。企業の立地に関するそれもひとつのチョウザメが方法になっているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） チョウザメの件についてはまだ企業立地までにらんだ話ではございません。研究を含めて調査をしていくということでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 私たちの議会の中で誘致条例を8年ぶりということで改正しまして条件は整っていると私たちは思っているのですけれども、町の方でまだ完全にそのルートは外されていないという答弁がありましたけれども今新たにそういう他の企業の誘致に

関するルートといいますか現在の時点では何もないのか、あればどういう方向で進んでいるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 企業誘致の話だと聞いていたわけでありますけれども、先の議会等で企業誘致をしながら皆様方のご理解を得たつもりでおりましたけれども企業誘致が完全に断念したということではございませんのであの企業と今まだ話し合いが続いている今後どうしていくのか、その部分についてはまだこれからのお話であります。完全に切れたという話ではございませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 新たな動きはないのかということでお答えいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） まだ現在のところ説明できる状況にはなっていないということでこれから動きが出てくることを期待しているということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 就労の場は午前中の話でもなかなか難しい課題と認識しておりますけれども、過疎化の問題点というと資料によりますといろいろ細かくあるのですけれどもその中で今いった就業機会の減少ですとか冠婚葬祭等の日常生活、扶助機能の低下、3つ目には集落の行事、イベント等の開催が困難ということが載っておりますけれども、手段として私は2番目に挙げた結婚祝金、出産祝金等を出したわけですが実際祝金等も実施しているところもあります。1子目は金額でいえば10万円、2子目は20万円、3子目は30万円とだんだん子どもが増えることによってあげていっているところもあるわけです。町長から先ほど住環境ですとか子どもの環境整備が大事で、祝金等は一過性という話があったのですけれども実際そのようにやっているわけですのでこれも定住対策の手段としてはすべて私は否定するものではないと思っているのですが町長の見解をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先程企業誘致の関係で質問の趣旨の押さえ方が悪かったのかもしれません。アイサイエンスの関係で答弁しておりましたので他の企業等については新しいものは今のところ出ていないと、アイサイエンスについては先ほど答弁した通り今後の動きがあれば期待をしているということでございますのでご理解をしていただきたいと思います。それと、結婚祝金であるとか出産祝金等々の話については定住対策として全く否定

するものでは基本的にはありません。それはその通りで良いのかと思っています。ただ、私が重視したいのは先ほど答弁した方を重点にしたいと、それはその町村の考えがあるわけですからそれは何も否定するものではございません。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これは法律ですけれども、過疎地域自立促進特別措置法というのが27年まで延長になったということで発表されておりますけれども、道内市町村の80%近くが過疎地域に指定されております。そこで対策ですが、これまでの発想ですと人口増だとかというのが目標だったのですけれども新たな発想が必要だという観点から交流人口の拡大、人材誘致これも必要な要素なのだという報道もありますけれども、過疎対策にとってやはりいろいろな能力を持っている、まちおこし協力隊の方もそうですけれども外部から誘致する場合、ある程度特化して美深の財産になるような人材が必要だと思うのですけれどもその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） ある程度特化して絞った考え方でやっているつもりでありますけれども、しかし、協力隊含めてパーフェクトな人間はなかなかいないわけでありますからその辺のことをご理解いただければありがたいと、なるべくそれぞれの仕事によってその人材を求めながら取り組んでいるわけでありますのでその辺のところをご理解いただきたいと思います。なかなかパーフェクトな人間はいないのだということもご理解いただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 具体的な名前は避けたいと思いますけれども協力隊に来てくれるのの大変ありがたいのですが、その分野で見たこともないようなところで分かりづらいのではっきり言いますとチョウザメの担当の方なのですけれども広報にも載っている通り、私はチョウザメを見たことがないと、そういうことではなくてやはりある程度の経験を積んだ人材、せっかく呼ぶですからある程度知識も豊富でその方がまちおこしに直結するのではないかという意味で人材育成はどうなっているのかという質問です。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） チョウザメを担当している人についてですがチョウザメは特殊な魚ですから見たことがある人はたくさんはないのだと思いますのでそういう人材はなかなかいないと。ただ、海洋生物を学んできた方でありますからチョウザメに興味を持ちながら挑戦をしたいということありますから彼を協力隊として迎えているという状況であります。それと、なるべく人材を求めるということで協力隊だけではなくて新年度において

ては新しくバイオマス等に挑戦をしなければならないという状況が来ておりまますから何度か北海道から派遣の職員を招いたりしているわけでありますけれども、どちらかというと今まで教育とか観光という面で派遣をいただいた経過があるわけです。今回新年度は道庁から木材・木質に造詣のある職員を招きながらお力をいただいていきたいと考えている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 花嫁対策は午前中も質問された議員もおられましたけれども、農業後継者育成協議会は14年ぐらいやっておられると思うのですがこの辺の今までの実績等を聞かせてください。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 花嫁対策としていろいろ取り組んできた経過の中で農業実習生さらには北北海道で農業をやってみる会ツアーや、さらには農婚塾、名寄と美深と共同してやった部分とかひとつの事業の中で取り組んでいるものがありますと、ここ10年くらいの話でありますけれども約10組近い数字が成婚者としてそれぞれの農業に携わっていただいているわけであります。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） これも同僚議員といった地域の話なのですけれども、今、婚活パーティーだとかいろいろやっているのだけれどもなかなか実績が上がっていないと、美深も当然そういう取り組みをやっていると思います。先ほどの話と重複する点がありますけれども、その地域では仲人のような昔からいたような方にうまくいった場合は祝金を10万円、そういう出会いの場をセッティングした方には5,000円ということで、こちらの方が今までよりは効果が上がっているという話です。なかなか難しい、ではなくてそういうことまで含めた中での対策等も打つべきではないかと思うのですけれども答弁をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 対策協議会といいますかプランナーの委嘱等々をしておりましていろいろな会議・協議をしておりますけれども、今小口議員がおっしゃるようなこともひとつの方策であるということは認識しております。しかし、具体的にまとめたからいちらという成功報酬的な考え方はいかがかと。しかしながら、そういうことが具体的に求められているのだとすればそれはそれで考えていかなければならないと思いますけれども今の私の考え方としてはそこまで踏み切った考え方を持っています。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 成功報酬的と、うまくいけばそれに越したことはないわけですから一生懸命やっていただきたいと思います。そういう方策もあるということですべて否定をするわけではありませんのでやっていただきたいと思います。

医療費削減に入らせていただきます。11月の29日に美深町の新着情報ということでインターネットを見ましたら医療費に関する8つのお願いということで重複受診はやめましょうから始まってジェネリックも載っておりました。この中で保健指導の方も一生懸命やっておられるのですけれども、23年度の療養諸費道内順位表というのを見ますと美深は道内で11位40万7,000円ぐらいの療養諸費がかかっているという資料もございます。これと特定検診の受診率なのですけれども、担当課に調べてもらったのですけれども22年から24年の%で言いますと52.5、52.6、52.7とほとんど横並びの状態なわけです。これはなかなか検診率を上げるというのは全道平均にしたら私は結構努力をされているというのは分かっているのですが、もう少しジェネリックにしてもわかりやすい啓蒙をと、なかなかお医者さんに行っても年寄りの方はジェネリックという意味も分からぬといふことも聞きますのでもう少しわかりやすい広報のやり方もあると思いますけれども医療費削減に対する考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今ご指摘のように医療費がわが町では41万何某ですからかなり高い水準にあると認識しております。今ご指摘の通りであります。それと、特定検診の数値目標を65%に町で掲げておりますからそれには少し及ばないのですけれども全道の平均から見ると特定検診の受診率は相当高い水準にわが町はあると思っております。従って、予防医療という部分については努力をしているということもご理解をいただいてほしいと思っているわけでございます。これには医療費が高いとか特定検診の率の中味の分析、それぞれの町村、職業別、人口別、高齢者別、いろいろな課題があって一概に申しあげることはなかなか難しいのですけれども、そういうことがもろもろ重なって医療費が高くなっているということもご理解をしてほしいと思っています。ただ、先ほど申し上げたように特定検診率は努力をして結構高い水準にあって目標に及ばないわけですからこれでよいという考えはしておりませんので努力をしてまいりたいと思っております。それと、ジェネリックの医薬品の啓蒙でありますけれども言葉 자체が難しいのかと思っておりますけれどもそうではなくてお医者さんに患者さんが行って、後発医薬品をお願いします、安いお薬を使う方法はないのでしょうか、という相談で結構だと思いますのでそれは患者と医者との関係の中で難しい言葉を使うのではなくてそういうことも工夫としてあっても良いのかと思っているわけでございます。それと、ジェネリックの使用状況、全体的な医薬品の

わが町の昨年のデータでありますけれども1カ月分を取り出してみると後発ジェネリックといわれるものは14.4%程度しか使っていない状況であります。美深で通われる病院という部分で見ますと厚生病院ももちろんありますけれども瀬尾先生のところ、さらに名寄市立病院等々が中心になるわけで名寄市立病院は調剤薬局でありますけれどもそういうところが中心になるわけでありますけれども、月にしてジェネリックが使われた、差額通知のお知らせをしている件数にして230件程度であります。これは一般でありますけれども退職者といわれる部分は10件程度かという数字が出ております。そのほか、月でみると100万円弱のジェネリックの医薬品の使い方になっているということを申し上げておきたいと思います。それと、去年と今年、少しずつですけれども浸透してきているということを申し上げて良いのかと思っております。ただ、同じ状態の薬を常に同じようにもらうわけではありませんので難しい一面もあるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 過去、医療費高騰に関する質問で国保の問題で医療費を使わない健康で何年間病院に通わなければ表彰するという制度はないのかということを覚えていませんけれども、北海道の猿払村で虫歯予防ですが3歳児の虫歯ゼロのところは表彰しているとかいろいろあるわけです。インフルエンザワクチンを無料にしているところもありますし、美深は補助はしておりますけれどもインフルエンザワクチンでいいますと1回目3,000円、2回目1,500円で4,500円かかるところを助成額は1,000円、個人負担は3,500円ということで高齢者の肺炎球菌ワクチンは7,700円かかるなか、助成額は3,000円で4,700円を個人から負担をいただくということでこれは医療費削減予防医療ですから少子高齢化等の問題も含めて予防接種を充実することによって医療費が削減になると思うのですけれども、そういう方策で、ジェネリックもなかなかパーセントは上がっていないという町長の説明があったのですけれども、少ない予算でまだ予防医療が充実できるのではないかと思うのですけれどもその点をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 医療費の削減の方策、予防策等々でほかの町村でも奨励金的なことを踏まえてやっているところもありますというお話しだったのかと思いますけれども、従って、美深町もそういうことも可能ではないのかという話も含んでいるのではないかと思いますけれども、それもひとつの方策だというのは分かりますけれども、しかしながら、病院に全然罹らなかった人を表彰するとか昔そういう制度もやったこともあると思いますけれども今そういう制度はなくなってきたいるわけです。例えば税金辺りも前納報奨金や

完納奨励金をやったことがあるのですけれども今そういうことをやるところがないとは申しませんけれども稀になってきていると。私どもでいうと共済であるとかいろいろな保険制度があるのですけれどもそういう制度の中でもそういう方策はなくなりつつありますのであえて一国保制度に導入していくというのは今の段階でいかがなものかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 高齢者の住宅で美深町は国の施策でもあります民間住宅のアパート建設、実際に美深も2棟出来ておりますけれども、美深町の行き方として官で出来るものは官でやるのだという発想だと思うのですけれども、高齢者住宅も官でできれば1番良いのですけれどもやはり入居費用ですとか食材等を考えますとなかなか民でやるには厳しい情勢があるのでないかと思うのです。それで、総合計画にもあるように私が考えているのは低所得者向けの住宅、住居部分は別々ですけれども食事は一ヵ所でとるようなアパートといいますかそういうものを頭に浮かべるのですけれどもそういう具体的な考えはないのかどうかその辺をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほども冒頭答弁した通り、昨年・今年、新しい公営住宅そして高齢者が入れるような住居等も整備をして3年間にわたって住居整備をやると、しかしながら若干の空き部屋も出てきているのでそれらを見ながら今後どうするのかということを整理したいという答弁を申し上げたところでありますけれども、官で出来るものは官で、民で出来ることは民でということはまさにその通りでありますけれども、やったとしても協力ができる部分は協力を支援をしていかなければならぬと思っていますけれども、今の住宅事情を再点検するという見直しをしてみたいと思っておりますので即計画を新たにスタートさせるという段階ではなくて見直しを進めたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 暑い方は上着を脱いでも結構です。

以上で、1番 小口君の質問を終わります。

次、7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 項目、商工観光であります、件名につきましては文化財の伝承と観光対策ということでお伺いをいたします。

質問の要旨であります、美深町の開拓につきましては明治32年でありますから115年の今年は節目の年ということであります。そういう中で、今まで発掘をされました遺跡とか遺物によって美深町にはいろいろ歴史があるわけでありますが、中によっては1千年または1万年または2万年の歴史があるということで美深町の町史にも書かれておりま

す。その中でも富岡の遺跡につきましては昭和36年全国遺跡所在調査ということが行われました。そして、紋穂内の遺跡調査は関係者調べで昭和32年、楠の遺跡については55年に4年間にわたって発掘調査が行われ、竪穴住居跡39カ所が発見されております。これらについては貴重ですがこの場所については剥片石器、黒曜石製ということで140点ほど採取されておりまして、これはすでに博物館等に展示をしているところであります。これらの出土の多くは天塩川を中心としまして北方文化は上流へ向かっていく、そしてまた上川・石狩等の文化については下流に向かって天塩の方に向かっていくという中で美深町はその通過点ということでいろいろな遺跡が出ているという事実があります。特に、美深町史の中で記述されている松浦武四郎の前回発行された前史には5ページ、今回は10ページにわたって式部さんが中心に作られた内容であります、天塩日誌の内容が紹介をされています。北海道の名付け親またはアイヌとの交流で、生活や苦しみなど民族との理解を深めた貴重な資料なども残されているわけであります。これらについては博物館等に展示されているわけでありますが今一つ文化教育、観光資料として宣伝強化すべきではないかと考えまして今回8つの項目について質問をしております。1番目から3番目については教育長に答弁を求めたいと、それから4番目から8番目までは町長の答弁を求めたいと考えております。もちろんそれぞれ補完をしていくことで教育長の答弁のあと町長が補完をされても構わないと、そして町長の答弁では足らなければ教育長にも答弁をお願いしたいということでお願いをしたいと思います。

まず1番目であります。松浦武四郎の宿営の地でご承知だと思うのですが松浦武四郎というのは1818年生まれでありますて1888年70歳で亡くなられているわけであります、1857年に天塩川流域を調査して今年で154年になるのですけれども今年は松浦武四郎の恩根内に特に観光とあわせて武四郎の足跡ということで天塩に渡って松坂市から30名の団体の皆さんが来ているところでありますが、そういった中で、この恩根内の宿营地については昭和58年に美深町の文化財に指定をされております。また、武四郎踏査之地ということで温泉のアイランドのところに詩文をつけてその功績とその偉業を記した銘板を添えて石碑の建立があるわけでありますてそれらの遺徳を後世に伝えたいということで町内外へのPRをされているところでありますがどうもこういったことに対して私は不足を感じています。

2番目に入りますけれども、あの森林公园にはテッシ天塩川のちょうど鮭が上る場所があるわけですがそのミニチュア版を公園のところにも作っているわけであります、その天塩川と名付けたのもあのテッシから来てもちろんアイヌ語でありますけれどもPRをすべきだと思うのですが訴えに欠けていたり不足する部分がありましてこれらについて所見

を伺うものであります。

それから、3番目紋穂内の関係であります。これは西里の厚生小学校跡に伝承遊学館ということで遺跡の展示をしております。美深町の博物館の別館という形で展示がされているわけですがこれらについても案内等の工夫が必要ではないかと思っております。現在、土・日または祭日等には開館をしているようありますがこれらのあり方等について考えを伺うものであります。

4番目であります。2018年に武四郎生誕200年、先ほども言いましたが松阪市にあります武四郎博物館等について生誕200年にお祭りをしようということで1818年生まれでありますから2018年、今から5年後に200年祭を行おうという動きがあります。松阪市には美深出身のお医者さんも最近であります。誕生して団体の皆さんから美深出身のお医者がいますという話がありまして新聞等にも報道されているところであります。そういった身近な松阪市などは町長あたりはよく知っているそうですが高瀬さん夫婦などは3回ほど来ているということで、町長と函岳の頂上で会ったということもお聞きをしたのですがまさに友好のきっかけがあるようありますからこの辺のテクニックといいますかからの創造等についてお答えをいただきたいと思います。

5番目であります。天塩川流域の関係であります。天塩川につきましては中頓別を加えると13が流域の町村の中でそれぞれ記念誌といいますか季刊誌等を出しているようあります。さらにはそういう生活文化を共有しながらイベント等の取り組みなどがみられるということあります。これらも大切な活動だと考えておりまして地域の公益的な活動でありますのでこれらの現状とすすめ等についてお伺いをするものであります。

6番目の美深アイランドの現状については、総体的に美深アイランドという形で観光対策を温泉を通じてやっておられるわけですがこれらの観光対策等については現状等を含めてどのように考えているのかお聞きをします。

7番目、三日月湖の活用であります。私はあの場所を天塩川の源流を含めて三日月湖の活用を考えるべきだと、時にはホタルをということも言ったことがあるのですが最近は北大の足立先生とお話しをして交流を2度ほど持たせていただいたり函館の七飯町に視察に行ったりしている中でお聞きをするのですが、特にチョウザメ等について先ほど同僚議員からも質問があったようありますが最近は2,500万円の予算をつけて活用しようとしているわけであります。これも活用、飼育等、場所についての考え方を伺うものであります。

8番目なのですが、アイランドと同じ場所にあります恩穂山であります。環境整備を温泉に委託されているようありますがこれらについて観光的な要素は十分にあります。

もちろん環境整備をやっているわけありますがこれも対策について質問をしたいと思います。

後は自席から質問をいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、諸岡議員から商工観光ということで文化財の伝承、さらには観光対策等々についてご質問をいただいたところでございます。具体的には8点ほどにわたっているわけでありますけれども、全般の3点については教育長ということでありますので私は後半の4番目以降についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、松浦武四郎生誕200年祭に向けた美深町と松阪市の交流関係ということでありますけれども、今年の10月上旬に松浦武四郎生誕200年への会ということで先程お話しの通り約30名近くの方々が松浦武四郎の足跡を訪ねる旅ということで美深町を訪問されたわけであります。美深町郷土研究会のご案内で未開の地、それぞれの町村の地を回られたわけであります。美深温泉での交流では私も参加をさせていただきまして松阪市の山中市長さんからの親書も携えて渡されたわけであります。そういうわけで平成23年には山中松阪市長が美深町を訪れている状況でありますし、同じ年の23年に松阪市で開催された地域ブランドサミットにも私も参加をさせていただいたわけであります。平成30年、これから5年後になりますけれども松浦武四郎生誕200年祭を迎えるわけでありますので、これらのつながり、関係を大切にしながら記念となる年に向けて交流を続けてまいりたいという方向で進めてまいりたいと思っております。

次に、天塩川流域町村でのイベント等の取り組みについてでありますけれども、流域での連携事業についての事務局は名寄市にあるわけですけれどもテッシ・オ・ペッ賑わい創出協議会がありまして昨年から13市町村が関わる中で天塩川学セミナーや天塩川フォーラムなどの各事業を展開しております、わが町美深町も参加している状況であります。美深町の広域連携事業は音威子府・中川とのきたいっしょ推進協議会における移住観光事業を展開しておりますのでこの地域の魅力にさらに磨きをかけられるよう天塩川を中心として今後も引き続き、連携を深めてまいりたいと考えているわけであります。

次に、美深アイランドの現状と観光対策ということであります。ここ数年の取り組みとして観光協会を中心に新たな事業を展開させていただいております。その中で、東京のエージェントに町の職員とともに営業に出向いていただいたり観光商品を積極的に売り込むなど取り組みを強化させていただいております。これらの効果もございまして、今年の7月から8月にかけては東京からのツアー客330名ほどが美深温泉に2泊するなど目に見える形で実績も上がってくるようになったとみているわけでございます。今後においても先

般東京でのエージェントの営業において来年も東京ツアーやを継続したいという前向きな話もいただきましたので教育旅行の誘致活動やきたいっしょ推進協議会での観光事業、これらとも相計りながらガイドの受け入れ態勢の整備など重点的な課題を整理しながら取り組んでまいりたいと思っているわけであります。

次に、三日月湖のチョウザメ養殖はいかがかという話をいただいたところでありますけれども、過去もチョウザメの飼育を始めたころ、三日月湖に放流したことがスタートになっております。しかしながら、水の環境が悪く、水の濁り、流水でないこともありますてチョウザメの飼育には適さないという判断をしておりますのでこの状況は現在においても変わらぬ状況ではございません。従いまして、チョウザメを三日月湖で今後養殖するということにはならないと思っております。チョウザメ事業については議員からも前向きな応援をいただいていると認識しておりますけれども、旧恩根内小学校のプール跡で事業を進めたいと、今ある施設は当然使えますけれどもそちらの方に拡大をしていきたいと、また民間の方にもお世話になりたいという考え方をもっておりまますのでご理解をいただきたいと思っております。

最後、8番目の恩穂山の環境整備と観光対策ということでございますけども、今年の6月と10月に恩穂山で開催されました上川北部森林サポーターの会、会長は議員さんでありますけども12名ほどの方が参加をされて研修会が開催されたと聞いております。これには中川の林業試験場や上川北部森林室の協力をいただいたと承っております。その中で、樹木樹脂の判定であるとか森林の手入れ、枝打ち、筋切りなどの方法を実技として学ばれておられたと聞いておりますし、その中で野外講座、そういうことも実施されたと伺っているわけでございます。恩穂山の環境整備については町有林の十分な管理を行っているとは言い切れない状況があると思っております。ただ、森林サポーターの会による環境整備のご協力をいただいている状況でありますて今後も専門家による森林の整備環境を手掛けでまいりたいと、こういうところにも期待もしておりますけれども、手がけてまいりたいと思っております。恩穂山は環境が良くなることによって森林内を散策し森林浴等もできるような場所となってくれればありがたいと、全体的にアイランドの一帯でありますから道路をはさんでおりますけれどもひとつの観光資源的なものになってくれればと良いと思っています。高いところに見晴らし台もありますので桜も老木になってきているところもありますけれどもそういうところも含めてさらに環境整備等を図っていくことができればと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 諸岡議員から 3 点ほどのご質疑をいただきました。議員がおっしゃられる通り本町にはたくさんの遺跡があるわけですけれども特に富岡遺跡あたりは擦文時代の大きな集落として注目されているのだろうと思っています。そういった中で文化財史跡等の指定等を進めてきたところでございますけれども、まず文化財の関係でありますけれども天塩川由来の地テッシにつきましては昭和 58 年の 10 月に美深町の文化財に指定をしております。また松浦武四郎宿営之地につきましては平成 10 年の 10 月に美深町の史跡として指定をしているという現状でございます。これらの PR についてどうなのかというご質問でございます。教育委員会としては以前からまとめた形が出来ないのかというご指摘をいただく中で平成 23 年に美深町の文化財史跡というパンフレットを作成いたしまして各方面に PR をしてきているところでございます。また、今ご指摘のありましたテッシですとか松浦武四郎の踏査の地については上川総合振興局のホームページですとか北海道開発局等のホームページにも美深町のこういったものがあるという紹介がされております。そういった部分では近年かなり認知がされてきているのかと思っています。その中で、ご指摘の町内外への発信という部分でさらにどういったことができるのか、今不足している部分にはどういった部分があるのかということを考えながらさらなる努力をしていく必要があるのかと考えているところでございます。

それから、伝承遊学館の展示の関係でございます。これについては、近年、平成 22 年、23 年にかけて展示の全体的な見直し、再整備ということで進めてきたところでございます。そういった中で議員の言われる遺跡等についても整備がされて展示を進めているという状況でございます。特に、遊学館、それからこういった史跡等を含めて議員がいろいろな活動の中でお客様をお招きしたりとか、そういった形でつぶさに見られておりますのでそういった中で必要だという部分が何点かあるのだろうと思っています。そういったことを十分考えあわせながら特に遺跡の展示等についても展示そのものは整然とされており十分に見られる状況にあると思っていますけれども、言われる部分としてはそれらにかかるいろいろな背景ですとかいろいろなことがあると良いのかという趣旨もあるのだろうと思います。そういったものを考えあわせながら必要とされるものがあるとすれば検討してまいりたいと思っております。議員がいろいろな活動の中で携わっていただいているので議員としてのいろいろな活動の中で感じられる点についてもご意見をいただきながら協議ができれば良いと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 7 番 諸岡君。

○7 番（諸岡 勇君） 1 番から順を追って再質問をしたいと思います。

まず1番目ですけれども、教育長の答弁の中で最近も整地をしたりいろいろやっておられるわけですが、宿営之地、確かに国道40号の恩根内の駅から約400メートルの場所になるわけです。今年も松阪市から来られたときに一緒に大型バスで行ったのですが他の車は交差ができないわけです。農機具の大きな車でありましたからその点もありましたけれども、それにしても旧国道のわきにある中で駐車のスペースもないわけです。それと地元の人たちはわかると思いますが観光地としては不便でないかと思っていますが、これらについてあそこに至った理由等がお分かりでしたら説明と、あそこに至って建てた経過とあわせて現状の駐車スペースもないことについても伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） あそこに至った経過ということで多分議員の方が詳しく押さえておられてそういう質問をされているのかと思うのですけれども、武四郎の西の中棟の中での場所はということでなった経過だろうと思っています。駐車スペースの問題でありますけれども、そういった形で来ていただいたということは本当にありがたいことだと思っております。ただ、これまでの状況の中でそういった状況が多々あったのかと考えますと今までのなかなかそのように至らなかったというのが現実だろうと思っています。今お話しの中でそういったものが認知をされて入り込みが増えてくるという状況であれば当然将来に向けてはそういったことが課題になってくるということも十分考えられると思いますけれども、状況をみながら必要な段階で必要な整備をしていくことが必要だらうと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 整備を考えておられるようありますから良いのですが、あの場所は特に武四郎が感動したアイヌの一家とエカシテカニという一家の中ですごく感動している部分があるわけです。アイヌの人たちが大変苦労をしてお金の物流もいろいろあるようですがそのようないろいろな過程の中で苦労をしていることについて解放をうたって結果的には成し得なくて自ら手を引いたということが文庫にあるわけですが、そういった中身ではアイヌとの交流は美深町も結構やっているわけですがそういう人たちがいるということだけ背景の中に入れて整備を図ってほしいと私は考えておりますし、それから今松阪市に研究されているメンバーが200人います。これは伊勢神宮へ行ったときにお会いしましたが30名の方のうち半分近くが私たちの20名の団体を歓迎してくれたわけです。美深町の人たちだからということで集めてくれたわけです。その中で非常にあそこも脚光を浴びるだろうと考えています。それからアイヌの関係でも重要な場所になってくると思いますのでぜひその点について考えを深くしていただきたいと思います。

2番目、確かに森林公園の中にありますミニチュアのテッシ、あの場所は前はヤナを打つ場所でアイヌがアイヌの装束でテッシの上に鮭が浮かんでそこを熊が獲りに入るわけです。その熊を射るアイヌがいるという場所があったわけです。あのような表現の仕方が大切だと思うのですが現状の中ではどのようにになっているのかお聞きをいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） まず武四郎宿営之地、エカシテカニというご家族が武四郎さんを非常に歓迎してその歓迎に武四郎が感動をしてということでその調査の帰り道にまた寄ったと、そういったかかわり、そのことを十分認識しながらということです。言われる通りそのようなことをどのように今後の展開として意味を負荷していくのかそのようなことも考えていくひとつの手当てなのかと思います。駐車場の整備については即実施ということではありませんけれども、そういう状況が必要であればということを申し上げたつもりでございます。

それからテッシの関係でありますけれども、言われる通り実際のテッシの位置からは少し北側に移った場所でミニチュアで再現をしてこの地域が天塩の発祥の地であるとの意味をつけています。その中で、今言わたしたちのもの意味合いといいますかそのようなこともまだまだ表現としては物足りないのかもしれません。そういったことも今後の課題とさせていただきたいと思っています。いずれにしても今言わたしたちの歴史を伝える、その中にアイヌの方が大きくかかわってきたという歴史は美深町にとっても北海道にとってもそうだと思うのですけれどもそういったことをしっかりと受け止めながら考えていく必要があるのかという認識をもっておりまます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 3番目に入らせていただくのですが、厚生小学校の跡の遊学館の関係なのですが、この地域の内容を冊子にすべきではないか、ということは、案内パンフレット程度のものはあるのですがやはりあの地域にはたくさんの石碑があつたり、いろいろな像があつたり、いろいろなことがあるわけです。特に西里の大手地区などの開拓は早いのでしょうか、そういう意味ではいろいろなものがありまして、せっかくやるのでしたらそういうものを紹介したものを見分して資料として置くべきではないかと考えていますがどのように考えて進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 非常に大きなご提案をいただいたと思っております。言われる通りあの地域に限らずそれぞれの地域にいろいろな歴史があるのだろうと思っています。特にそういうものが集中している地域なのかもしれません。美深町の歴史総体にかかわっ

てくるようなものでございますから一朝一夕にできるとは認識はしないわけですけれどもひとつのチャレンジとしてはそういったことも検討に入ってくるのかというイメージを持っています。今やるとかやらないとか即答はできませんけれども貴重なご提案と認識をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 研究をされて良いと思うのですが、例えば、ここに美深の郷土研究会の資料等がありますが紋穂内地区について研究がされているわけですが、少なくとも温泉地帯の中で下村湖人の文学碑があります。それから松浦武四郎に関するものもあります。それからこの地区の地元の皆さん方が恩穂山を八十八箇所、それから西国三十三所観音靈場というのも作っておられるわけです。ですから、もちろん開拓の記念碑はありますけれどもこれをやはり作られている内容を後世に伝えるには非常に大切な場所だと私は考えていてぜひともそういう面で研究をされて現職の教育長の時代に何とかしてほしいと思いますが答弁をお願いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 教育長。

○教育長（石田政充君） 今お話しあった通り郷土研究会は非常に幅広く研究をいただいてその資料を毎年残していくっていただいているところでございます。町の方も毎年事業をお願いする中でいろいろな分野におよんでの資料を残していくのが現実でございます。そういったものをトータル的に考えあわせながら将来町の大きな財産となっていくものと思います。そういったものをしっかりと後世に伝えていく努力をしていきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 4番目に入らせていただきます。町長答弁の中で具体的には市長さんの話や交流の関係の話もありましてこれらについては可能性があると私は認識をさせていただきました。やはり考えの中でこの松浦武四郎生誕の関係の祭り的なイベントがやはり1番分かりよいのではないかと思いますが、町長はどのような考え方なのか。交流は深めていきたいといわれますが具体的に5年先の2018年には200年祭があるわけでありまして毎年のようにこれらを盛り上げていく手立てが必要だと思いますが音威子府も中川もいろいろなものを作り上げて武四郎の歓迎をしているところでありますがこれらを含めた考え方をお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 天塩川の歴史そのものだけではなくて松浦武四郎はずっと北海道を探検された方であります。そのほか全国あちこち探検をされた方でありますから中川、

音威子府もそれ相応に、音威子府には北海道の命名の地ということで看板を立てているわけでありますけれども、わが町としては今持っているものを新たにどうするということではなくて松阪市から交流団も来ていただいているということで認識をさらに深めておりますけれども今の段階でこうするというところまでは持ち合わせていないわけでありまして、あまりわが町だけで具体的にやってしまうと他の町村に大変失礼なことになってくるのかと、わが町だけの松浦武四郎ではないと考えながらバランスをとりながら進めていかなければならぬと、松浦武四郎の生誕200年に向けてはまだ時間はありますけれども具体的にどのようなことがやれるのか、また交流ができるのか取り組んでまいりたいと、そういう基本的な押さえでいるところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 5番目ですが、13町でやられている天塩川を流域とした中での取り組み、これからの中身の課題としては特に教育旅行の関係できたいっしょも良いわけですけれどもそういった中身の課題、ガイドの育成という話もありましたがこれらについてはやはり具体的に進めていかなければならないと考えているわけであります。特に、東京周辺から来た330名は毎日のようにきたわけですが、その時私も立ち会って2~3日見ていました。これらについては来年度こういった旅行が増えていくと思いますが観光協会を中心になってやっているからやりきれているのかと思ったりしているのですが、行政としてはどのように考えて来年度の取り組みをやるのかという段階になっているのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 教育旅行の発想だとかそういうものについては観光協会だけではなくて行政ともども参加をしながら進んでいるという認識で良いのかと思っております。従前と違い、観光というのは観光業としてこの地域でマッチするのかという時代があったわけでありますけれどもここ数年にわかに観光という部分がウエートを増してきておりますのでなかなか採算が取れるという状況にはならないわけでありますけれどもなんとか観光というものをわが町に定着させる努力をしたいと、そのためには恵まれた川であるとか山であるとか、その他農村もそうありますけれどもそういう資源があるわけでありますからそれを活用していきたいと、そのためには観光協会だけではなくて商工会の皆さんもそうでありますし農協、農家の皆様方にも参加をしてお手伝いをいただいてご理解をいただかなければならぬと思っております。もちろん行政も取り組んでおりますのでそれ相応の支援をしなければなりませんし、また国・道の支援を受けるための努力・計画づくり

というのも挑戦していきたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この関係についてお聞きをするのですが、これから教育旅行については修学旅行という名前を使わなくなつて教育旅行になりつつあると思います。中身は何なのかといいますとやはり本物の体験ということあります。特に美深町は農村もありますし北限のコメ作りもありましてさらに酪農も十分機能した中でやっているわけありますから、現在の農法でも構わないのですがやはり伝えられている農法というものをすごく欲しがっているわけです。そういう本物の体験事業というものを組んでいく、川あり山ありそういったことについては十分機能できると思いますがこういった中身というのは視点を変えていった方がよいのではないかと思いますが今の考え方について再度お聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 視点を変えるという意味で従前の観光に対する考え方と今の考え方は変わってきましたという視点で申し上げたつもりでいたのですけれども、今議員が言われる視点というのはどういうところかと今押さえきれていない部分がありますのでもう一度聞かせていただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間がありませんのでもう1度はやりません。

三日月湖の活用に移らせていただきます。足立先生と最近お会いした中でチョウザメについては地中海の系統が3,000匹ほど美深にいるわけですが、できたらロシア系のものを広げていきたいと。それから考え方方が深くて足立先生は飼育のこといろいろ研究をされているのですがさらにコラーゲンの先生方にも会ってきたわけです。何年も研究されている中で1型コラーゲンというのは世界的に出ていますが2型コラーゲンというのはチョウザメの中でもずいぶん獲れるわけです。これは市販されていないということあります。美深町にはまさにそういうチョウザメでしか獲れないという材料があるわけですからこれは世界一になるには三日月湖で飼育をして温度が高いですから地下水を上げるよりずっと良いというお話しを聞いています。町長の先ほどの答弁での水の濁りが悪いというのはほかに方法があると思うのですが、更に水温が適していないというのはどこの博士が言ったのか分かりませんけれども適しておりますので違うのではないかと思っていますがかみ合わそうとは思っておりませんが考え方方が違うような気がしますので三日月湖の考え方について世界一になるには三日月湖しかないと言っている先生がいるということだけの認識でよろしいですからお聞きをしておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先生も学者でありますからいろいろなことを言われるわけでありますけれども、これはちょっと慎重に聞いておかなければならぬという話などいろいろあるわけですけれども、三日月湖で飼ったから世界一になれるとは思っておりません。水の濁りもあそこを入れてから30年ぐらい経つのですけれども水質検査をしながら協議をしたり、水草の研究等、いろいろやってきた経過がありますけれども水質を改善していく、天塩川から流水を入れるということも開発と協議したり、水質の先生方ともやってきた経過がありますけれどもなかなかそうはならないという1つの方向が出ております。また、莫大な投資をかけてあそこでチョウザメを飼うようなことにしていくということにはなかなかならないということあります。それと、水温についても言われましたけれども、恩根内で飼う場合、プールで飼う場合は水温を上げる方法はやはりあそこと違って人工的にやれるわけでありますし、それは地下水を使うにしてもそれはそれとして人工的に加熱する方法がありますので三日月湖を使うのとは少し違って、よりベターな方法ではないかと、コラーゲンにしてもキャビアにしても魚肉を使うにしても魚の数が今より大量に必要ということありますので大量に飼う方向に挑戦をしていくという段取りで取り組んでいるということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 随分考え方方が違うのでこれ以上はお聞きしませんが、ひとつだけお聞きしておきたいのは、今国から1,000万円が今回の恩根内の関係でつきましたけれども11月12日に決定をしたとお聞きをしたのですけれどもこれは何年間か継続されるものなのか、またはこれで終わりなのか、次の手は何か考えているのか、国なり道なりそういうった関係から予算を組み立てるとしたらどうなのか、チョウザメの飼育等についての考えについてお聞きをしておきたいと思います。

最後の8番目ですが、町長の考え方の中で恩穂内に前の前の町長、長谷部さんの銅像があるわけでご承知だと思うのですが、これは何か移転の約束があるとお聞きしたのですが恩穂内の環境整備等については今町長も答弁をいただきましたし森林サポーターの会、実はこの森林サポーターの会は仁宇布のスキー場のあの場所は手をかけてきても人力ではどうにもならないという状況が出て新たな活動の拠点として今恩穂内という形になっているわけですが、とりあえずそういう中で続いて今の件だけお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 三日月湖の件はお互いに食い違うようありますけれどもご理解

をしてほしいのと、これからも継続して国の補助等が入ってくるのかというお話しですけれども、とりあえず今年受けているお金はそれで終わりです。従って、町が1,000万円と国から来るお金が1,000万円ということで、2,000万円で事業を展開していくということで、新たな管理運営を含めて運営をする場合については新たな財源を見いだすことができればそれに越したことはないわけでありますけれども今のところないものだと腹構えをしながら運営していく段取りにしているところでございます。できることなら少しお金がかかりますので新たな財源を探す努力はしていきたいと思っております。

それと、恩穂山の関係で森林サポートのお話し等もありましたけれども、これは森林サポートの皆様方に大変お世話にならなくてはならないと思っております。そういう意味であそこで環境整備して利用していきたいと、そしていろいろなものもあるということも認識しております。その中に長谷部前町長の銅像があるということも承知をしております私も何回か見ております。ただ、その銅像がなぜあそこにできたのかということについては長くは申しませんけれども、それぞれでいろいろな事情があって街の中に作らないで出身地といわれるあの地域の方々のご好意等々もいただきながらあの地に長谷部家の自費であそこに建てたという経過があるようあります。銅像を建てるにあたって所有地を分筆する形で成り立っているわけありますけれども、長谷部さんとつながる方々また地域の方々についていつまでもここにこういう形で置くのが良いのかどうかという疑問視的な発言をいただいているのは事実でございます。従って、今お話しの銅像の移転について約束しているのではないかというお話をいただいたわけでありますけれども、約束という形はないわけでありますけれども将来に向けてそういうお話しがあるのだとすればみんなでどこが良いのか、またどこかに移すのが良いのかということをみんなの共通理解ができるものだとすれば考えていかなければならぬという状況であります。ただ、あそこをえて開いて作ったという経過等もありますし、長谷部家の考え方もあるのだろうと思います。ただ地域の方、長谷部家につながる方々の考え方方がいろいろあるようありますからそれは大事にしながら調整をして、移すようなことになってくるのだとすれば町としても一定の考え方を示して取り組んでいかなければならぬと思っております。これらについてはあそこに作るにあたっての議論等については私の時代とは違って相当前の時代でありますから議会の議論もあったように聞いております。正規の議論かどうかわかりませんけれどもそういう話も聞いておりますのでそれらの改善策、将来について考えていかなければならぬということは承っております。正規の形ではなくていろいろな話し合い等懇談の中でそういう話も承っているということを申し上げておきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） あの地につきましては先程も言いましたけれども、かなり地元の皆さん方があそこを開拓するときも新興宗教で心を癒すための部分とかまたは息子さんが亡くなつてそのために自分の体も悪くなつてという経過があつてということが文庫の中でも出てくるのですが宗教といいますかその開拓魂の中で作られたものが多いと思っておりまして非常にそういう点では歴史的な場所であり神聖な場所でもあると思います。今町長が言われるようその地域の中の銅像の関係もありますが上の方へ行くと東屋もあるわけですけれどもそういう中で将来的な整備を含めて地元の皆さんとも協議をしていく必要があると思っておりますが、具体的には地元の人たちは、あと2年も置けないという話を言われたこともあるわけですがその点についてはどのようにされていくのかお伺いいたします。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 先ほど申し上げましたように耳に入っているということはその通りでありますから良いわけですけれども、それを具体的にひとつの形にしてどうするこうするという場合、先に町が動いてよいのかという心配があります。議会の皆様方の意向もそうでありますけれども、住民感情も含めてそういうことをどうするか、仕掛けが必要かと思っております。仕掛ける部分として町が真っ先に動くのが果たしてよいかどうか、従つて、それら長谷部家なり長谷部さんをとりまく人がたまたま地域の方々がひとつの世話人的な形等々ができてきて動くことになって町もという形になってくれればありがたいと、町から仕掛けるということは難しいのかと思っております。確認でありますけれども、議員にお尋ねしておきたいのは何とかあそこから動かすという方向でこういう意味の質問をされているのかと伺っているのですけれども、また逆の考え方の中にはいろいろあるわけでございますのでどちらの方向かということだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 時間を伸ばしてもらわなければならないのが要点にあるのですが、私は議員を昭和50年から58年まで最初やりました。そのころの理論ですから申し上げますが、私はあの場所は町の景観が損なわれるから反対した1人です。ですから、長谷部さんに楯突いたわけでありますからあまり詳しく聞かないでいただきたいのですが、随分考え方方が変わりましたが、地域の中で温泉が2万人を超えるような盛況になったことは事実であります。とりあえずそういう立場であることは間違ひありません。地元のためにやはり私は尽すべきだと考えておりまして良い方法があるのなら私は賛同をしたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 若干わからないところもあったのですけれども、なんとなく機が熟せば、段取りができれば動かすことが良いのではないかとそのようにおさえてました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、諸岡君の質問を終わります。

只今から休憩に入ります。

再開は 25 分といたします。

午後 3 時 05 分 休憩

午後 3 時 25 分 再開

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き、一般質問を継続いたします。

3 番 藤原君。

○ 3 番（藤原芳幸君） 今朝以来各議員がいろいろと一般質問をされたわけでありますけれども、その中に共通してあったことのひとつに少子高齢化そして人口減少、こういうものが進む中で各方面でいろいろと課題が生じてきており、これは美深町だけの問題ではなくて全国そのような状況にあるわけですけれども、それだけに非常に難しい課題であると思っております。わが町においても何とかこの難しい課題の中から解決の糸口を見いだせないものか何とか見いだしてみたいという思いで質問をさせていただきたいと思います。項目としては行政に当たはりますけれども、先ほど言いましたように少子高齢化と人口減少に対する今後の美深町のまちづくりという点で質問をいたします。

第 5 次総計では少子高齢化と人口減少がさらに進むものと想定をしており、これまでいろいろと施策を進めてきたところでありますが成果を上げるのがなかなか難しい課題でもあります。その中においても町内の少子高齢化、人口減少というのは着実に進んでいる状況にあります。これからまちづくりにこの部分の影響が出るのではないかと懸念をしているわけでありますけれども次の点についてお伺いをいたします。

1 つ目、先月各自治会とまちづくり懇談会が行われました。まちづくりにおける自治会との連携は欠かせないものがあります。まちづくりの基本は核となる人や組織が重要であり、自治会の果たす役割というものは大きいものと考えます。自治会もまた高齢化と戸数・人口減少により、今後は運営が困難になる自治会も出てくるものと予想されます。これらの課題は自治会自体が自ら解決していくものではありますが、町としてもまちづくりを進めていく上でこの自治会のあり方について考え方を示す必要があるのではないかと思っております。その点についてまず 1 つ目の質問をしたいと思います。

2 つ目、美深町は生涯学習の取り組みが大変活発で多くの行事等も行われておりますが、

その中でたくさんの分野で活動をしていることも皆さんご承知の通りかと思います。ところが活動している人々にもその高齢化がやはり進んできております。元気に活動を続けてくれることはとてもありがたいことありますが、この後活動を引き継ぐ対象者がいない状況が多く見られます。それぞれの活動がまちづくりのエネルギーになっていてこの部分が次代を担う人づくり、このことを占めている部分があるのではないかと考えております。この次代を担う人づくりが進まないことが今後のまちづくりに影響が出るのは必至であり、町としても対策を考える必要があるのではないかと思います。

1番目の自治会の組織の問題と2番目の次代を担う人づくりの件につきまして町長から答弁をいただきたいと思います。

以降に関しては自席で進めたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員から行政、中身においては少子高齢化と人口減少に対するまちづくりという視点についてご質問をいただきました。特にその中で、自治会のあり方、自治会の今後、さらにはわが町の生涯学習の取り組み状況のあり方等々についてご質問をいたしました。いずれにしても非常に課題の大きい、重いものであり、なかなか明確に答え切らないという課題であります。しかしながらご質問でありますから一定程度答えていきたいと思います。冒頭議員も言われておりましたけれども、どこの町でも少子高齢化さらに人口減少がおきているということはわが町だけではなくてどこの地域でも起こっているわけであり、共通の話題といわれているわけでございます。従いまして、これからまちづくりに大きな影響を及ぼすというのは間違いないわけでありますけれども、この難しい課題・難題にどう向かっていくのか、そういう観点に立って第5次の総合計画を作り上げているわけでございます。この部分をきちんと認識していかなければならぬと、それに向かって進めているわけであります。ともすれば町の人としても人口が減ってくる、そして高齢化になると後ろ向き的な議論が多々あるわけでありますけれども、そうではなくて第5次総合計画の目標、さらにはビジョン、プログラム等々に向かって着実に進めていくという視点が大事かと思っているわけであります。そしてさらには、その中にある自治会をどうすべきか、どうあるべきか、今わが町には自治会というものは17あります。ご案内のようにわが町の自治会というのは先輩町長の時代からそうでありますけれども行政区という名称ではなくて自立した自治会として歩んでほしいと願いを込めて自治会制度を発足させております。そして、全道規模の研修会であるとか大会であるとか上川の大会もそうでありますけれどもわが町で何度か開催をしてきているということで議員もご参加いただいているのかと思いますけれども、そういう立場、

そういう町であるのだということを認識いただきながら自治会のあり方等々をともどもに考えていくと、前向きの議論として展開してほしいと思っているわけでございます。そういう意味では自治会調査も兼務のようありますけれども、非常に大きい使命があるのだということも自治会そのものの運営のあり方そのものであります。まさに課題もたくさんあるわけでありますけれども、その課題を自治会の仲間の皆さん方とどう相談しながら役員会等々を積み上げながらどう展開していくのか、これは行政が押し付けるものではなくて地域に暮らすそれぞれの住民の1人1人の立場として見つめ直す必要があるのではないかと思っているわけであります。なかなかそうはいっても具体的に進んでいかないわけであります。従って、町としては地域の担当員も配置しておりますけれどもさらに増員する形で配置をしてまいりました。そして、活動についても将来の課題についても整理できるようにそういうお願いの中でいろいろな取り組みもお願いをしてきているわけでございます。その取り組みについてはやり切っている自治会、まだこれからという自治会、今取り組んでいる自治会さまざまありますけれどもそういう自治会の形があるわけでございます。自治会におかれでは仁宇布自治会のように高齢率が12%程度の若い自治会から50%を超えるような自治会になってきている部分もあるわけでございます。そして、その中にある班の状況についても班が小さくなつて班の合併等々も進んでいるという地域もあるわけでございます。従って、どうするかということです。問題は言葉ではなくて具体的に何をするか何をすべきか、それを自らの自治会の中で整理をする必要があると思っているわけでございます。そういうことを申してもなかなか進みませんので自治会のアンケート調査であるとか現在の活動等の維持、さらなる改善に向けてその課題の解決に向けてどうするのか新たな課題や将来に向けた備え等々をどうするのか、こういう部分についていろいろなアンケートを含めてご意見を先程申しました自治会自治会でまとめきっている部分、まとめきれない部分がいろいろあるわけですありますけれども取り組んでいる状況であります。一方、少しでも元気になってほしいという願いを込めて23年度から地域創造元気づくり交付金事業なるものを発足させております。これは今までの自治会に対する交付金とかそういうこととは別に上積みをする取り組みであります。そういう意味では第4、第5自治会におかれではいち早く取り組んでいただいたわけであります。ただ、取り組んだだけではなくてそれが将来どうなっていくのかという検証が大事になってくるのだろうと思っております。追跡調査等々についてはやられているのだと思いますけれども、その辺の課題の解決が大事になってくるのかと思っているわけでございます。自分でできること、これは基本であります。そして自治会でできること、さらに自治会でできないこと等については行政としてどう取り組んでいくか、自治会にどう取り組んでもらうか、

これを明確にしながら進めてもらおうということが大事なのかと思っております。先般、11月の頭からそれぞれの自治会の懇談会等も全地区、東だけは110周年の事業等がありましたのでやっておりませんけれども合併をしてやったところもあるのですけれどもほとんどの地区でやることができました。しかしながら、全体的に集まりがそれほどではないということで役員さんが非常に心配されているわけであり、我々も非常に期待をかけておりましていろいろなご意見をいただけるものだと思って臨んでおりますけれども残念ながらそこでは多くの声が出てこないということで、あえて言えば今日の議会の傍聴の方が多いのかと感じて残念に思ったりするわけであります。それが今の自治会の状況でありますけれども、そればかり言っていても仕方ありませんのでどうするのかということで、そこで先ほど言いましたように自分でできることと自治会でできることと行政的支援を要することと分けてかからなければならぬと、それをしっかりと整理してやっていくと、そしてどこに重点的な施策を置いていくのか、そういうことを整理してその中から本当の長い将来の課題としては自治会の統合だとそういう課題も出てくるのでしょうかけれどもそういうものではないのかと思います。答弁としては非常に大まかで難しいわけでありますけれどもそのように私は思うわけであります。

次に、2つ目の生涯学習と担い手づくりということでありますけれども、まちづくりというのは人づくり、組織づくり、担い手づくりとどれも重要で一朝一夕に解決する問題ではありません。また、予算をつけたからといってそう簡単にできるものでもありません。そして組織は人なりであります。人が運営するものであります。その組織運営をどうするかということも大事であります。そういうことを考えるときに本当に生涯学習を含めてまちづくり、人づくりこれは難しい課題だということを申し上げておきたいと思います。残念ながら今それぞれの生涯学習を含めて活動をなさっている方、一つずつ年をとっていく、それもわかります。少しずつ年をとるものですから少しずつ減っていくというのもわかります。しかし、それをどうしていくのか、やはり人が人を呼ぶわけですから、そして人が組織をつくるわけでありますから仕掛けが必要だと思います。どこが仕掛けをするか、誰が仕掛けをするか、この部分については行政もそれなりの考え方を持たなければならないと思いますけれども、そういう部分についてはやはり自らの問題として自治会の問題として考えていく必要があると、非常にこの辺の部分については先ほど申し上げましたように美深町の自治会は全道的に進んだ自治会と名を売っているわけでありますから自治会自らの議論としてこういうことも展開してほしいと願わずにはいられないわけでございます。自治会なり生涯学習等々の取り組み、それぞれの自治会の活動の状況等については私なりに押さえているつもりでありますがいちいちここで報告するのは控えたいと思い

ますけれども、いずれにしても自治会、生涯学習等々の問題、人づくり等の問題についてはこれから非常に大事な課題でありますので真剣に自治会の皆さん方また町民のみなさん方と懇談を深めながら対処していきたいと、そして率直なご意見を聞かせてほしいと思っているわけでございます。ただ、懇談会等々の話を聞いておりましてちょっと残念だと思ったことは、町内会から自治会に移行するにあたって半纏等も当時の議題としてどうするかということがあったわけであります。それは町内会から自治会になっても良いのではないかという議論がスタートしたわけでありますけれどもここへきて少し、半纏ぐらいは作ってもらわないと、というご意見もいただいていることも事実でありますから、それはそれとしてどうするかという課題は残っておりますけれどもそういうことも取り組んできたそれぞれの経過も大事にしながらやはり物事を着実に一歩一歩進める必要があるのかと思っています。

以上、申し上げて答弁としてはおおまかで分かりにくい部分があるかもしれませんけれどもご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 傍聴者の皆さん、声は届いていますか。

わかりました。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今、町長から回答をいただきまして質問する時は議員なのですから私も町長に言われると逆に自治会長の立場になって聞かされた部分もあるのですけれども、とりあえず自治会に関して自治会の方も私も当事者のひとりですから課題があると考えております町の方もやはり難しい問題だけでも課題はあるのだという同じような認識を持っているということで改めて安心をしたところですが、先程町長が触れた自分たちでできること、そして町がやること、これは毎回とは言いませんけれども町長もいろいろな会合に出たときに言っている自助、共助、公助の話かと思うのですけれども、やはり自治会が果たす役割というのは大きなものがありますし、そこがやはり課題になっていく、自治会活動の中心になっていく部分ではないかと私は思っているわけですけれども、共助でいきますとある程度の組織が必要になってくるとなると今17の自治会の中でそういうことを含めていくと先ほど冒頭に申し上げた今後のまちづくりの中で自治会のあり方という部分で町長も触れておりましたけれども編成も含めて考えなければならないのかという話もありましたけれども、それは先ほど私も言ったように自治会自身が決めることがという基本はそう思っています。ただ、自治会に関する条例の中で第3条に、町長は自治会の運営活動等について必要な助言・指導ができる立場にあるということが1項ありますけれども、そういうことで行くとまちづくりを進めていく中でこういうことも自治会と

して担当していく中でやはりそういうことを町としても言うべき時も出てくる時代も来るのかと思っていますけれども、その時は率直に町長の方からも助言・提言をしていただければと思う1人ありますけれども、この部分に関して町長はどうお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 今日の議会という場もそうでありますけれどもそういう立場でものを言っているつもりであります。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 必要に応じてということができるということで毎度毎度言うものではありませんので町長はそういう部分で見てくれていると理解をいたします。その中で、先ほど言った共助の部分ということで今後の自治会の部分というのが役割的に大きくなると私は思っているわけですけれども、それでいきますと今自治会でいきますと1番大きいところで1,000人超、少ないところは30人というところもあるわけですけれども同じ活動が果たしてこれまで進めてきたことが継続できるのかという心配があるわけですけれども、ある程度の大きさというものは必要になると私は考えるのですが町長としてこれを今すぐどうのということではありませんけれどもある程度の大きさ的なものというものを想定しておられるのかどうかと思うのですけれども、その辺、個人としては小さくなつても自分のところで大丈夫だという考え方も自治会においてはあるのかもしれませんけれども、その場合の基準とは言いませんけれどもある程度のこういうことのできる大きさであってほしいという希望的なものというのではないのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 町長としてといいますか個人としてというのはわからなかったのですけれども、自治会の規模というのは先ほど言われたように20人近くのところから800人以上のところがあるということは理解していると私は思っているのです。その具体論がなければなかなか難しいと思って答弁にならないと思っているわけでありますけれども、町内会から自治会に町の中になりましたけれども町の中の自治会と農村部の自治会とこれは分けていろいろ考えなければならぬのではないかと、実態を踏まえて考えなければならないのではないかと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 自治会は17ということですずっとやってきていたものですからそういうとらえ方も確かにあり得るなと、実際はそのような形になってきて動いている部分もあると思いますのでそういうことであれば自治会もそれを踏まえた動きになっていくのかと理解をした次第であります。自治会に対して午前中もちょっと答弁があったように、

まちづくりの基本は人と組織だということを言っておられましたのでその部分でいきますと本当に自治会というものに対してそれなりに考えておられるということが非常に理解できてきましたので安心したわけでありますけれども、次に学習の点ということについては町長の答弁も同じだったのですけれども非常に共通する項がありますので関連して聞きたいのですけれども、次代の担い手づくりということで自治会もそうなのですけれども生涯学習が担っている点というのは否定できないのかと思っております。先ほども町長が言っていた通り生涯学習の中で時代の変化がきていましたくさん町内に活動しているところがありますけれどもすべてそのまま継承されていくかというと私もどうなのかと思っているのですけれども、今後は今までにないような例えば生涯学習の取り組みが出てきたり、逆に今あるものが高齢化によって消滅していくということも当然出てくるのかと思っております。その中で、出てきたものに対して柔軟にといいますかどうしてもモノを進めていくと去年はこうだったという前例継続に走りがちですけれども、新しいものが今後どんどん出てくるような、出てきたときに受け入れていく環境というのが必要になってくるのかと思っております。この点は先ほど町長も触れていたわけですけれども、その辺に関して今現在そういうことを想定しているのかどうか、まだこれから検討する事項なのか、その辺に関して現在の状況と含めて教えていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 自治会といいますか生涯学習といいますか、そういう部分については長い歴史があるわけありますけれども、議員に認識していただいていると思っておりますけれども、戦争が終わって復興期のまちづくり、行政区のあり方等々あったのだと思います。そしてその中で元気をつけていくにはやはり地域にあっては青年団活動であるとか婦人会活動であるとかそういうもろもろから新生活運動だと当時の公民館活動であるとかもろもろのものがあって今日に至ってきていると、まさに時代を反映する形で移り変わってきているということで今後も情報化時代そして世界と仲良くしていく時代そういう時代でありますからもちろん時代とともに移りかわっていくのかと思っております。それだけに、それぞれの組織のあり方、自治体のあり方、行動する仲間の部分そういうものについても随分そうではないのかと、ボランティア等についても一時のボランティアから少し変わってきてこれらのボランティアは有料化のボランティア的なことも考えていかなければならぬ部分等々があるのかなと、また文化活動等についてもCOM100は15周年をやりましたけれどもやはり昔の福祉センター時代から移り変わっているのかなと、先般も文化会館の記念式典等々がありましてその点も含めていろいろ歴史的なこともお話ししておりますけれどもやはり本当に変わってきてるわけでこれについてどう

対応していくのか、そしてそれに向けて人材を育てていくかと、そして育ってもらうか、これが人づくりであり組織づくりではなぬかと思っています。非常に人が足りなくなってきたているのは事実ありますけれども、しかしながら、そこにまつわる人たちがいるというわけでありますからそれを温かく包んでどう前向きにわが町的に元気に進んでいくのかそれが大事になってくるのではないかと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますけれども、発言の前にもう少し視点を絞って発言を願います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 今、町長から聞くと組織等に関しましては時代時代の流れがあるということで非常に柔軟なものさしを持っているように感じましたのでごくありがたいことだと思っております。今、生涯学習等での話を聞きますと、今70～80ぐらいで一生懸命活動をされている方、20年前30年前からずっと一線で活躍しておられるということで本当に素晴らしいことだと思っております。逆算しますと40代50代からずっと続けてきていた、そして今もまさに現役で活躍されているという状況を聞いてびっくりするわけですけれども、では20年30年たって今次の世代がその頃始めたような世代の人たちがどうなっているかといったら本当に少ないわけです。人口そのものも少ないのですけれども活動そのものになかなか加わってないと、これはいろいろな事情があると思いますけれどもそういうことをみてきますと担い手づくりの中で中間世代、これらの活用といいますか開拓というのがすごく重要になってくるのではないかと感じているわけですけれども、本来は自分から手をあげていろいろなものにチャレンジするのが筋なのでしょうけれども、その中でもいろいろな会議とか人選をする場合にもこの中間世代の人の取り込みということをもう少し本腰を入れて何とか引き込むような形を持っていけないのかと思っているわけですけれども、これはいろいろな各種団体等からの派遣でいろいろな会議が成り立っているということもありますけれどもそこに中間世代の枠ということでぜひともそういういった登用ができないものかと思うわけですけれども、その辺は特に決まりはないと思うのです一般公募だとかそういう形でいろいろな形で人材を集めているのですけれども、もう少し中間世代に関して間口を広げる、登用するという形を今後進められないかと思うわけですけれどもその辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 町長。

○町長（山口信夫君） 本当に町のあらゆる場面を見てほしいと思って今聞いていたのですけれども、生涯学習等につきましても本当に昔からと言ったら言葉は適當ではありませんけれども長年にわたり続けておられる人またやっていたけれども途中でやめられた方、

そしてまた立ち上がっていただいた方さらには新しい方、新しい方も高齢者もおりますし若い人もおります。私はそのようにバラエティーに富んでいるなと思っております。そういう意味で実態を少し見ながらやって欲しいと、ご意見をいただきたいと思っておりますし、また、中間世代といいますかそれらの人材の登用という部分についてもお話しがありましたけれども、それについては努力をしているつもりでありますし、そういう方々はなかなか忙しい方もいるわけでありますけれども忙しいだけではなくてご苦労をいただくという形でご協力を賜っておりますのでご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 町長の方からも中間世代の人を登用したい活用したいということで努力をしているということで聞きましたのでこの件についてはぜひとも少しでも多くの人が登用できるように努力をお願いしたいと思います。いろいろ町長の方から話を聞いてだいたい私が思っていたことは答弁をいただいたわけですが、自治会等においてはいつも町長から同じようなことを言われますので今回もそういうことを想定しながら考えていたところでありますけれども毎回おなじことと思われるかもしれませんけれども自治会の方も少子化・高齢化について何とかしたいという気持ちの裏返しでもあります。なんとか美深町の中で継続して活動して次につなげたいという思いは町長も同じなのかと思っておりますので、ぜひとも何かあったときには自治会も当然町と相談をしながら物事を進める事になると思いますけれどもぜひとも助言・支援をいただければと思います。ある程度聞けましたので町長の方に答弁を求めることはないと感じますけれども、ぜひともまちづくりを一生懸命進めていく中で両輪となりますので自治会づくり、人づくりの点に関しては今後ともよろしくお願ひしたいと思います。最後は質問ではなくて話だけで終わってしまったのですけれども、項目が2点ですのでこの辺で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、藤原君の質問を終わります。

本日の日程はこれで終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれにて散会といたします。

なお、4時15分より全員協議会を開会しますので控え室の方にお集まりを願います。

散会 午後 4時03分

平成 25 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 2 号 (平成 25 年 1 月 11 日)

◎議事日程 (第 2 号)

- 第 1 議案第 45 号の提案説明
第 2 議案第 46 号乃至議案第 49 号の提案説明
第 3 議案第 50 号の提案説明
第 4 議案第 51 号の提案説明
第 5 議案第 52 号乃至議案第 54 号の提案説明
第 6 議案第 55 号の提案説明
第 7 議案第 56 号の提案説明
第 8 議案第 57 号乃至議案第 63 号の提案説明
第 9 報告第 7 号 委員会報告 (総務住民常任委員会所管事務調査報告、産業教育常任委員会所管事務調査報告)
第 10 休会日の決定

◎出席議員 (11名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 藤守千代子君 |
| 3番 藤原芳幸君 | 4番 南和博君 |
| 5番 中野勇治君 | 6番 山本進君 |
| 7番 諸岡勇君 | 8番 林寿一君 |
| 9番 岩崎泰好君 | 10番 齊藤和信君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員 (0名)

出席説明員

◎美深町

- | | |
|--------------|-------------|
| 町長 山口信夫君 | 副町長 今泉和司君 |
| 総務課長 渡辺英行君 | 住民生活課長 瓜田晃君 |
| 産業施設課長 木戸一博君 | 会計管理者長 岐和彦君 |

総務グループ主幹	川 端 秀 司 君	企画グループ主幹	玉 置 一 広 君
生活環境グループ主幹	望 月 清 貴 君	保健福祉グループ主幹	山 崎 義 典 君
税務グループ主幹	羽 野 保 則 君	農業グループ主幹	草 野 孝 治 君
施設グループ主幹	杉 本 力 君	管理グループ主幹	南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教育委員長	宮 原 宏 明 君	教 育 長	石 田 政 充 君
教育次長	吉 田 克 彦 君	教育グループ主幹	後 藤 裕 幸 君
教育グループ主幹	荒 木 久 恵 君	幼児センター長	清水目 桂 子 君

◎農業委員会

農業委員会会长	外 崎 敬 雄 君	事 務 局 長	木 戸 一 博 君
---------	-----------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代表監査委員	岡 崎 三 郎 君	事 務 局 長	長 谷 川 浩 君
--------	-----------	---------	-----------

◎議会事務局

事 務 局 長	長 谷 川 浩 君	事 務 局 副 主 幹	角 田 敏 彦 君
---------	-----------	-------------	-----------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 日程第1号 議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定について提案説明を申し上げます。

美深町の商工業を取り巻く経済情勢については個人消費の低迷が続き景気が上向かない中で廃業をよぎなくされる事業者が増えています。小規模事業者が経営を継続していくには大変厳しい環境にあるものと併せて職人といわれるような技術者の損失も懸念をしていくところでございます。この経営環境をより良い方向に改善していくために小規模事業者の経営安定化による事業の継続と新たな事業者による新規開業など地域経済を元気付ける小規模事業者の定着が求められています。このようなことから商工業を営む方新たな商工業を経営とする方に対して必要な援助を行うことにより商工業の経営の安定と定着を図り商工業振興を推進することを目的として美深町商工業担い手づくり支援条例を提案するものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げて提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定について。

美深町商工業担い手支援条例を次のように定める。

全11条からなる条例を新設しようとするものでございまして、第1条につきましては目的規定でございます。美深町で商工業を営むものまた新たに商工業を経営するものに対し援助等必要な援助を行うことにより商工業経営の安定と定着を図り商工業振興を推進す

ることを目的とするというものでございます。第2条につきましてはこの条例に掲げる用語の意義を規定しております、第1号については商工業に関する定義でありましてここに列記している建設業以下のそれぞれの業種その他町内の小規模事業者が行う事業ということで、おおむね本町の商工業についてはこれで該当させるという趣旨でございます。その小規模事業者の定義につきましては第2号に規定しております、これは中小企業基本法の規定により引用するのでございますけれどもおおむね常時使用する従業員の数が20人以下または商業またはサービス業に属する事業を主たる事業とするものについては5人以下と定義づけするものでございます。3号以下がこの条例の対象とするものでありますけれども第3号につきましては事業承継者、小規模事業者から事業を承継すると認められたものでございますけれども、この場合企業への事業承継については除いておりましたまた共同で行なうものについてもこれはいち事業者とみなすということでございます。

4号が新規開業者、これは新たに商工業の事業を開始するものとして認められたものでございます。第5号が事業承継予定者、小規模事業者から事業を承継する予定のものとして認められたもの。第6号については新規開業の予定者で新たに新規事業を開始する予定と認められたものというものでございます。次に2ページでございます。異業種進出者、これは現在も商工業を営んでいるものが異業種この異業種というものは日本産業分類の中分類に分類された業種から違う業種に進出をすると認められたものということでこのものを異業種進出者と定義づけするものでございます。第8号が人材づくり事業者でございます。これは2つございまして、ひとつが商工業経営に必要な人材育成確保これを目的として新たに従業員を雇用する小規模事業者、それと商工業経営に必要な技術の取得ですか技術の向上あるいは販路の拡大さらには異業種の進出等これらのために必要な研修調査を行うものとして定義づけするものでございます。第9号が親族に関する規定でございまして、この条例では2親等以内のもの及び配偶者と規定しようとするものでございます。第3条がこの条例の対象者及び要件を規定しております。第1号に規定しますのが年齢要件でございまして、先程定義のところで説明いたしました事業継承者以降3号4号5号6号7号8号に規定するものでございますけれども、これらの年齢につきましてはおおむね18歳以上60歳以下のものであること。なお人材づくり事業この事業者が雇用する新規就業者の年齢についてはおおむね18歳以上40歳以下のものというように用件を定めるものでございます。第2号が住所要件でございます。第3号から第8号の認定を受けようとするものこれらについては町内に住所を有するものかあるいは町内に住所を有することとなるものであるという住所要件を規定するものでございます。第3号が商工会の会員であるということの要件でございまして、これにつきましては予定者以外事業継承者、新規開業者、

異業種進出者、人材づくり事業者これらの者については商工会の会員でなければならないという規定を設けようとするものでございます。さらに、第2項として小規模事業者のうち新規開業予定者あるいは事業承継予定者に対して指導をするものこれらについては技術と能力等を取得させなければならないという義務規定を設けるものでございます。

第4条につきましては事業計画等の作成と認定者ということでこれらのこの条例の適用を受けようとするものにつきましては計画書を作成し町長に認定の申請をしなければならないということでございまして、第2項はこれらを町長が認定をする際の手続きでありますけれども関係機関及び団体で構成する商工業担い手支援委員会に因って審査をし、これが適当であると認めた場合について認定者として承認するという規定でございます。第5条が補助金等の種類でございまして、2ページの第1号から3ページの第8号にわたってこれらの補助金について規定をするものでございましてそれぞれ補助金等の対象経費、基準、あるいは対象者については別表で規定をしようとするものであります。別表については後ほど説明を申し上げたいと思います。次、6条以下につきましては補助金等の交付申請、交付決定、さらには取り消し等の補助金に関する一般的な条項を規定するものでございまして他のこれらに類する条例と同じ内容でございますので説明については省略をさせていただきます。次4ページ、第5条に規定する別表でございます。補助金の名称、対象経費、補助等の基準、対象者について表で規定をしようとするものでございます。まず第1号の経営安定補助金でございますけれども、これは対象経費としまして経営開始後の事業運営にかかる経費でございます。これは対象者につきましては新規開業者と事業承継者でございます。なお、事業承継者について、親族は除くとするものでございましてこの第1号の経営安定補助金と次の第2号の経営自立補助金についてはこの対象者については同じでございます。この経営安定補助金の補助等の基準でございますけれども、単身者については月額10万円以内の補助金を交付しようとするものであります、また単身者以外につきましては月額15万円以内の補助金を交付しようとするものでございます。またこれらの期間でありますけれども経営開始から24カ月以内を補助の基準とするものでございます。次に第2号経営自立補助金でございます。これについては3つの対象経費に載せております。新規開業者あるいは事業承継者が経営を自立していくための支援ということでございまして、ひとつが、経営開始後の土地建物あるいは設備これらを借りて行う場合この賃借料について支援をしようとするものでございまして補助の基準につきましては月額賃借料の2分の1以内としまして限度額を10万円としようとするものであります。この期間につきましては賃貸開始時から24カ月以内としようとするものであります。次に、承継者及び新規開業に伴い土地建物及び設備等を取得して行う場合これらの取得費に対し

て支援をしようとするものでございまして補助等の基準につきましては取得費の20%以内限度額については200万円を支援しようとするものでございます。次に、経営開始後の土地建物及び設備にかかる固定資産税相当額の支援でございます。これにつきましては固定資産相当額の2分の1以内を補助等の基準として賦課年から2年以内限度額10万円としようとするものでございます。以上が計経営自立補助金のものでございます。次に第3号が自立実習助成金でございます。この対象につきましては、事業承継予定者及び新規開業予定者が技術取得にかかる経費でございます。見習い期間に対して支援をしようとするものでございまして、このうち新規開業予定者、事業承継予定者、このうち親族ですかあるいはこの事業者の従業員または従業員と現経営者とが生計を一緒にするものについては対象外とするということで、これは次ページの第4号の技術指導助成金と同じであります。この技術実施助成金の補助等の基準でありますけれども、まず単身者でございます。単身者につきましては月額10万円以内、単身者以外のものにつきましては月額15万円以内を補助・支援をしようとするものでございまして、これらの期間につきましてはそれぞれ予定者として認定をされた実習開始から12カ月以内とするものでございます。次に5ページ、技術指導助成金第4号でございますけれども、これら予定者に対する見習い期間の間に指導する指導者に対する助成金でございます。補助等の基準でございますけれども、日額3,000円以内とし、指導開始から300日以内の期間として支援をしようとするものでございます。次に第5号が事業承継奨励金でございます。この対象者については親族が事業の承継をした場合の奨励金ということでございます。親から子へ、親から孫へといった部分でございますけれども、これにつきましては定額50万円以内を奨励金として支給しようとするものでございます。次に第6号が設備投資補助金でございます。これが異業種の進出者に対する補助でございまして、異業種進出に必要な機械設備等の導入にかかる経費でございまして設備投資費の2分の1以内としまして限度額を500万円としようとするものでございます。次に、第7号8号でございますけれどもこれが第3条第1項第8号に規定しております人材づくり事業者に対する支援でございまして第7号が人材育成奨励金でございます。新規に就業者を雇用する場合の経費でございまして、月額給料の2分の1以内限度額を8万円としようとするものでございます。これらの期間につきましては雇用開始から24カ月以内で雇用しようとする小規模事業者に対して補助をしようとするものでございますけれども、なお、親族については対象外となっております。

次、第8号研修調査助成金でございます。これは経営に必要な技術の取得ですとか販路拡大等々のために要する研修調査費にかかる経費でございます。これにつきましての対象者につきましてはここに記載の事業承継者から小規模事業者すべての商工業者が該当にな

る、さらには事業を受け継いでやろうとするものについても該当になるということでございまして研修調査費の3分の2以内でございまして100万円を限度として支援をしようとするものでございます。以上が第5条の別表でございまして補助金の対象経費あるいは基準、対象者についてご説明を申し上げました。なお、この条例の施行期日でございますけれども、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） この条例に付随して詳細といいますか細かな部分を規定する規則・要項等についてはもうすでに決定をしているのかどうかその点だけお聞きいたします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 規則につきましては案の段階で作り上げておりますまだ確定はしておりませんが用意はしております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようでございますのでこれで質疑を終了致します。

お諮りをいたします。本件については総務住民常任委員会に付託したいと思いますがご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、本件については総務住民常任委員会に付託することと決定をいたしました。

◎ 日程第2 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第46号 美深町簡易水道事業条例の一部改正について乃至議案第49号 美深町給水条例の一部改正についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第46号乃至議案第49号で提出しております4件の条例の一部改正につきまして一括して提案説明を申し上げます。昨年8月社会保障の安定財源の確保などにかかる税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律な

どが公布され、来年4月1日から消費税・地方消費税を合わせて5%から8%に引き上げることとなりました。上水道、簡易水道料金、公共下水道、合併浄化槽の使用料について消費税を適正に転化する方針を持って上下水道事業経営審議会に諮問をしその審議を経て今般料金使用料を引き上げる条例改正を提案するものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号 美深町簡易水道事業条例の一部改正について。

美深町簡易水道事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料でご説明を申し上げますので7ページをごらんいただきたいと思います。改正の趣旨につきましてはこの議案第46号から49号まで町長の方から提案説明があったとおりでございまして消費税の改正に伴うものでございます。簡易水道事業条例の改正につきましては第4条に料金の関係について謳っておりまして別表に料金が記載されております。その別表を改正しようとするものでございます。現行が左側に記載しておりますアンダーラインの部分を改正しようとするものでございますけれども、金額それぞれ現行につきましては基準金額に消費税5%の分を入れまして総額表示で料金を設定しております。今回5%から8%に改正になるのに伴いまして3%分を新たに基本料金に組み入れて表示をするという改正でございましてそれぞれ農業用1種であれば1?につき136円これを3%の消費税をプラスしまして140円に改めるとしまして以下同様の改正をしようとするものでございます。この条例につきましては平成26年4月1日から施行するものでございますけれども、経過措置としましてこの料金の徴収に関しメーターの検針を毎月しておりますけれども26年4月のメーター検針をしたそれ以降の簡易水道料金に適用するという経過措置を設けるものでございます。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。

次、議案第47号の説明をさせていただきます。8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第47号 美深町公共下水道条例の一部改正について。

美深町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料でご説明をさせていただきますので9ページをごらんいただきたいと思います。下水道の使用料につきましては本則第18条に謳っておりますけれども具体的な料金

については別表1で規定しております。この別表1にあります料金について今回3%分を上乗せして表示しようとするものでございまして、基本水量6トンまで903円とあるものを929円、超過料金136円を140円に改めようとするものでございます。附則でありますけれども施行期日につきましては26年4月1日、経過措置でございますけれども簡易水道条例と同様に4月のメーターの検針後に使用する下水道の使用料から適用するものでございます。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。

次、10ページ、議案第48号 美深町個別排水処理施設条例の改正について。

美深町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

これも資料でご説明申し上げあげますので11ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございますけれども今回の改正に合わせまして目次としてそれぞれ第1章から第7章までの部分の目次を新たに追加しようとするものでございます。これは条例の整理でございます。具体的に料金の設定につきましては別表の1ということで第11条本則第1条に謳っておりまして表で具体的に料金を示しているものでございます。先の条例と同様に3%分の消費税を加えて表示しようというものでございましてそれぞれ5人槽、6・7人槽、8・10人槽の料金について改正しようとするものでございます。施行日でありますけれども平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、12ページ、議案第49号 美深町給水条例の一部改正について。

美深町給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

14ページをごらんいただきたいと思います。資料として新旧対照表を載せておりますけれども給水条例につきましてはそれぞれ料金については本則の中で規定されておりまして、まず水道料金につきましては第24条で規定し表で謳っております。これにつきましてもそれぞれ一般からその他まで現行の5%の消費税をえたものから8%の消費税をえたものにそれ変えようとするものでございます。次に第24条2の改正でございますけれども、次のページでございましてこれは休止料金に関する規定でございます。それ口徑別に3種の料金を規定しております。1ヶ月の休止料金1ヶ月につきということでございますけれどもそれぞれ現行5%の消費税をえたものを表示しておりますけれどもこれを3%加えて8%の表示と改めようとするものでございます。次に第30条、手数料の規定でございます。第1号から第2号にかけて手数料について規定しておりますけれども第1号につきましては町が指定する水道事業者に関する規定でございます。これらの指定をするときには現行10,500円の手数料を徴収しておりましたけれども3%分を加えまして消費税8%で10,800円に改めようとするものでございます。次に第2

号につきましてはそれぞれ工事のあるいは設計審査の料金でございます。手数料で新設又は全面改造工事さらに増設又は一部改造工事にそれぞれ規定しておりますけれども3%分を上乗せした金額に改めようとするものでございます。あと修繕、撤去の部分についてもそれぞれ第2号に謳っておりますように改正をしようとするものでございます。この施行期日でありますけれども26年4月1日から施行いたしまして給水条例につきましても経過措置を設けておりまして第24条の規定水道料金に関する規定でございますけれどもこれにつきましても4月のメーターの検針後の水道料金から適用するという規定をしようとするものでございます。

以上、議案第46号から49号までの説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第46号 美深町簡易水道事業条例の一部改正についてから議案第49号 美深町給水条例の一部改正についての説明を終了致します。

◎ 日程第3 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備について提案説明を申し上げます。平成25年度の税制改正において国税・地方税ともに現在の低金利の状況に合わせて延滞金の引き下げが行われ美深町におきましてもこれに対応して税条例の一部改正（第3回臨時会で）を行ったところであります。延滞金につきましては税以外の歳入においても徴収規定を定めておりますがこれらについても地方税と均衡を考慮して同率・同様の特例措置とするのが適当であると判断いたしまして関係条例の整備を行うものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備について。

延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

この条例につきましては9条の条例の改正を行おうとするものでございまして、第1条

から第9条にわたってその改正内容について説いておりますけれどもそれぞれ資料で内容をご説明したいと思いますので22ページをお開きいただきたいと思います。

資料の説明の前に今回の延滞金の改正の概要について若干ふれておきたいと思います。現行の延滞金の割合でございますけれども、年14.6%1カ月以内につきましては7.3%となっておりまして、このうち7.3%の割合の分については特例基準割合を適用するといったしまして7.3%より低い割合となる特例が現行は設けられております。今回の税法の改正ではこの特例基準割合について現行日銀法で定められておりましてこの日銀法に定められている率に4%をプラスしたものを特例基準割合ということで規定されております。25年12月31日まで4.3%となっておりますけれどもこれを日銀法の規定でなく租税特別措置法の規定により告示された割合に1%プラスしたものというように特例基準割合が改められておりまして特例基準割合が引き下げられていくという改正でございます。さらに、この特例基準割合が年7.3%に満たない場合としまして年14.6%の割合の延滞金につきましてはこの特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合とするというように延滞金の利率を引き下げるものとなっております。また7.3%の割合の延滞金については特例基準割合に年1%の割合を加算した割合とするというようにいずれも延滞金の率について引き下げを行うという内容の改正が行われております。今回の条例改正にあたって延滞金の割合の特例の規定については附則の改正あるいは附則にこれらを規定するという内容の改正になっております。

それでは資料の22ページをご覧いただきたいと思います。まず、第1条関係税外収入の徴収に関する一部改正ということでございますが、第1条から第9条まで改正がありますけれども条例のそれぞれの制定においてそれぞれの時期が違っていたということでそれぞれ第1条から第9条の改正しようとする条例の中に整合性の諮詢されていないそういう部分もありましたので今回のこの改正に合わせて条文を整理することとしております。そういったことから若干条文を改正する内容となっておりますのでこの部分も合わせてご説明申し上げたいと思います。

まず、第1条関係でありますけれども題名を改正しようとするものでございます。現行、税外収入の徴収に関する条例となっておりますけれども、これを美深町税外収入の延滞金徴収に関する条例に改めようとするものでございまして、これは税外収入の延滞金の徴収をするという趣旨の条例でございますからその旨題名を今回整理し改めようとするものでございまして、また第1条につきましては法令の引用をうけて、ある意味制定をするという条例でございますので目的規定から趣旨規定に改めたいということでございます。地方自治法の231条の3の規定に基づいてということになっております。この法については

督促滞納処分等に関することが法律で謳っていますのでその法に不足した内容で条例が定められるよう第1条についても改正をしようとするものでございます。つぎに第2条第3条の現行の部分でありますけれどもこれは削除しようとするものでございまして、第2条については納入通知、第3条については督促に関して現行謳っておりますけれどもこれらの手続きについて納入通知については財務規則の第29条、督促に関しては同じく第37条に財務規則の方で謳っております。従って、こうした手続きについては効率的に行うべきであるということの条例で特別に規定をすることはないということから今回条文から削除をしようとするものでございます。次に第4条の改正でございますけれども、これは第4条を第2条として改めまして現行第1条において規定している法第231条の3第1項の歳入について改めてこの条で税外収入ということで規定するよう条文を整理するものでございます。現行では収入金となっておりますけれども今回税外収入という形で規定をしようとするものでございます。23ページでございますけれども、第2項の改正でございます。第2項は整理でありまして条文の組み立て方を第3項と同じになるように条文を整理しております。次に第3項の改正でありますけれども、延滞金の下限額を現行500円未満と規定されておりますけれどもこれを税との均衡を図ることから1,000円に改めるということで、延滞金の下限額については1,000円未満については切り捨てるという規定に改めるものでございます。次に第5条延滞金の減免に関する規定でございますけれども、第5条は第3条となるものでございますけれども、現行やむを得ない理由がある場合については減免をするという規定となっておりますけれども、このやむを得ない理由について具体的にどういった理由なのかということで、代表的な例として規定しようとするものでございます。災害等による著しい資力の喪失その他やむをえないということでどういった場合が減免になるのかということをイメージしやすくするために文言を加えようとするものでございます。次に附則の改正でございます。現行の附則については施行期日を謳っておりますけれども、この附則に第2項としまして先程ご説明申し上げました延滞金の割合に関する特例について条文をもって謳おうとするものでございます。内容については冒頭ご説明した通りの内容でございます。次24ページ、第2条関係でございます。美深町後期高齢者医療に関する条例の一部改正でございます。この条例の改正につきましては、まず第6条の第3項でございます。延滞金に関する改正でありますけれども、税外収入の第5条先ほど説明した延滞金の減免の特別な理由ということでございまして現行第3項に特別な理由がある場合については減免しますということになっております。これにつきまして税外収入の改正と同様に災害等による著しい損失ややむを得ない理由がある場合というふうに改めるようとするものであります。次に附則の第3条の改正でございます。

ここに現行も延滞金の割合の特例が載ってございまして 7.3 %の割合についての特例が現行は規定されておりますけれども、これを今回の税法の改正同様の改正になるよう附則の第 3 条を改正しようとするものでございます。

以上が第 2 条関係でございます。

次に 26 ページ第 3 条関係、美深町介護保険条例の一部改正でございます。まず、現行第 12 条延滞金に関する条例の改正でございますけれども、これも算定の基礎となる保険料の額でございますけれどもこれを税外収入等々と同様とするように改正をするということアンダーラインの部分ですが数字をもって規定しようとするものでございます。さらに、第 12 条に 1 項を加えまして第 3 項としまして延滞金の減免に関する規定を新たに加えようとするものでございます。附則の第 7 条延滞金の割合の特例に関する規定でございますけれども、これも現行 7.3 %の割合に関する規定が謳っておりますけれどもこれを今回の税法の改正と同様の改正となるよう改めるようとするものでございます。以上が第 3 条関係の改正でございます。次、28 ページ、第 4 条関係でございます。美深町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。まず第 9 条につきましてこれは第 9 条の条文を削除しようとするものでございますけれども、税外収入の改正と同様でございまして現行督促に関して規定しておりますけれども財務規則の規定により統一的に行うべきであることから第 9 条については削除しようとするものでございます。次に第 10 条、延滞金の徴収に関する規定でございまして税外収入の規定と同様に改正をいたします。なお、この道路に関する延滞金の算定の率でありますけれども現行は地方税法に規定する率で 14.6 %をもって規定しておりますけれども、これを上位法であります道路法に規定する率に改めるという内容の改正を今回しようとするものでございまして 14.6 %の率につきましては道路法の規定は 14.5 %となっておりますので 14.5 %さらには 1 カ月以内の期間の率については 7.25 %と改めようとするものでございます。附則の改正でございますけれども、それぞれ見出しをつけまして第 3 項に延滞金の割合の特例 29 ページでございますけれども 1 項を加えまして第 3 項として延滞金の割合の特例に関する規定を加えようとするものでございます。以上が第 4 条関係でありまして、次第 5 条関係、美深町公共下水道事業受益者負担金条例の一部改正についてでございます。まず現行第 10 条の改正でございます。見出しの延滞金の徴収の部分を延滞金と見出しを改めようとするものでございましてこの 10 条については延滞金の徴収と減免に対して規定をしておりますので、従いまして、見出しについても延滞金と改めようとするものでございます。第 1 項につきましては延滞金の計算の基礎となる委託金の額について税外収入等々と同様の規定と改めようとするものでございまして、この率につきましても 14.5 %さらに 1 カ月以内の部分

については 7.25% と現行もこの率を使っておりますけれどもこれは上位法が都市計画法でありますので税法ではなくて都市計画法の規定に基づく率ということで謳っております。次に第 2 項の改正でございますけれども、延滞金の下限額で現行は 500 円未満を切り捨てるということになっておりますけれども、税との均衡を図るため 1,000 円未満を切り捨てるということで下限額 1,000 円に改めるものでございます。次に第 3 項の改正は延滞金の減免に関する規定でございまして、税外収入と同様に規定を改めようとするものでございます。次、附則の改正でございまして、附則に 1 項加えまして第 2 項といたしまして延滞金の割合の特例の規定を加えようとするものでございます。次、第 6 条関係の改正でございますけれども、ここで第 6 条については税外収入の徴収に関する条例この条例の題名を改めようとしておりますのでこれと併せて引用している条例名を改めようとするものでございます。従いましてこの条例の改正についてはありません。次、第 7 条以降でありますけれども、第 5 条までの改正でございますけれどもこれまでの債権の発生いわゆる徴収の原因でありますけれどもこれは賦課決定、賦課をしてそれによって延滞金が発生した場合について徴収ができるというふうに規定をしておりまして、これらの賦課決定による債権についても公債権、公の債権というふうに言われているのに対しましてこの 7 条から第 9 条にかかる債権につきましては私債権、私の債権とされておりまして発生原因についても契約によるものでございます。第 7 条の育英資金の貸付けについても資金の申し込みがあって初めて債権が発生するということで、契約によるものということから延滞金についても民法に規定する遅延損害金となるものでございます。今回の条文の整理・改正においてこれらについても用語を遅延損害金と統一するよう内容を改正しようとするものでございます。7 条以降の改正につきましてはこの遅延損害金について税外収入の延滞金徴収の例によって規定をするものでございまして、税外収入等については附則で特例を規定しておりますけれども遅延損害金については本則の中で規定しておりますのでこれらの改正を行おうとするものであります。それでは 33 ページをごらんいただきたいと思います。第 7 条関係でございまして美深町育英資金貸付基金条例の一部改正についてでございます。まず、第 6 条の改正でございます。貸付金につきましても無利子でありますけれども、ここでただし、ということで規定しているのが延滞利息という形で今回現行は改正規定されておりますけれども今回の改正につきましては遅延損害金という条項で改正をしようとするものでございまして第 7 条を 1 条加えまして第 7 条に遅延損害金という条項を設けようとするものでございます。規定の内容につきましては税外収入の延滞金の例により計算をした遅延損害金の納入とさらに減免に関して謳うものでございます。以下それぞれの 7 条 8 条を繰り下げる改正となっております。これが第 7 条関係の改正で

あります。次に第8条34ページをごらんいただきます。美深町保健師等人材確保条例の一部改正についてでございます。この改正につきましては第11条を改正しようとするものでございますけれども、その前に第6条の第3項に延滞金というところにアンダーラインを引いておりますけれども現行延滞金という文言になっておりますけれどもこれを民放の規定通り遅延損害金と改めるものでございまして、そしてその遅延損害金について第11条にこれまで改正してきた同様の規定に改めようとするものでありますて見出についても修学資金の延滞金から修学資金の遅延損害金というように見出しを改め条文を整理改正しようとするものでございます。

次、35ページ、第9条関係でございます。美深町農業後継者育成奨学金貸付け条例の一部改正でございます。第7条の改正でございますけれども、現行条例では違約金という規定で詰っておりますけれどもこれを遅延損害金に改めるものでございまして、育英資金さらには保健師等の人材確保条例等と同様の規定とするよう第7条について改めるものでございます。第8条の第3号については文言の整理でございます。やむを得ないの漢字からひらがなに改めるものでございます。

以上第1条から第9条までの9本の条例の改正条文の整理に関する説明とさせていただきます。なお、この条例の施行日でございますけれども平成26年1月1日とするものでございます。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備についての説明を終了致します。

◎ 日程第4 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案説明を申し上げます。美深町過疎地域自立促進市町村計画は平成22年度から27年度までの6年間を計画期間として作成しておりますが、この計画に平成26年度に実施を見込む学校給食センター整備事業を新たに搭載しようとするものであります。これによりまして過疎債の借り入れ対象となるなど優位な財政措置が受けられるものでありますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上ご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。37ページでございます。

議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

美深町過疎地域自立促進市町村計画について別紙の通り変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により別紙の通り議会の議決を求める。

次のページに別紙で表をつけております。計画書の内容となっておりますけれども、変更点にアンダーラインを引いております。まず、改正する部分でございますけれども、過疎計画の33ページの13行目区分で教育の振興その中の学校教育②となっておりますけれどもその②の学校教育の半カッコで現行1~4まで規定しておりますけれどもこれに半カッコの5を加えまして児童及び生徒の心身の健全な発達と食育の推進を図るため学校給食の実現を進める、とこの一文を加えるものでございます。さらに、表がございまして34ページの12行目（3）の事業計画が搭載されておりますけれどもこの中の（1）の学校教育の中のスクールバスの下に給食施設という事業名を加えます。そして事業内容につきましては学校給食センター整備事業美深町学校給食センター新築工事と加えるものでございます。事業主体については町としようとするものでございます。

以上、議案第51号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての説明を終了致します。

◎ 日程第5 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について乃至議案第54号 美深町都市公園指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第52号乃至議案第54号までの3件について一括して提案説明を申し上げます。今回、提案する恩根内放牧場（堆肥場）そして都市公園のいずれの施設も平成18年度から指定管理制度を導入し平成21年度の更新を経て管理をしている施設であります。これらの指定管理が平成25年度末をもって満了となりますので、新たに平成26年度から5年間指定管理者による管理運営をしようとするものであります。また、農業関係の施設である恩根内放牧場と堆肥場につきましては施設の性格上事業展開と

管理運営の一体性そして8年間の管理実績などから公募によらず引き続き北はるか農業協同組合を指定管理者に指定しようとするものであります。次に、都市公園につきましては、これまで同様公募し申請のあった有限会社 道北緑化について指定管理者選考委員会において事業計画やこれまでの管理実績など総合的に審議を行い引き続き有限会社 道北緑化を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、3施設の指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは、議案の説明をさせていただきます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり美深町恩根内放牧場の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。 まず、1としまして指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地であります。名称が美深町恩根内放牧場。所在地 美深町字恩根内、楠木、清水の1部でございます。次に、指定管理者となる団体でございます。所在地が、美深町字大通り北2丁目12番地。名称、北はるか農業協同組合 代表理事組合長 中瀬 省であります。これは公募によらない指定ということで農協を指定して指定管理者をしようとするものでございます。指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間としようとするものでございます。

次、40ページ、議案第53号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称が美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）でございまして、所在地が美深町字斑渓611番地3でございます。指定管理者となる団体の所在地が美深町字大通り北2丁目12番地。名称が北はるか農業協同組合 代表理事組合長 中瀬 省。これも恩根内放牧場と同様に公募によらない指定管理者を指定しようとするものでございまして、指定管理の期間につきましては平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間としようとするものでございます。

次、議案第54号でございます。

美深町都市公園指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり美深町都市公園の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。美深町都市公園、3つ名称がございまして1つ目が東児童公園で、所在が美深町東6条南1丁目298番地22でございます。2つ目がふれあい公園でございます。所在が美深町字開運町25番地でございます。次3つ目がリフレッシュ広場21でございます。所在地が美深町字西町22番地でございます。次に、指定管理者となる団体でございます。所在地が美深町字大通北5丁目3番地。名称が、有限会社 道北緑化 代表取締役 梶田 幸宏。この指定につきましては公募によって指定管理者を指定しようとするものでございますけれども、公募を行った結果1社この有限会社 道北緑化のみが応募してきたということでございます。先程町長の提案説明の方でありましたようにこの計画等について審議をし指定管理者となる団体として今回提案しようとするものでございます。指定期間につきましては平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間とするものでございます。

以上、議案第52号から54号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定についてから議案第54号 美深町都市公園指定管理者の指定についての説明を終了致します。

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定については私が関係する案件でございますので除斥し副議長と交代をいたします。

（議長、交代）

○副議長（齊藤和信君） 議長を交代いたしました。

地方自治法第117条の規定により議案第55号に関し議長が除斥をいたしましたので地方自治法第106条の規定によりこれより議長の職務を行います。

◎ 日程第6 議案第55号

○副議長（齊藤和信君） 日程第6 議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」の指定について提

案説明を申し上げます。この施設は現在、株式会社 アウルが指定管理者となっておりこの年度末をもって5年間の指定期間が終了いたします。引き続き指定管理制度で管理するための提案をするものであります。指定管理者の候補者につきましては物産展示館が開館した平成4年度にこの施設の管理運営を担うために設立された会社でありまして、開館当初から管理運営に携わっており平成18年度からは指定管理者として8年間の実績があるわけであります。こうした経緯と管理実績から引き続き株式会社 アウルを指定しようとするものであります。指定管理期間につきましては経営安定化に向けた事業運営には長期的な継続性が欠かせないことから5年間とするものであります。

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明いたします。

○副議長（齊藤和信君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、次のとおり美深町物産展示館「双子座館」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地でございます。名称は美深町物産展示館「双子座館」でございます。所在地が美深町字大手307番地の1。指定管理者となる団体の所在地でございます。美深町字大手307番地の1。名称、株式会社 アウル 代表取締役 大櫃 雅敏。「双子座館」につきましては公募によらない指定管理者として指定しようとするものでございます。指定期間につきましては平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

以上、議案第55号の説明とさせていただきます。

○副議長（齊藤和信君） 以上で、議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定についての説明を終了いたします。

ここで議長を交代いたします。

（議長、交代）

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定については地方自治法第117条の規定により岩崎君が除斥になりますのでお願いをいたします。

◎日程第7 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） 日程第7 議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。現在、美深靈園・びふか葬苑の管理については有限会社 サポートが5年間の指定管理を行っておりこの年度末をもって指定管理が終了致します。引き続き指定管理によって管理するため提案するものであります。この施設の指定管理者の候補者選定にあたりましては手続き条例の規定に基づいて公募による募集を行い申請のあった1社について選定委員会による審議を行いましてこの事業者を候補者として選定したところでございます。この間の管理状況については当該施設にふさわしい適切な管理運営が行われ、利用者に対するサービスの向上に努める姿勢も感じられ良好な管理がされていると評価しているところであります。引き続き有限会社 サポートを候補者として前回同様5年間の指定をしようとするものであります。

以上、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありますのでよろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案の説明をさせていただきます。最後のページ、43ページをごらんいただきます。

議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき次のとおり美深靈園・びふか葬苑の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1、指定管理者の管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称については美深靈園・びふか葬苑でございます。所在地は美深町字吉野305番地ほかでございます。2、指定管理者となる団体、所在地は美深町字大通り北2丁目11番地。名称が有限会社 サポート 代表取締役 馬場義人でございます。これは公募による指定管理者の指定ということでございまして募集をしました結果、有限会社 サポート1社のみの応募ということでございました。この応募のあった計画書等、さらにはこれまでの実績等を運営委員会において審議を行いましてこの業者が指定管理者としてふさわしいということで今回提案しようとするものでございます。指定にかかる期間でございますけれども平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間とするものでございます。

以上、議案第56号の説明を終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定についての説明を終了致します。

岩崎君、お戻りください。

◎日程第8 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 日程第8 議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号乃至議案第63号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算第2号について一括議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 議案第57号乃至議案第63号で提出しております一般会計及び5特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。

はじめに、議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算7号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては工事請負費などの入札減の整理、事業量の増減に対応するもの、機器の修繕などの緊急性のあるもののほか木質バイオマスボイラーの導入など新たな事業について予算措置をするものであります。それでは最初に総務費ですが、SUN21の駐車場が狭いことで利用者にご不便をおかけしてきましたがこのたび駐車場拡張のための用地取得費を措置いたします。現在中学校改修・改築工事が進行していますがこれに伴いまして役場施設関係の情報ネットワークを無線から有線に切り替えることといたします。さらに、備品購入費では情報ネットワークを管理しているサーバーの入れ替えとホームページの情報量の増加に対応するための予算を措置いたします。積立金については後ほどの説明とさせていただきます。次に民生費であります。ほっとプラザ☆スマイルの光熱水費など施設管理費が予定より大きくなっていますので指定管理料を追加いたします。衛生費では、美深厚生病院運営支援補助金について平成24年度の損失額が当初見込み額を下回りましたのでこれを減額いたします。農林産業費では、補助金について事業実績によって予算措置するものですがこのうち自給飼料確保緊急対策事業については降雨による天候不良が続いたため事業が実施できなかったことが減額要因となっております。商工費ですが、快適な住まい環境と商工業振興事業補助金につきましては多くの方に利用いただいておりまして実績を見込んで追加いたします。美深温泉木質バイオマスボイラーの導入についてはこの間検討を進めてまいりましたが事業の財源として北海道の補助金約

1億4,000万円のメドがたちましたので平成26年度の繰り越し事業として実施すべく予算措置しております。土木費では、東1号道路の北線改良工事の事業費の年度間調整と民間賃貸住宅建設事業の実施希望者が1軒でありましたのでこれを1棟分減額するものであります。消防費では、消防庁舎改修設計見直しによる減額であります。教育費ですが、幼児センターに入所する子供の数が当初から大幅に増加しております。この対応のため臨時教諭・保育士の配置による賃金を追加いたします。公債費では、借入金のうち利率見直し方式によるものがありますが最近の金融状況を反映して低い利率に見直されております。この見直しに対応して減額いたします。職員給与費では、職員の会計間移動による調整が主たる内容となっています。

次に歳入でありますが、只今申し上げました歳出補正にかかる特定財源についてそれぞれ追加減額しているほか、町有地の売り払い収入、退職手当て事前納付金の精算還付金を計上しております。そして20款町債では臨時財政対策債を計上するほか事業費の確定に伴って追加減額を行うものと併せて第3表の通り地方債の補正を行いますのでご理解を賜りますようお願いいたします。なお、先般国の平成24年度補正予算で措置されました地域の元気臨時交付金1億8,855万9千円の交付決定を受けております。この交付金については平成24年度の繰り越し事業6,495万1千円と平成25年度事業6,975万5千円、そして平成26年度事業の財源とするためこれらの事業を繰り越すわけであります平成26年度の事業の財源とするため積立金5,385万8千円としそれぞれ整理をしております。また、これら財政調整を行って生じた一般財源3億円を公共施設整備基金に積み立てるよう措置したところであります。以上によりまして一般会計の補正予算は歳入歳出それぞれ4億9,822万7千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ47億5,644万1千円となるものであります。

次に、議案第58号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算2号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては主として一般被保険者分療養給付費について当初見込みより医療費の減少が見込まれることから減額するものであります。歳入につきましてもそれに対応する国庫支出金など特定財源を減額するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正財源は歳入歳出それぞれ3,085万7千円を減額して補正後の総額は歳入歳出それぞれ7億6,617万4千円となるものであります。

次に、議案第59号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算1号について説明をいたします。この補正につきましては後期高齢者医療広域連合納付金の減額補正であります運営事務費負担金と保険基盤安定負担金の確定によるものであります。以上によりまして後期高齢者医療保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ80万8千円

を減額して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 7,089 万 2 千円となるものであります。

次に、議案第 60 号 平成 25 年度美深町介護保険特別会計補正予算 2 号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては保険給付費の追加が主となるものであります。居宅サービス給付費などにおいて利用者の増加が見込まれますのでそれぞれ追加補正を行います。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 3,595 万 7 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 1,341 万 3 千円となるものであります。

次に、議案第 61 号 平成 25 年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算 2 号について説明を申し上げます。今回の補正につきましては職員の会計間移動に伴う人件費の追加と料金システム更新料の入札減に伴う負担金の減額を行うものであります。以上によりまして簡易水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 12 万円を追加し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 4,972 万円となるものであります。

次に、議案第 62 号 平成 25 年度美深町下水道事業特別会計補正予算 2 号について説明を申し上げます。歳出では料金システムの更新業務の入札に伴う負担金、委託料、工事請負費の入札に伴う減額と消費税などの中間納付税額の追加のほか施設管理費を追加するものであります。歳入では入札減による国庫補助金の減額、一般会計繰入金の減額調整を行います。以上によりまして下水道事業特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 658 万 2 千円を減額し補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 2 億 4,244 万 8 千円となるものであります。

次に、議案第 63 号 平成 25 年度美深町水道事業会計補正予算 2 号について説明をいたします。今回の補正予算につきましては収益的収入及び支出の補正であります。公営企業会計等システム更新料の委託料の入札減について整理するものであります。これによりまして収益的支出は 891 万 3 千円減額して 8,228 万 1 千円とするものであります。

以上一般会計及び 5 特別会計ならびに水道事業会計の補正予算につきまして提案説明をいたします。よろしくご審議いただき原案決定いただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

失礼いたしました。読み間違えがあったようですので訂正をいたします。57 号の一般会計の最後の方でありますけども平成 26 年度事業の財源とするため基金積み立てを 5,385 万 3 千円とするところを 8 千円と読み間違えたようありますので訂正しておわびを申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 別冊配布の議案第57号について説明を申し上げます。

議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号。

平成25年度美深町一般会計補正予算第7号は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） ここで休憩に入ります。

再開は13時といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 議案第58号から議案第60号につきまして別冊配布の議案書につきまして説明を申し上げます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 産業施設課長。

○産業施設課長（木戸一博君） 議案第61号から63号までご説明を申し上げます。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で、議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号から議案第63号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算第2号についての説明を終わります。

◎ 日程第9 報告第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 報告第7号を議題といたします。

総務住民常任委員会ならびに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過ならびに結果について報告をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会から所管事務調査課の広告を申し上げます。本委員会は下記の事件について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告をいたします。

調査事項は老人福祉対策について。調査内容は介護保険施設サービスの利用状況と課題。介護保険居宅サービスの利用状況と課題。介護保険地域密着型サービスの利用状況と課題

であります。調査方法は現地調査ならびに聞き取り調査、調査日は11月25日、調査の目的はわが町における高齢化率の上昇により介護認定者が増加している中で介護サービスの現状と課題を調査するものであります。

調査のまとめを読み上げて報告に変えます。

わが町における高齢化率は37%になりつつあり今後団塊世代が高齢化する中で高齢化率の上昇は人口減とともに上昇の一途を辿る推計である。平成25年11月1日現在、要介護認定者数は要支援103名、要介護222名の合計332名となっている。その中で介護サービス利用状況は各サービス合計253名となり介護給付費の増大が懸念される。

①介護保険施設サービスについて。

現在介護老人福祉施設サービスの拠点である美深町特別養護老人ホームは50床満床、待機者数は56名となっている。入所者の平均介護度は4.4となり保険給付費の実績においても全体の大きなウエイトを占めている。建設後27年が経過して老朽化がみられる事から将来的にはユニット化を含めた施設改修計画を検討すべきである。介護療養型医療施設サービスの拠点である美深厚生病院には11床あり現在満床の利用がある。国の指針では平成29年度末で介護療養型医療施設サービスを介護保険制度から廃止する方針であり、第6期計画期間内に北海道厚生連との協議で一定の方向性を出さなければならないが町としては國の方針を見極めながら慎重に結論を出す考えである。わが町と厚生連とのきずなの中で介護医療においても従前と変わらない対応を求めるものである。

②介護保険居宅サービスについて。

國の方針としても施設サービスから居宅サービスへの移行が示されている中で訪問介護事業はこれまで美深町社会福祉協議会のみであったが平成25年5月よりマイライフ居宅介護支援事業所、有限会社美深シルバー支援が新設開設され主にシェアハウスえにしの里のほか町内在宅利用者へサービスが提供されている。これにより今年度は前年比の約1.5倍の介護給付費が見込まれ潜在的な需要があることが示されたもので今後においても民間事業所の支援でニーズにこたえる体制づくりが必要である。また近年、住所地特例で転出される方が増える傾向にあり、サービス提供事業者の運営、雇用、経済効果、人口減等に影響することから町内事業者の自立強化、運営全体を鑑みた支援策を講ずる必要があると思われる。その中で平成25年9月より「緑の大地緑生苑」の開設により軽から中度以上の要介護者の町外施設利用抑制が図られていくと考えられる。

③介護保険地域密着型サービスについて。

認知症対応型共同生活介護については「グループホーム美深」が整備されており満床で待機者が3名の状況。開設から9年が経過しており利用状況・経営状況ともに良好の報告

を受けているが施設の修繕時期にきており美深町の認知性高齢者支援には欠かせない施設であることから何らかの適正な支援を検討する必要性がある。小規模多機能型居宅介護については平成25年9月より「緑の大地緑生苑」がわが町の介護保険事業に救世主的な開設となり今後の地域密着型サービスの拠点として期待するところである。しかしながら、厚生労働省の介護保険制度改革の素案によると特別養護老人ホーム入所要件を要介護3以上、要支援認定者も介護保険サービスも地域支援事業への移行などが示されており早急な体制整備が課題である。各サービスに共通していることは、ヘルパー、介護福祉士、看護士等の人材確保・育成が重要でありわが町においては介護保険サービス提供に重要な民間事業者との連携・強化、適正な支援策をよりいっそう進める必要がある。

以上、報告申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑のある方は発言を願います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ないようですので、次、産業教育常任委員長の諸岡君お願ひいたします。

○7番（諸岡 勇君） 産業教育常任委員会より所管事務調査の報告をいたします。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則第77条の規定により報告する。

調査事項 橋梁の点検状況と道路施設管理状況

調査内容 橋梁の点検状況について

道路施設管理状況について

調査方法 聞き取り及び現地調査

調査日 11月6日

調査の目的 住民生活に支障のないよう、橋梁の点検状況についてどのような方法で行われているのか、また、橋梁道路施設の過去3年の補修実績及び今後の改修計画を検証する。

調査の資料等については一読をいただきて省略させていただきまして調査のまとめについて報告をさせていただきます。

調査のまとめ

○橋梁の位置及び建設年度は、美深町橋梁箇所図にて確認。改修計画は現在（25年度）作成中。橋梁の健全度調査は平成22年31橋、平成23年80橋の現地調査による調書、調査結果の公表がされている。

これにもとづき平成25年度は、111橋について、長寿命化修繕計画を策定し、来年2月初旬に学識経験者の参画を経て当該計画の策定公表となる。

○橋梁及び道路施設の点検方法

融雪後、降雨時、強風時、降雪時に目視で点検している。平成7年の阪神大震災を受け、平成9年に道路施設の大規模な防災総点検が全国一斉に行われた。

平成22年から25年度、橋梁長寿命化計画健全度調査及び修繕計画策定

平成24年度 カーブミラーなど、道路標識調査がされた。

平成25年度 舗装の劣化、クラック等路面性状調査を行っている。

○補修について、年度ごとに請負工事、直営作業が行われている。平成22年度の額は、町の委託額349万円で国からの補助が50%、23年度は720万円で国から70%の補助が出ている。補修作業は1~2年で完了している。

経年劣化したもの、道路清掃、砂利道補修、路肩補修、標識・カーブミラーの点検補修等は、毎年実施されている。また、本年9月初旬の豪雨により、町内数箇所で被災し、大半は直営にて補修が完了しているが、川西・六郷・報徳地区の被災箇所については、本年度は応急処置とし来年度本復旧を行う。

以上、報告にかえさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ、以上で報告を終わります。

◎ 日程第10 休会日の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 休会日の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議案調査ならびに負託事件審査のため12日は休会にしたいと思いますがそのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、12日は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時34分

平成 25 年第 4 回定例会
美深町議会会議録

第 3 号 (平成 25 年 1 月 13 日)

◎議事日程 (第 3 号)

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 45 号 委員会報告事項（美深町商工業担い手支援条例の制定について）
- 第 3 議案第 46 号（美深町簡易水道事業条例の一部改正について）
- 第 4 議案第 47 号（美深町公共下水道条例の一部改正について）
- 第 5 議案第 48 号（美深町個別排水処理施設条例の一部改正について）
- 第 6 議案第 49 号（美深町給水条例の一部改正について）
- 第 7 議案第 50 号（延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備について）
- 第 8 議案第 51 号（美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について）
- 第 9 議案第 52 号（美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について）
- 第 10 議案第 53 号（美深町農業集落環境管理施設(堆肥場)指定管理者の指定について）
- 第 11 議案第 54 号（美深町都市公園指定管理者の指定について）
- 第 12 議案第 55 号（美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について）
- 第 13 議案第 56 号（美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について）
- 第 14 議案第 57 号（平成 25 年度美深町一般会計補正予算(第 7 号)）
- 第 15 議案第 58 号（平成 25 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)）
- 第 16 議案第 59 号（平成 25 年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号)）
- 第 17 議案第 60 号（平成 25 年度美深町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)）
- 第 18 議案第 61 号（平成 25 年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)）
- 第 19 議案第 62 号（平成 25 年度美深町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)）
- 第 20 議案第 63 号（平成 25 年度美深町水道事業会計補正予算(第 2 号)）
- 第 21 同意第 2 号（監査委員の選任について同意を求める件）
- 第 22 同意第 3 号（教育委員会委員の任命について同意を求める件）
- 第 23 同意第 4 号（固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件）
- 第 24 意見書案第 5 号（森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案）
- 第 25 意見書案第 6 号（平成 26 年度地方財政の確立を求める意見書案）
- 第 26 意見書案第 7 号（利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案）
- 第 27 承認第 4 号（閉会中の所管事務調査の申し出）

◎出席議員（11名）

1番 小口英治君	2番 藤守千代子君
3番 藤原芳幸君	4番 南和博君
5番 中野勇治君	6番 山本進君
7番 諸岡勇君	8番 林寿一君
9番 岩崎泰好君	10番 齊藤和信君
11番 倉兼政彦君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 渡辺英行君	住民生活課長 瓜田晃君
産業施設課長 木戸一博君	会計管理者長 岐和彦君
総務グループ主幹 川端秀司君	企画グループ主幹 玉置一広君
生活環境グループ主幹 望月清貴君	保健福祉グループ主幹 山崎義典君
税務グループ主幹 羽野保則君	農業グループ主幹 草野孝治君
施設グループ主幹 杉本力君	管理グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育委員長 宮原宏明君	教育長 石田政充君
教育次長 吉田克彦君	教育グループ主幹 後藤裕幸君
教育グループ主幹 荒木久恵君	幼児センター長 清水目桂子君

◎農業委員会

農業委員会会長 外崎敬雄君	事務局長 木戸一博君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 岡崎三郎君	事務局長 長谷川浩君
--------------	------------

◎議会事務局

事務局長 長谷川浩君	事務局副本主幹 角田敏彦君
------------	---------------

開会 午前10時00分

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。

只今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎ 日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせます。

局長。

○事務局長（長谷川浩君） 諸般の報告をいたします。

さる、12月11日及び12日に総務住民常任委員会が開かれ付託事件の議案第45号の審査を行い審査結果報告書が議長あてに提出されておりますので本日の会議に付議しております。

次に、追加議案について申し上げます。

町側から同意案件3件、議会側から意見書案3件、承認案件の1件が追加案件として本日の会議に付議されております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第2 議案第45号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては総務住民常任委員会に付託しておりましたが委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過ならびに結果について報告を願います。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 総務住民常任委員会報告をいたします。

さる、11日に付託されました議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定についての審査の経過ならびに結果についてご報告致します。

本件は、さる11日、12日の2日間にわたり総務常民常任委員会を開催しそのなかでは利用者を代表する商工会の会長を参考人として意見をいただくとともに、副町長ほか担当部局にも出席を求め本条例の制定の経緯と内容のご説明をいただき慎重に審査を行いました。

今回の条例は事業承継者となるものやその予定者及び新規開業者に対し必要な経費が補助され、また、小規模事業者が異業種に進出するための支援ならびに事業経営に必要な人材の育成確保と技術の習得、技術の向上、販路の拡大など多種にわたり商工業の担い手の支援をすることとなっております。本委員会としては慎重に内容審査を行ったところ、本条例が施行されることにより商工業を営む者及び新たに商工業を経営する者に対し補助金等の必要な援助が行われ、商工業経営の安定と定着が図られるとともに商工業振興が推進されることからも本条例制定は全員一致により原案可決すべきものと決しました。なお、審議経過において、1として既存の経営者指定に対する支援、2として親族を除く規定に對しての要件、3つ目として門戸を広くもった条例とすべき、などの意見に審議の時間をかけましたが商工会の担い手対策として初めての条例であり仕組み補助額の支援方法がどのレベルが適正か否か計り知れないところでもありながら商工業振興策・活性化策の一つの起爆剤として最初の一歩を踏み出すべきとの結論に至りました。

この条例が今後利用者ニーズと時代に適応した条例であるかどうかを絶えず検証し、真に商工業振興の目的を達成するよう必要に応じた見直しを行うとともに将来における経営支援策等を早急に検討する必要があると委員会の結論といたしました。これらの意見を付して報告致します。

以上、総務住民常任委員会の審査報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の委員長報告に対し質疑のある方は発言を願います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了し、これから討論を行いますが討論はござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号について採決を行います。

本件に対する委員長報告は可決です。

議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定については委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第45号 美深町商工業担い手支援条例の制定については委員長報告の通り可決といたします。

◎ 日程第3 議案第46号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 議案第46号 美深町簡易水道事業条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第46号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようすでこれにて終了致します。

これから議案第46号について討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号について採決を行います。

議案第46号 美深町簡易道事業条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第46号 美深町簡易水道事業条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第4 議案第47号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第47号 美深町公共下水道条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第47号に関し質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようでございますので終了いたします。 これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認め、これから採決を行います。

議案第47号 美深町公共下水道条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第47号 美深町公共下水道条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第5 議案第48号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第48号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

議案第48号についてこれから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

議案第48号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第48号 美深町個別排水処理施設条例の一部改正については原案の通り可決されました。

日程 第6 議案第49号

○議長（倉兼政彦君） 日程第6 議案第49号 美深町給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これから議案第49号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですので終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

議案第49号 美深町給水条例の一部改正について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第49号 美深町給水条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎ 日程第7 議案第50号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題といたします。

これから議案第50号に関し質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了しこれから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備について採決をいたします。

議案第50号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第50号 延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整備については原案の通り可決されました。

◎ 日程第8 議案第51号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですので終了し討論を行いますが討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について採決を行います。

議案第51号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第51号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案の通り可決されました。

◎ 日程第9 議案第52号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第52号について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければ終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定について採決いたします。

議案第52号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第52号 美深町恩根内放牧場指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第10 議案第53号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第53号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第53号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 当初の堆肥場等について経過をお聞きするのですが、農協経営ではなかったのではないかと思うのですが、その辺の経過と、公募によらないということになっているのですが最初のスタートから考えると公募によるという方法の方が良かったのではないかという気がするのですがこれについてお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 斑渓の堆肥場の関連でございますけれども、この施設は平成6年から町の条例に基づいてあくまでも維持管理を合理的な事業運営を行うため

に管理運営を農協さんに委託して町の方で補助金を交付して進めておりまして、施設整備の計画段階からあらかじめ農協において管理運営をしていただくということを想定して整備した施設となっております。平成18年度から指定管理に移行しまして3年間その後21年から25年までの5年間をJA北はるかさんの指定管理ということで管理運営を担っているところでございます。また公募といいましても、この施設につきましてはいろいろな法に基づく許可業者でないと指定管理を受けられないということで、なかなか処分ですか運搬等を民間で請け負っていただくという部分では限られているところでございます。現実的にこの堆肥場につきましては地域の農業者が利用しやすい、あるいは安く肥料の提供を受けられるということを考えますとやはり本町の場合はJA北はるかさんが唯一指定管理ということで運営していただくということが最も適切だということで継続して指定管理者に指定するものでございます。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 作られたころのことを思い出していたのですが十分内容についてはわかりました。今堆肥関係の利用については随分民間の方も堆肥を求めているという実態があるわけですが、こここの利用については他町村部からの利用というのはあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） この施設は国の中山間の事業で建てられたということで、この堆肥の大半は町の農業者が還元利用をしなければならないということになっています。現在のところほぼ7割以上町内の農業者が利用しているということですが、その他の利用という形で農業者以外に活用できる部分についてはJA組合員の中では音威子府の農家さんといった方がこの堆肥を利用されていますし、個人の一般の家庭菜園等も含めて近隣の町村の利用も一部あるということでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号について採決を行います。

議案第53号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第53号 美深町農業集落環境管理施設（堆肥場）の指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

◎ 日程第11 議案第54号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第11 議案第54号 美深町都市公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第54号に関し質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 指定管理に関する指定についてではないのですけれども、説明の時点で公募による指定管理の応募者が1社という形でこの公園の54号も55号も1社となってきた現場を踏まえて指定管理者の選考委員会の選考の仕方だとか行政側の今後公園にしても葬苑にしても住民サービスの低下を招くのではないかと思いますがその辺の考え方をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 只今ご質問のございました指定管理については正しくご指摘の通り、公募によってより良い住民サービスといったものができる事業者というものにしていくのが原点だと思います。ただ、町の規模の程度といいますかこの規模ではなかなか業務といったものを応募してくる事業者というのが1回決まってしまうとなかなか応募がないという実態は審査委員会の中でも感じたところであります。審査委員会においては1社になっても言われた通り住民サービスの低下がないようにそういった所を視点にしながら審議しこれらを指定するという結果を出したところであります。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 公募方法とかそういうものは今総務課長が答弁されましたので理解はしましたけれども、毎年金額が改正されることになっているではないかと、計画を出してもらって毎年金額の契約をしているのではないかと思うのですけれども、物価の上昇に対してこの金額の変動があってもしかるべきではないかと思うのですがそれが見られないのはどういうことなのかと。この公園にしましても24年も25年も同じ金額です。灯油あるいは原料の値上がり人件費の値上がりがある中でやむを得ずこの金額で了承するのか、それをどのような形で行政側は見てくれているのか、その辺が疑問に思うところがあるものですからその金額の決定の仕方を知りたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） それぞれ指定業者に指定管理料については毎年度おっしゃるとおり決まった額が基本的にかかる部分については検討しますが、今言われている物価上昇にかかわる分でも参酌をしながら毎年度変更することは可能であります。現在平成24年25年のことについて同額という話がございましたがこれについては一定程度事業者の努力といったものもいたいたということであります。今後消費税のアップといったことも考えられますのでこの辺は十分に指定管理料の中に反映をしていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） これは5年間の指定管理料なのです。そうしましたら、毎年新たに雇用するわけではなくて技術の向上というものを踏まえながら事業者は人材育成をしているのではないかと思うのです。そうしましたときに、この金額が上がってこないということはやはりどこかにしわ寄せがきているのではないかと、そういうところをもう少し行政としても配慮すべきではないかと思うのです。去年も一昨年も同じ金額ということになるとどこで節約するかというと結局は人件費にかかるてくるのではないかとそのような懸念もされるところです。ですからそういう細かな配慮もあってしかるべきではないかと思うのです。私はそういうところが疑問で美深町の経済・経営それから人材育成とかいろいろ条例で出てきている中でこういうところから見直していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） おっしゃるとおり金額が決まっているわけではなく毎年度指定管理者に行っていただく事業の内容によって金額を変えていくという制度になっています。おっしゃるとおり事業者に対して細部まで配慮してというご意見かと思いますので十分そういったところも反映をしながら考えていかなければならないと思います。ただ、事業者においてもやはり住民サービスの向上といったものを考えていただきながら自助努力もお願いをしていかなければならぬと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ以上で質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号について採決を行います。

議案第54号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第54号 美深町都市公園指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

次、日程第12 議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定については私が関係する案件でございますので除斥をして副議長と交代をいたします。

(議長交代)

○副議長（齊藤和信君） それでは議長を交代いたしました。

地方自治法第117条の規定により議案第55号に関し議長が除斥いたしましたので地方自治法第106条の規定によりこれより議長の職務を行います。

◎ 日程第12 議案第55号

○副議長（齊藤和信君） 次、日程第12 議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから議案第55号に関し質疑を行います。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） この施設は公募によらないでアウルに決定をしたということですが、まず公募によらない方法という理由がひとつと、それから、平成4年にこの施設ができている中で指定管理の前には美深町のつくられた経過があるところであります。あそこについては従来より利用者が減ったのか経営等についても多少心配なことがあるということなのですが、それと加えて経理のことなどについてはどの程度議論がされているのかそれらについてもお聞きをしておきたいと思います。それから、あの場所は私も一度質問で自動販売機のあり方について一般町民特に東京美深会のメンバーの方だと思いますが、せっかく自然のある大好きな美深町に来て見えるのはあそこに自動販売機があるというのはどうも不具合いだという話がありまして、私もその中で議会の中でも申し上げたのですが一向にそのことについては訂正されていないような気がしているのですが、もう少し入り口も1カ所あの部分三叉路になっているのですがそのまま非常に交通の形としてはちょうど山になっていまして随分危ないような感じで私もあそこを通るたびに気にしているわけですが、そういったあの辺の対策が気になるところであります。それから道路の向かい側にはハーブなども植えた時もあったのですがその後の経過等に管理は別だと思いますが一連あの付近でありますので質問をいたします。

○副議長（齊藤和信君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 初めの公募によらない理由ですが、ご存じの通り平成4年に物産展示館「双子座館」ができましてあそこの管理運営を行うために株式会社アウルが設立されたということです。そしてさらにそれから維持管理等を行ってきて平成18年から指定管理制度でアウルが行ってきたということから今回公募によらない形の公募者選定ということでございます。それと経営上の心配についてですが、おっしゃる通り毎年入込み客が減少しているという状況です。ピークから比べると40%ぐらいまで落ち込んでいまして非常にそういう意味ではあそこに立ち寄っていただく方が少ないという中で何とか努力をしていただきながら運営をしてきておりますがここ2年間ぐらいかなりまた経営も厳しい状況です。確かに心配な面がありますが26年度に向けて新たな町の姿勢から攻めていくような計画も示されておりますのでその中で何とか経営を安定化していただきたいと考えております。それと、自動販売機の関係なのですが、確かに国道からすぐ見えるという状況ですが、経営的に言いますとかなり自動販売機の売り上げはウエートを占めておりまして場所的に違う場所に移すとなるとお客様のルート的に立ち寄って買っていただくなるのかと、現状としてあるのかと思っております。そのあたり景観上どのような配慮ができるのかということは非常に難しい課題なのですけれども、管理側ともいろいろ相談をしながらできることがあれば対処していきたいと考えています。最後にハーブの関係ですが、私も勉強不足で十分周知はしていないのですが今現在それを継続して管理をしているという状況ではないかと思います。あと、交通安全上の心配で、確かに音威子府の方から来てまっすぐ駐車場に斜めに入ってしまうという方がけっこういる状況でもあります。非常にそのへんも心配しておりますが、対策として何ができるのか非常に限られた中での対策になるかと思うのですがこれにつきましても管理者側とどのようなことができるのか今後協議をしていきたいと考えております。

○副議長（齊藤和信君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 答弁をいただいた内容等については大体予想されたことだったのですが、この指定管理についてそういう意味では理解をするわけでありますが、今検討したいという答弁があったのですがあそこの場所が例年変わらない状況ではだれも見向きもしない1度行ってしまうと飽きてしまうのではないかと思ったりするのですが、そういった対策を早急に立て直して来年度に向けてやっていくべき場所だと私は考えておりますし、特に、株式会社アウルという名前はあの地に梟の製品があつたりして看板にしているところですが、森の神様は梟でありまして私もグッズ等も好きな方ですがそれを中心にした中でのあそこの場所の立て直しを図るべきではないかと思うのです。特に、双

子座館の意味もあるのですがこれらのことも気になるのですがもう少しあそこにつくり上げたときの精神といいますかそういったものを十分活用して検討を加えていくべき場所ではないかと思っていますが、できましたら町長の答弁をいただきたいと思います。

○副議長（齊藤和信君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 経営のことにつきまして非常に心配をしていただいているのかと思います。私も他の方々からも、もう少しがんばるべきではないか、ということは聞いています。選定委員会の中でもいろいろ出ましたが清掃についても、もう少し配慮すべき、そして新たな商品の開発というものにもチャレンジをしていかないと今現在名寄ですか剣淵が頑張っていますけれども当初は美深ぐらいしかなかったものですからよかったですですが近隣の道の駅との差が開いてきているのかと考えております。これについては管理者側とこの指定にあたっていろいろ協議をしながら今回の選定に当たってきているということでございますが、すぐ急激にそれが改善されて経営が回復するということはなかなか難しいかと思うのですけれども、皆さんからご指摘いただいたことは十分取り組んでいかなければいけないと考えております。それと、先程のハーブの関係ですが、当初はあそこあたりに植えたということだったのですがその後厚生小学校後のハーブ園に移動したということでございます。

○副議長（齊藤和信君） その他質疑ありませんか。

7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 町長に答弁があったらお願いしますというのは、あそこの部分の方針的なものというのは町長が出さなければならないと思っているのですが、一般質問等でもあの地域のことについては随分発言をしたつもりですが町長が途中私に質問を向かれたのは時間がなくてそのようなことをやっている暇がなかったのですが、このことについて非常にポジションとしては大切な場所であると私は捉えています。町民の中からもあるのですがあそこの場所に美深町の人が店を出すといったことについてはどのように考えているのか、アウルが物産館の経営をやっておられるのですが町の中での場所に店を開くというのはどうなのかという質問があるのですがこれをどう捉えておられるのかお聞きいたします。

○副議長（齊藤和信君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） おっしゃる通りあそこの場所の設立から非常に大事な場所であるというご意見かと思います。確かに時代に合わせた美深の特色を売りにしていかなければならぬだろうと考えているところであります。町内の事業者の出店については、そういうことについてあの場所が活性化するのであれば検討をするに値するなと思っています

す。ただ、ひとつのアウルとしてあそこに出店をしているという実態があるものですからその辺の整合性をあわせながらそういった要望があるのなら検討していきたいと考えているところでございます。

○副議長（齊藤和信君） 町長。

○町長（山口信夫君） 指定管理の話を少し離れたのかと思っておりますけれども、議員がおっしゃるようにアイランド全体の中の「双子座館」という位置づけもありますのであの開発といいますか将来に向かって今物産展示館の売り上げも落ちている人の入りこみも減っているそういう心配をしながら総対的にどうあるべきということも考えなければならぬと思っております。恩穂山の話もございましたし、ただ、あの辺の地帯を開発で管理する道の駅の部分と「双子座館」という物販の道の駅という関係そういう諸々もありますし、また民有地等々の絡みもあって非常に難しいわけでありますけれども、そういう課題はあるとしても将来の構想としてあの辺の開発をより一歩すすめた開発に手を加えることができるのだとすればその辺のことは考えていかなければならないと思っております。ただ、これらが今すぐ直ちに来年とか再来年とかにはなっていかないと、そういう構想を暖めながらそういう議論をしていく必要があるのかと思っておりますし、今総務課長が答弁しましたようにまた民間の方々がああいうところにさらに進出を加えていきたいという考え方等々があるとすればそういうことも参考にしながら議論をしていかなければならないのではないかと思っています。

○副議長（齊藤和信君） その他質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齊藤和信君） なければこれで質疑を終了いたします。

これから議案第55号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齊藤和信君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定について採決を行います。

議案第55号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○副議長（齊藤和信君） 全員賛成です。従って、議案第55号 美深町物産展示館「双子座館」指定管理者の指定については原案の通り可決されました。

これで議長を交代させていただきます。

(議長交代)

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第13 議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定については地方自治法第117条の規定により岩崎君が除斥になりますのでお願いをいたします。

◎ 日程第13 議案第56号

○議長（倉兼政彦君） それでは日程第13 議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） お尋ねいたしますけれども、この指定業者は25年度の3月まで指定されているわけですけれどもこの指定業者だけではなくて美深町全体の指定業者についてですけれども、今現在電気代の値上がりそれから燃料費の値上がりが随分しているのですけれども全体でそれらを見直す考えがあるのかないのかその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） 只今ご質問の電気料の値上がりは実態としてあるわけでございます。それぞれ事業者と担当課が1年間の指定管理料について値上がりによる不足の部分というのではないのかという調査をしながら対応をさせていただいております。万が一不足の事態が発生した場合は追加をして指定管理料を支払うという対応を執らせていただいているております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指定管理者の指定について採決いたします。

議案第56号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第56号 美深靈園・びふか葬苑指

定管理者の指定については原案の通り可決されました。

岩崎君に戻ってもらってください。

◎ 日程第14 議案第57号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

これから57号に関し質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 2点ほどお聞きしたいと思いますが、ひとつは10ページの民生費のほっとプラザ☆スマイルの指定管理料155万6千円の委託料の増額分だと思いますがこれについてひとつは指定管理料の中身が何であるのかということと、指定管理期間の中でこのような増額があるのかということ。それからもうひとつは総務費の行政情報システム管理費の中でOA機器備品購入費ということでホームページの現在のサーバーの関係を更新したいという話だと思いますがこれについての詳細がどうなっているのかということ。さらには、これについて私の記憶の中ではいろいろこれからの時代の中ではクラウドを使うという方向性にあるという話も聞いていたのですがその点との関係がどうなっているのか。新たに機器を購入しなければならない事態なのかクラウドを上手につかってゆく形を進められないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず、ほっとプラザ☆スマイルの関係でございます。中身の関係でございますけれども今回の補助については155万6千円という増額でございます。まず1点目、主な部分でこの要因となっている部分が高熱費の増額になっております。この部分の具体的な金額については137万6千円という金額になっています。それ以外について施設の管理費全体でその他に18万円ほど増額になっております。ちなみに光熱費の内訳でございますけれども、電気料、水道代その他燃料と分かれておりますけれども、この電気料にかかる部分が137万6千円のうち約98%、ほぼ電気料が増加要因となっております。もう1点の今回指定管理期間における指定管理料の変更ということでございますけれども、本施設は本年度4月からスタートしておりまして指定管理者である第2自治会の方にこの関係については非常に電気料の部分がいろいろな気象条件であるとか使用頻度によってかなり変わってくるということもございました。指定管理当初からこの部分で不足する事態があれば増額をして対応していくということで進めてきております。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） OA機器の備品購入の内容ですけれども、まず1点目のH Pの関係で現在500ページという制限がついておりましてそういう製品で安く購入をしているということがあるのですけれども、スタート当時取り替えたばかりですけれども新しいシステムにしたのですけれども430ページほどで70ページの余裕があれば少し古いデータを消しながら運営できるのではないかという見込みをしていましたのですけれども、やはりデータとしては消せないもの皆さんに見ていただく情報として消せないものが多かったということでおお500ページ満杯でございます。これを拡大しまして制限が今度はありませんのでそういうところで情報量を増やしたいということへの対応でございます。もう1つがこの中で言っているのはサーバーの購入ですけれどもクラウド化の話と関連するかもしれません、ひとつにはネットワーク上のユーザー管理をしているサーバーになります。これがまず一つあるのともうひとつが美深町のホームページを公開しているW A V Eに載せているサーバーがありますのでその入れ替えということで若干先日も機器的に大分古く使っているものですから公開サーバーがストップしたということもありましたのでそれに対応したいということで今回新しく入れ替えるという予算を計上させていただきました。従いましてクラウド化との関連につきましてはシステムを運営している業務運営のサーバーというか内容ではないものですからこれは単独で持たなければならぬかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） ほっとプラザの関係ですけれども、初めて作った施設ということでそれらについては状況を見ながら増額をというお話しでございましたが、この金額が当初の見積もりとどの程度の差異があるのか、極端に大きな数字になっているのかその点を聞きたいのと、それから、たぶん全員協議会の席だったと思いますが、あそこは全部電気による暖房ですね。全館電気による暖房が果たしてどうなのでしょうという質問をどなたかがした折に、これは十分見積もり等で他の施設よりも割安にできるということで夜間電力をを使ったもので非常に割安にできるという見積もりがたぶんあったと思うのですが、現場はもう走りはじめてその見積もりよりも多分見積もりをオーバーしたから補正を組んだのだと思うのです。その辺の見積もりとの関係でひとつ甘さがなかったのかどうか、また、その予算が今155万円ということですがこれについてはこの冬補正ですから現場までの金額なのかそれとも3月くらいまでの期間を見た金額の増額なのかその点について改めてお聞きしたいと思います。それと、情報管理システムの関係ですけれども、言われることは分かるのですがホームページもクラウド化の方向になっていないのかということをお聞

きしたいのがひとつです。こちらでサーバーを持つということではなくてクラウドを上手に利用してホームページを更新するシステムにできないのかということを知りたいと思います。それから現在500ページで満杯であるということですが、何度かホームページの中身についてはいまだかつて更新がなかなかなっていないところが私も何度か機会のあるときに指摘をさせていただいたのですが、そのような更新がしっかりやっていない中でページ数だけが増えていくというのも考え方の一つと、残しておかなければならぬ情報というのはわかりますがそのへんの整理をしっかりとできる人といいますかだれか責任をもつてやる人がいなかったら無法ざに核化で今の状態はHPをアップしている状態だと思いますからその辺の集中管理ができる人がいたら逆にこれらの機器も買わないで済むのではないかという考え方もありうるのでその辺の考えもお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） ほっとプラザ☆スマイルの金額の見積もりの関係でございます。先程説明いたしました主な理由につきましては電気料ということでその電気料の中を分析をしてみると、暖房、給湯その他電灯等が消費される状態になっております。この中で、さらに大きな要因としては暖房量がかなり当初見積もりよりもかかっている訳で金額的には100万円ほど当初より差異があるという形になっております。給湯、電灯については当初の見積もり通りの形となっております。これについてはこの施設自体が当初当然設計であるとか設備の方からデータをいただいて指定管理料の積算等をさせていただいておりますけれども、実際の利用という状況の中では高齢者中心の施設なものですから少し高い暖房の温度設定をさせて運営をしている状況であるとか、あと利用者についてもかなり計画より利用増が見込まれておりますのでそういう諸々の関係がありまして暖房についてはある程度金額が上がっているという状況も発生しております。それと、オール電化という話でありますけれども、一番の部分については環境に優しい電力といいますかそういうものが一番ということでオール電化ということを前面に当初から計画をしている状況でございます。さらに、今年度の補正額につきましては3月の指定管理料までを見込んだ形で補正をさせていただいている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） まずホームページのサーバーのクラウド化ということでございますけども、個人の方がたとえばホームページを持つといったときにプロバイダーのサーバーをお借りしてそこに使用料を払ってということになると思いますけれども、もし仮に美深町がそういった手法をとるというと経費的には相当金額が張ることになるのではないかと思いますので美深町の場合については専用の公開サーバーを持たせていただき

くという手法をとっておりますし、今は作成をしながら公開サーバーを専用に持っていますけどもその辺のセキュリティの対応ということも別にサーバーを持たなければいけないという仕組みでありますのでこの点は購入する時点で経費はかかりますけれどもご理解をいただきたいと思います。それからＨＰの更新につきまして専用の職員が更新をすればもう少し効率的にできるのではないかということですけれども、ホームページの中にあるそれぞれの課なり業務なりをそれぞれの担当部署がホームページにアップしておりますけれどもこれを一元管理すると人がどれほどいるのかということもありますけれども、なかなかそれを配置するのはむずかしいのではないかということと、さらに業務について精通する職員をそこに置くという多岐にわたる業務について置くということも合わせ考えますとそれぞれの業務ごとに精通した職員がホームページを更新するという仕組みの方が効率的ではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） ほっとプラザ☆スマイルの関係ですけれども、これは指定管理ですから住民のよりよいサービスの向上のために指定管理をしたということなのでしょうが、特にあそこは第2自治会と七福クラブが主だった使用の目的の場所になっておりますが冬場に入る時点から七福クラブの方々がどこで団欒をしているかという実態はご存知だと思うのですけれども、暖房の関係で寒いからせっかく良い団欒室があるのにそこを避けて小さな部屋にみんなで入ってそこで1日を過ごしているという事態があるわけです。やはりそう考えると設計だと暖房に関して団欒室の広いところは寒いというイメージ、それからもうひとつはゴロリと横になりたくてカーペットを入れても掃除に邪魔になるから撤去してくれと、または折りたたんでという管理上の苦情というのが耳に入っています。当初全員協議会の時に私の発言だったのですが、葬儀等がある場合畳1枚でも挽けるような和室の場所を確保する必要があるのではないかという話をしたときに、それらについては小さな葬儀でもできるような形に和室の畳の手配はしますという約束をいたいでいたにもかかわらず現状はその様な横になれる場所がないわけです。団欒室もその通り畳敷きのところはありませんからどうしてもお年より達は狭くても小さな部屋に薄いカーペットを1枚引いたその中に集まっている状態というのが現状と私は見ています。ですからせっかくつくった施設ですからこれらの当初のかかる施設管理料の暖房費の部分のアップというのは致し方ないにしても管理の中身は決して良い方向に向かっていないというのが現状かと思うのですがその点の改善点についてせっかくですから指定管理料も含めてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

それからシステム管理の関係ですけれども、いろいろ議論をしなければならない効率化

の問題もありますけれども町のシステム管理の中では将来的にはクラウド化によって経費の負担を減らしていくという方向性にあるというのであればホームページの管理もセキュリティのしっかりしたクラウド化に迎えるはずだと私は踏んでいるのですが、そのへんを今一度その方向性いま現場はいろいろセキュリティの関係等があると思いますが将来的にクラウド化に向かうのであればこれらに余計なお金を使う必要がないというのであればこれらについてもう一度ページが満杯だというところをしっかりページを見直して今ある機器でもできるのではないかと思うところですがそのへんの回答をお願いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず各部屋が寒い状況が発生しているというお話しでございました。本施設につきましてはマスターの暖房を設定する部分と各部屋ごとにも多少温度設定ができる状況がございます。今年、秋口寒くなりかけてから高齢者の方に施設の中が寒いという話をいただきながら指定管理を行っているところが適正な温度設定をしていただいているというのが私の方もお聞きしている状態でございます。実際小さい部屋で活動されているという現状も私も承知しているのですけれども、大きい部屋もございますのでそこでもし寒いような状況があれば各部屋の温度設定が出来ますのでそこで指定管理者の方と話しながら活動をしていただければと考えております。それと、カーペットという話もございました。どうしても高齢者の方は座っているだけでは大変だということで横になりたいというお話しも当初からお聞きをしております。それについては持参していただいてカーペットを引いてそこに横になっていただくのは構いませんということで指定管理者と町と老人クラブの方とお話しをしています。ただ、広間というのは高齢者以外の方も使う可能性がありますのでそこをきちんととしていただければということを付け加えながらそこについてはご了解をしているという状況でございます。それと、最近何件か葬儀が行われております。この関係で指定管理者の方に状況を私の方からも確認をさせていただきました。特に不具合とか困っているものというのは何かございますかということでお聞きしたところ、特段そのようなことはありませんという指定管理者からの回答をいただいております。ただ、葬儀に限らずいろいろな利用法方が発生していくと思いますのでそこについては今後とも十分指定管理者と協議をしながらより充実した施設になるよう努めていきたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） クラウド化ですけれども、今北海道クラウドという仮の名称がありますけれどもそういったところでは業務の提携的なといいますか同じような業務をやっているものについてはシステム開発をおこなっていてそれにクラウド化しま

せんかという話はあります。それが今入っている本庁のシステムが直ちに乗り換える時期なのかどうかというのはサーバーの更新なりシステムの更新なりそういった時期に乗り換えるのが1番効率的だろうと思いますのでその点ではシステムの入れ替えサーバーの入れ替え時に検討していくべきだと考えています。ですから形式的にも効率化できることは基本的に考えておりまますのでそれらはその都度検討させていただくという方向性で進めています。今更新しようとしているサーバーで情報公開のウェブサーバーですけれどもこれについては例えば北海道クラウドだつたりとかというところではサーバーだけ貸しますということは恐らくやっていないはずでシステム中心なはずなものですからうちの方の公開サーバーとして専用にしたいという考え方で進めています。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） 12ページですが美深温泉の木質バイオマスボイラーの施設の関係ですが、これは請負がされて使用開始はいつから始まるのか。それから、この木質バイオの材料等の供給等について不安に思うわけですが当初森づくりセンターなどでは十分間伐材が今まで切り捨ててそのままだったものを利用するのであれば十分供給に耐えられるという室長等の話であったのですが、この点についてはどの程度材料確保等については進んでいるのかについてお聞きしたいと思います。それからもうひとつは、確かに美深温泉については社長が町長でありますからそういう点では一生懸命ボイラーもいろいろ考えておられると思うのですが、他町村の例を見ますといろいろ燃料等の高騰等もあるわけですがストーブの補助というものが近隣の中で例えば木材を燃やすとそのストーブには補助が出ているという町があるわけですけれどもこれらについてはどの程度進んでいるのか、特にこのページの中では快適な住まい環境ということでこういったことについての要望等について検討されているのかどうか実態が分からぬものですからこれについてお聞きをしておきたいと思います。節では15と19に関連しているかと思います。それから同じページでありますが修繕料が幼児センターの管理費とCOM100の運営の修繕ということで両方ともボイラーの関係が絡んでいるのですがこれはどういった故障等があって修繕に至るのか、または今まで使用年数が越えているのか等について理由をお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 木質バイオマスボイラーはいつから使用開始するのかということですが、来年平成26年の12月中には完成をさせたいと考えております。それと、材料の供給について北部森林室の方で間伐材を運び出すような支援をしていただける話をいただいております。今林業経営の協議会等を通じながらどの程度の量がいるの

かその辺を協議を進めておりまして北部森林室の方ともどのような形でどのような量を出せるのかというのは今現在協議中であるということでございます。それと、ペレットボイラーのストーブのことだと思うのですが、快適な住まい環境の補助の中で環境に優しい設備というものを対象とできるという形にしておりますが、単純にストーブを買うというだけでは住宅リフォームにはなりませんので他の改修等を含めた中での設備導入ということであれば対象になるかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。

幼児センター長。

○幼児センター長（清水目桂子君） ボイラーの修繕の関係ないですけれども、何を修繕するかということですけれども毎年ボイラーの保守点検を行っているのですけれどもその際にオイルポンプから油漏れがあり交換が必要と指摘されたところが1点とバーナーモーター内部に油の流入がありまして稼働すると火災の危険性があると指摘された点、それからリモコン用バックアップデンチが切れていたものですからその交換として3点指摘がありましたのでその修繕として補正をさせていただきました。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（荒木久恵君） 文化会館COM100の修繕の関係ですけれども、冷温水器ということで夏は冷房、冬は暖房で使っている空調システムの関係なのですけれども2基で稼働しているのですが1基がダメになってしまったということで今は1基で稼働している状況でございます。建設当時から交換しておりませんので15年が経っておりますそしてそろそろ交換時期にはきているのですけれども今のところ修繕の方で直させていただいている状態です。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） まず、快適な住まい環境の関係の質問をしますが、ストーブのペレットの関係ですがリホームの理由がつけば補助をしていくということについて勿論これは既にそういったリホームをされている方からもそのことについて強調されましたので伝えておきたいと考えていますが、これからもこういったことを含めて森林等との打ち合せ等については民間の中でも快適住まい環境作りという中のリホーム等についてもまだ年度があるわけですからそういったことを踏まえて材料の供給等についてもできれば私は良いかと考えておりますこの点について具体的にそういった進めを希望するわけでありますがそれについての対策を再度お聞きしたいと思います。それから、ボイラーの関係ですが毎年保守点検をするのは当たり前でありますがボイラー等の関係については資格というのはどうなっているのか、2級ボイラー程度の資格が必要な気がするのですがそれらにつ

いての配置はどのようにになっているのかお聞きをします。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 初めのペレットストーブのペレット化の原料の話をされているのかと思うのですが、今現在北部森林室とお話ししているというのはチップにするための支援をいただくという話を進めておりまして、ペレットを製造する工場を建てるでそういう材を供給してほしいというような話は一切していない状況でありますので今後どのような形になるのかというのは今現在わからない状況であります。

○議長（倉兼政彦君） 教育グループ主幹。

○教育グループ主幹（荒木久恵君） ボイラーの関係ですけれども、保守点検業務を請け負っていただいているところにお願いをしているのですが、そちらの方に資格者がおりましてその方に見ていただいているので特にCOM100事態に資格者ということではなく資格を持っている委託業者に保守点検は委託していてそちらの方で直していただいているという形でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 諸岡君。

○7番（諸岡 勇君） そうしますと、主幹の答弁ですとペレットの製造等については別の考でいくということなのですがこれらについては来年度予算の中でやっていかれるものなのか、このペレット等の作成等についてはどのような考え方を持っておられるのか、一時は下川町の供給を受けるような話も聞いたことがあるのですが現在はどのような進めになっているのか再度お聞きをしたいと思います。それから、今ボイラーの関係の答弁をいただいたのですが保守点検だけは資格者でもちろんやらなければならないと思っていますが例えば資格者はどういったところの場所から受けているのか、年に何回受けているのか、それからボイラーは本来資格のあるものがやらなければならないのではないかと思っているますがどうなのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） ペレットのストーブ用の工場とかそういうものはどうするのかという話なのですが来年度の予算の中でそういうことについては全く考えておりません。

○議長（倉兼政彦君） 総務課長。

○総務課長（渡辺英行君） ボイラーの資格の関係ですが、町内にあるボイラーは資格が不要なボイラーをつけております。資格が必要だというのは高圧になる蒸気が高まるといったものがボイラー資格が必要だということでありますので町有施設についているものは資格の不要なものがついているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 10ページの農業費の関係で質問をしますけれども、畑作振興事業補助金の減額理由は説明の中で輪作体系事業の利用が減だったという説明でしたけれども、その少なかったという根本的な原因、それからもう1点、自給飼料確保緊急対策事業補助金の減額ですが、これも説明では長雨の影響等々で施工ができなかっただという説明ですがもっと他にも理由があったのではないかと考えますのでその2点について伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 畑作振興事業につきましては輪作体系の確立支援事業の部分の減額でございます。この理由でございますけれども、今回前期対策ということで平成21年から24年までの4年間実施してきたわけでございますけれどもそれに引き継ぐ形で地力向上など緑肥などを取り入れながら何とか輪作体系を確立していただこうということでより生産者が取り組みやすいような支援策に見直しております。その中で、特に普及センターさん等のご支援とJA北はるかさんでも景観緑肥こういった部分にも支援するような形で連動した取り組を想定して予算化してきたわけでございます。特に、緑肥につきましては今回緑肥を取り入れて輪作体系を農家さんが新たにこれまで以上今年に入って6件増えたということになっておりますけれども、当初この緑肥を含めて輪作体系を取る農家さんは10軒と想定した部分もございます。また、今年ご承知の通り融雪遅れで作業形態の部分等取り組めなかった部分ですとか、あと、経営所得安定対策の収入も考えて緑肥よりも蕎麦を植えて交付金を受けた方がメリットがあるという部分、また、何とか3品作付けしたのですけれども来年輪作する計画が作れないということで今年交付を受けることにはいかないという形で申請を断念した方もいましてそれぞれ農家さんに聞き取りをしたところ様々な理由がございました。基本的には緑肥導入による輪作体系これら的重要性は理解しているものの、やはり減収特にカボチャをやめてカボチャの一部を別の作物にして輪作する部分で相当悩んだ方もいるのですがやはり減収となること、こここの部分が土づくり輪作の重要度からいくとやはり減収の部分の方が理解を得る部分といいますか考える部分が大変難しかったのかと分析しているところで当初の対象者といいますか見込みを下回ったという理由になっているところでございます。また、自給飼料確保の関係で施工できなかっただけで恩根内放牧場の繰り越し明許の方もさせていただいたわけですけれどもこれと同様に特に8月以降の長雨という形で施工できなかっただ農家さんそれ以外にも理由があるのではないかということであまり言いにくい部分もあるのですけれど

も資金面等々の理由もあって外注する部分を自力でやったという方と25年度は厳しいので来年度施工したいという方そういう部分もございまして減額補正に至ったわけでございます。

○議長（倉兼政彦君） 4番 南君。

○4番（南 和博君） まず、畑作振興事業補助金の輪作の方ですけれども、今説明を聞いて一定程度は理解をするのですが、根本的に利用減の要因というのは作付けのメニュー、当初予算に載っていますけれどもその辺の制約も一要因しているではないかと、これはメニューについてはいろいろ練りながら作り上げたと思うのですがそのへんの作付け要件の見直しといいますか選択肢の幅を少し広げられるような考え方をしてはどうかと思います。麦・豆・根菜その3つの種類で回すのが輪作の基本ですけれども、そういったことを勘案して作付けの種類のメニューを少し幅を持たせて農家に自由に一定程度の選択ができる可能性を与えてよいのかと思いますのでその考え方を伺いたいと思います。それから、自給飼料確保緊急対策事業の方は説明を受けたのだから聞かないでといわれたのですけれども、今そういう別の理由も聞かせていただいたのでそういうことかと思いますけれども、根本的にこれは自力整備が困難で外注によりなさいというこの辺も利用の少ない原因だったのではないかと思いますので私の考え方としては営農集団という組織がありますのでそういうものも外注の中に入れていけばもっと利用が増えるのではないかと、この事業の根本は自給飼料の増産ですから業者がいない今公共事業が多くて業者の手が回らないというのも現実にあると思います。そういうことを考えて基本は自給飼料を増産するということに目を向けて施工業者はだれでも良いと言うわけではありませんけれども営農集団あたりでそういう組織にも広げるということも必要ではないかと思いますので考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 輪作体系の要件の見直しでございますけれども、この事業は先ほど説明しました通り前期対策4年間を終えて新対策で3年目の初年度ということでこれは前期対策のそういった要件の方を十分配慮して要件等を柔軟に対応できるような形で農協等と協議をして進めてきたわけです。小麦・小豆・甜菜・馬鈴薯・葉菜類・カボチャ・緑肥、この中で3品以上という形にしておりますし、緑肥等も果実等収穫後に残さを敷きこむ場合についても対象要件を認める形で進めてきておりまして本対策の中で十分協議をして要件を見直したということでこの3年間政策の中の途中で見直すのはいかがなものかと考えております。また、新年度予算今編成の詰めを行っておりますのでその中で再度分析をしながら研究できるのであれば研究をしてまいりたいと考えているところ

でございます。あと、自給飼料の部分の外注の部分で営農集団等の施工という部分でございますけれども、それぞれこの事業につきましては自力によるものそれ以外の部分で何とか自給率を高めたいという前向きな方に支援するものでございますけれども一定程度毎年の更新面積これらが飼料の収量の部分と影響しますのでなかなか一気に多くの更新もできないという農家もいますし圃場条件によってそれぞれ違うという部分もございます。今ご意見をいただいた部分もこの部分新たな公社への事業その間を何とか自給飼料等を緊急的対策で確保していただこうというもので町の単費でその合間を支援するという事業になっているところでございます。今年の要綱を新たに制定して作ったものでございまして、年度をまたがる新年度についても予算の詰をおこなって農家さんもそれぞれ更新整備計画等をいただいているところでございますのでその辺今ご意見をいただいた部分を新年度予算に向けて分析させていただいて研究ができるのであれば研究をしていきたいと思います。現在の本年度の現要綱で言いますとやはり自分の自力以外の外注という部分で外注先といった部分が研究の部分で対応できるかどうか再度予算に向けて研究をさせていただければということでおろしくお願ひします。

議長（倉兼政彦君） お願いなのですが質問と質疑の区別をつけながらやっていただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） まず1点目は、衛生費の美深厚生病院の支援につきまして約1,000万円近くの補助金が必要なくなって戻ったという形ですがどのような経緯でこのような金額が戻されているのかということ。それから今ほどの農業予算の中の411万5千円の戻りがあったということですが当初予算は610万円です。一般財源の大切な予算を農家自身が活用しないというのなら来年度からつける必要はないのではないかと私は思います。何も役場職員も苦労して使わないものを無理やり何とかという必要はないのではないかと、努力が足りないものに対して一般財源がもったいないような気がして仕方ないわけです。その辺をどう協議をするのかということ。それから次のページ、美深アイランドの工事請負費の件ですけれども、これは繰越明許で出されております。来年度12月いっぱいに完成したいという考え方で説明いただきましたけれども、この中には値上がりする消費税も含まれての当然工事単価だと思うのですけれどもこの中についてこの木質バイオボイラーを入れるにあたって温泉のボイラー室の改修工事があるのかどうか、それから燃料を確保する施設の建設も行うのか、それからもう1点、木質ボイラーを活用するにあたって専門のボイラーマンといいますか資格を持ったものが必要になるのかどうか、それからもう1点、環境にどのような影響があるのか、当然木質ボイラーですから煙がひどいとか

それから灰汁が出るとかいろいろなことが発生するのではないかと思うのですが環境についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。それから、9款の消防費の中の委託料につきまして全体で500万円近い委託料を出したと思うのです。改修工事の設計委託料なのですがどの程度の規模で改修を予定されているのか。確か第2回の定例会で説明があったと思うのですが235万円の減額が出ているものですからどのくらいの計画がどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） まず、美深厚生病院運営補助金の減額補正の内容でございます。厚生病院の運営については細かく見ると色々な要素というは当然ございまして、例えば、支出の方でいけば給与費であるとか増加している部分もございますけれども1番の主な原因につきましては外来収入が昨年度と比較して約2,400万円ほど減額になっている一方で入院収益につきましては4,700万円ほど増加しているということで入院の収益が上がっているということがございます。これについては外来では1日平均8名が少なくなっている一方で入院については1日平均4人ほど増加となっております。こういうものが原因となって今回の補正の内容となっております。

以上です。

○議長（倉兼政彦君） 農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（草野孝治君） 自給飼料の確保の関連でございますけれども、2番議員さんからそのような質問が想定をされるのではないかと思っておりました。今回特に減額に至った主な理由は先ほど申しましたようにそのほとんどが天候不良によって播種できなかったというのが大きな理由になっていまして恩根内放牧場についても来年度に繰越明許をしたわけでございますけれども、特に、この今年計画していた農家さんが1番草を刈ってから特に播種する計画だった方ができなかつたと、1番草を取らないで春から施行した方については天候不順等の影響も受けず播種できたわけでございますけれども、今回5件の農家が外注による草地整備を予定したわけでございますけれども特に8月この方については1番草を刈った後に整備するという形で計画しておりましたときに8月につきましては降雨日が24日もあったということで雨天率が77.4%、例年に比べて倍近い形で降雨の日があったということでまたそれぞれの圃場条件等にもよりますけれどもなかなか水が引かないような圃場についてはなかなか機械が入れないといったこともございまして、美深の特に北の方の播種適期については7月いっぱいまでが播種適期となっておりまして8月中旬以降播種をすると翌年度植生不良となるというこれまでの実態もございまし

て、最終的に農家さんそれぞれ業者さんと相談をして来年生えないかもしないけれども蒔きますか、それともやめますかという確認をした中で新年度また来年に余計な経費をかけてやり直しをするというよりも新年度新たに播種したいという考え方から減額という形でこの減額の400万円ほどなどがそういった形での播種できなかった部分ということでご理解いただければと思います。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） 美深温泉の木質バイオマスボイラーの関係ですが、まず、消費税のアップ分については工事費の中に含んでいます。次に、ボイラー室の改修については配管の接続等がありますのでこの工事費の中に含まれております。あと、チップの原料を保管する施設につきましてはボイラー室の地下に若干チップを保管するスペースがありますが別の場所にチップを保管するための施設についての経費は含まれておりません。後、専門のボイラー技師が必要かということですが、これについては特に必要ございませんがこのボイラーを扱っている業者に年間定期的に見に来ていただくという委託は必要になってくると思います。あと、環境への影響ですが、他の市町村の実績を聞いてみると特に薪ストーブで煙がたくさん出るとかそういうことはございませんので蒸気程度が煙突から出るぐらいでございまして環境への影響はないか考えております。

○議長（倉兼政彦君） 総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（川端秀司君） 消防庁舎の改修ですけれども、改修の内容につきましては下の車庫の部分から上の事務室の部分総対的にわたるわけですけれども、金額にして今のところ予定していたのが5,200万円ほどかかるのではないかというのが建物自体の改修です。通信指令版がかなり古いといいますか新しいものに取り換ないと電話機が何台にもなって大変な状態だということでこれを改修しまして2,600万円ほどかかるのではないかという想定で現在のところ進んでおります。

○議長（倉兼政彦君） 2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 木質バイオの件につきまして原料を蓄積する場所というのは当然必要になってくると思うのですけれどもそれらはどういう形でどこへ蓄積しながらそれを温泉に搬入してくるのか、その搬入することによってまたそこに新たな費用が発生するのかと思うのですがその辺はどのようにとらえておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（玉置一広君） まだ確定はしておりませんがこの木質チップを搬出する場所というのは林産協同組合になりますのでその周辺に新たに木質チップを保管する場所が必要になってくると考えています。この予算につきましては平成26年度予算に

計上する見込みでありますと今どういう形が良いかということで検討中であります。

○議長（倉兼政彦君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君）討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君）全員賛成です。従って、議案第57号 平成25年度美深町一般会計補正予算第7号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第15 議案第58号

○議長（倉兼政彦君）次、日程第15 議案第58号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号について議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君）国民健康保険の3,000万円の減額補正ということでこれは率にすると4%程度になるかと思うのですが、先ほど厚生病院の中で通院者が減ったという状況もありましたのでそういうものが関連しているのかと思いますけれども、最初の説明では医療費減による減額ということで説明を受けたわけですけれども減となっている要因はどのようなものがあるのか教えてください。

○議長（倉兼政彦君）生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君）今回の補正につきましてはこれまで4月以降毎月支出をしておりましてそれらの推移から当初の予算より一般被保険者の医療給付費ですけれどもこの部分の減少がみられておりまして相応の減額をするということでございますけれども、今担当段階としましては大きな要因としましては例え昨年の中に高額の医療費がかかっていた方々が後期高齢者75歳になってそちらに移行されたりあるいは亡くなられた方が相当数いらっしゃってその金額もかなり上っていたことからそういうことが主な原因ではないかと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 3番 藤原君。

○3番（藤原芳幸君） 医療費の抑制ということですっと取り組んできておられた中で今までなかなか右肩上がりだったものがこうして減少に転じたということで大変良い傾向としてとらえては行きたいわけですけれども、今の要因でいくとまだまだ今後この方向がなるかどうかというのは微妙な部分であると思うのですけれども今後の推移の見通しとしてはどのように捉えていらっしゃるのかその辺をお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（望月清貴君） 予算的な内容としましてはここまで年度の途中までは減少しておりますが、残る月数についてはある程度の金額をみたうえでの今回の補正でございます。各種予防の関係で特定検診をはじめあるいはジェネリックの対策ですか医療費の啓発そういうことについては依然として継続をしてもちろん医療費が下がるのは良いことです皆さん健康だということですのでそういうことを続けていくしかないのかと考えています。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければ質疑をこれで終了致します。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号について採決を行います。

平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号について原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第58号 平成25年度美深町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第16 議案第59号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第59号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第59号 平成25年度美深町後期高齢者医療保険特別会計補正予算第1号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第17 議案第60号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第60号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号について議題といたします。

これから質疑を行います。

9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 歳出を見ますと居宅サービス給付費と居宅サービス計画費等について補正が組まれて結構な金額が増額になっています。これらの背景については私も知るところですが今後来年度予算編成に向けてこれらの見通しがどのようにになっているのかこの調子でどんどん増えていく中身なのか一定程度どの辺の見込みをされているのかその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（山崎義典君） 介護保険の25年度以降の推移なのですけれども、居宅サービスについては昨年度から比較して利用件数が増えて伸びてきているという状況はご存じのとおりでございます。ただ、居宅の方も基本的に町外に住所地特例という形で行く方が今以上に増えなければ今現状の水準を維持していくのではないかと考えております。ただ、もう一方地域密着型サービスというものもございまして、緑生苑の方にサービスを受けるような状況もあるのですけれどもその部分がまた現場満床という形になっていない状況でございます。その施設が満杯になれば地域密着型サービスについては今後若干伸びていくのではないかと見込んでおります。あと、施設サービスなのですけれども居宅サービスが伸びている一方で施設サービスが若干減少傾向になっております。これの要因としては町内の特養だとかその部分については満床状況なのですけれども、これも住所取得例で町外に行く方が減っていけば減っていくと連動していくという形になります

のでこちらの方で考えておりますのは今のある一定の水準が維持されるのではないかと、ただ、地域密着型だけ若干伸びていく要素があると考えております。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） もうひとつ考え方で関係して伺うのですが、住所の特例の部分について最近非常に増加の傾向にあるということは所管の調査の中でもお聞きしたところですが、今後の考え方としてある東京都内のところでは具体的に言いますと熱海の方にそれらの施設を東京都内の区がそういう施設を作つてそこに行ってもらうようなある意味企業誘致でありませんけれどもこの街としてそついた形をどこかと連携を組んで出ていく人たちをある意味食い止めあるいはこの特例を使ってこちらに来てもらうようなことも考えられるのではないかという話もした経緯はありますけれども、そのへんの考え方をどんどんそういう形でこの町から出していくということはこの町にとってマイナスな部分が相当出てくると思うのです。その辺の対策等について考え方、その部分がおさまればこれらについてもある程度一定の今までの水準は保つていけるのだろうと思うのですが、今後の考え方来年度に向けてではありませんが今後の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 今岩崎議員がおっしゃる東京都下の他の府県の方に施設を設けてという話は私も承知しているところでございます。ただ、東京都の部分についてはそれぞれ土地と建物等が高いということもあってそついた土地の安いところに施設をおいてやらざるを得ないという状況があるのかと、地域的な特徴があるのかと思っています。それは本町の部分でどのようにするかということでございますけれども、今本町としてはそついた他町村に施設を他町村と連携して建てたいという考え方については持っておりますし、ただ、いま住所地特例という部分では町から出ていった方についてそついた部分もありますけれども他の市町村からうちの施設に入つてきてそついた住所地特例を受けている方もいらっしゃいます。そういう意味では出でいく方と入つてくる方の増減というのはあるのかと思いますけれどもそついた形の中で本町については美深町内の中でそついた施設サービス居宅サービス等については進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 9番 岩崎君。

○9番（岩崎泰好君） 私の質問の仕方が悪かったのかと思うのですが、課長が答えたような中身ではなくて逆に美深町がそういう場所のひとつとして他の市町村のところから特例を使って来れるような施設をつくるということで、どこかとうまくジョイントしてそういうことが今後やると逆に良い面が出てくるのではないかという話でその見通しの考え方

はどうなのかということでお聞きしたかったわけです。

○議長（倉兼政彦君） 質疑と質問を区別してください。

住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） そういう話があれば検討に値する部分ではないかと思います。住所地特例の部分についてはそれぞれ先ほど申し上げた通りそれぞれ町外の住民の方が自分の町でそういった施設がなくて入れないという方がうちの方の施設に空きがあればどうぞ入ってくださいと、それは前提条件としてうちの待機者が優先的に入るというは大きな前提でございますけれども、そういった部分で空きがあればそれはやはり他の町村も困っておられるわけですからそれはどうぞ入所してくださいと、また、うちの町民の方もうちの施設がある程度空きがないとすればやはり他の市町村の施設にお願いをする部分もございます。そういった部分での市町村との連携というのも今後も執っていかなければならぬと思っております。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

2番 藤守君。

○2番（藤守千代子君） 今の課長の答弁で少し理解はできたのですけれども、こういう住所地特例で美深町から離れる人が増えてくると介護保険の値上げにつながっていくのではないかという懸念もされるわけなのです。ということは美深町でその人達の美深から10人なら10人がよそに出かけたときにその人達の経費は地元で見なければならないわけです。それがこのように増えてくると介護保険に何かの影響があるのではないかと懸念されるのですがそのへんどのようにとらえておられるのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（瓜田 晃君） 美深町から他の市町村に出ていかれて施設に入るという方について保険料の部分については当然うちの方で経費も払っているわけですから介護保険についてもうちの方でいただくような形になっております。介護保険の計画につきましては平成27年見直しの年で平成26年ですけれども計画策定をしていかなければなりません。その中で今の第5次の介護保険計画の中をもう一度検証した上で平成26年度の計画策定に向けて今後その辺の内容をそれぞれ検討して介護保険料について設定をして議会とも相談をしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） なければこれで質疑を終了致します。

これから討論を行いますが討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第60号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第60号 平成25年度美深町介護保険特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開は13時といたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 13時00分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎ 日程第18 議案第 61号

○議長（倉兼政彦君） 日程第18 議案第61号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようすでこれで終了致します。

討論を行いますが討論はござりますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第61号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第61号 平成25年度美深町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第 19 議案第 62 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 19 議案第 62 号 平成 25 年度美深町下水道事業特別会計補正予算第 2 号について議題といたします。

これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 62 号 平成 25 年度美深町下水道事業特別会計補正予算第 2 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第 62 号 平成 25 年度美深町下水道事業特別会計補正予算第 2 号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第 20 議案第 63 号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 20 議案第 63 号 平成 25 年度美深町水道事業会計補正予算第 2 号について議題といたします。

質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 63 号 平成 25 年度美深町水道事業会計補正予算第 2 号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、議案第63号 平成25年度美深町水道事業会計補正予算第2号は原案の通り可決されました。

◎ 日程第21 同意第2号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第21 同意第2号 美深町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 同意第2号 監査委員の選任について提案説明を申し上げます。現在代表監査委員としてご活躍をいただいている岡崎三郎氏がこの12月31日をもって任期満了を迎えるわけであります。引き続き監査委員として選任いたしましたく提案するものであります。

岡崎さんは昭和20年6月20日生まれで現在68歳であります。昭和44年に青山学院大学経済学部を卒業して本州の民間会社に勤められた後昭和51年に地元の丸二殖産商会に努められ現在も美深支店長として第一線で活躍されているところであります。平成10年から本町の代表監査委員を務めていただいているわけでありますが、みなさんご承知の通り大変実直な方で社会的にも信望が厚く経理事務にも大変明るく現在4期16年にわたりて本町の行財政の監査に当たり常に公正な姿勢で職務に精励されているところであります。また、現在は上川町村等監査委員会協議会の会長を務められるとともに全道町村等監査委員会協議会の役員も務められご活躍をいただいているわけであります。この12月31日をもって任期満了となるわけでありますけれども、地方公共団体を取り巻く厳しい業財政環境そして新たな公会計制度が本格化する中にあって民間の経理感覚と4期16年の本町監査委員の経験を生かされてご活躍いただけるものと期待をしているところであります。引き続き本町の監査委員として選任いたしましたく提案いたしますので満場のご同意を賜りますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑があればご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ質疑を終了いたします。

討論を省略し、これから同意第2号 美深町監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第2号 美深町監査委員の選任について同意を求める件は同意することと決定致しました。

◎ 日程第22 同意第3号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第22 同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 同意第3号 教育委員会委員の任命について提案説明を申し上げます。現在教育委員としてご活躍いただいている清水満寿美さんは平成21年12月から教育委員としてご活躍をいただいているところですが、この12月26日をもって4年の任期が満了いたしますが引き続き教育委員として任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。

清水さんは昭和37年3月11日生まれの現在51歳であります。子育てをする中で株式会社北洋銀行美深支店にお勤めでございます。これまで小学校・中学校のPTAの役員をはじめ町行政機関の委員としても多くの場で活躍され教育行政はもちろん行財政全般にわたって執権をお持ちであります。教育委員でこの4年間給食をはじめ多くの課題に保護者または女性の立場から貴重な意見をいただきなど教育行政を進める中で重要な責任を果たしてこられました。さらに大きな力を発揮願いたく本町教育行政の推進に引き続き本町教育委員として任命いたしたくご提案致しますので満場のご同意をいただきますようお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（倉兼政彦君） 質疑がなければこれにて終了致します。

討論を省略してこれから同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第3号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定をいたしました。

◎ 日程第23 同意第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第23 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

説明を求めます。

町長。

○町長（山口信夫君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会の選任について提案説明を申し上げます。本町の固定資産評価審査委員会委員として3名の委員にご活躍をいただいておりますが、園部一正氏がこの12月23日をもって任期満了を迎えるようとしています。しかし、引き続き固定資産評価審査委員会として選任したく提案するものであります。園部氏は昭和30年生まれで、現在で58歳であります。昭和52年に日本大学経済学部を卒業され平成11年には株式会社園部商会代表取締役社長に就任されまして、現在美深商工会会長としても活躍されていることはご承知の通りであります。このほか、上下水道事業経営審議会会长、ニューパブリック協議会会长などの多くの行政委員を務めていただいておりますが固定資産評価審査委員会委員としては平成10年から5期15年間務められ平成17年からは委員長をつとめていただいているところであります。これまでの経験や公正な判断を考えますと最適任者であると考えまして引き続き園部氏を委員として兼任いたしましたく同意を求めるものであります。満場のご同意をいただきますようお願い申し上げ提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） これにて質疑を終了致します。

討論を省略し、これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（全員起立）

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。従って、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することと決定をいたしました。

◎ 日程第24 意見書案第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第24 意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）を議題といたします。

本件の提出者は齊藤君、賛成者は南君、諸岡君です。この際、提出者の斎藤君から本件の趣旨について説明を願います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） 意見書（案）第5号 森林・林業・木材産業の施策の積極的な展開に関する意見書（案）の提出説明を行います。

地方自治法第99条および会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書（案）を提出するものであります。提出者は私齊藤、賛成者は南議員、諸岡議員の2名でございます。提案内容につきましては意見書（案）を朗読して説明をいたします。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、わが国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源かん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望するものであります。

記

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の参入上限値3.5%の確保のため森林吸収源対策の推進や木材利用の促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための政策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の充実・強化を図ること。

5、復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い資金の返還がもとめられていることから、東日本大震災により被害を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないよう、主要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので意見書（案）第5号について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければこれにて質疑を終了し、これから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第5号について採決を行います。

意見書案第5号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）は原案の通り可決し意見書を提出することと決

定をいたしました。

◎ 日程第25 意見書案第6号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第25 意見書案第6号 平成26年度地方財政の確立を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は中野君、賛成者は小口君、南君です。この際、提出者の中野君から本件の趣旨について説明をいただきます。

5番 中野君。

○5番（中野勇治君） 意見書案第6号について提案理由を説明申し上げます。

平成26年度地方財政の確立を求める意見書案の提出について

地方自治法第99条および会議規則第14条の規定により意見書を提出するということで、提出者は私中野、賛成者は小口議員、南議員であります。意見書案の案文を朗読し提案説明とさせていただきます。

政府は8月8日に閣議了解された中期財政計画において地方の一般財源の総額については平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされているものの歳出特別枠の見直しにおいても言及しており平成26年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。さらに、地方自治体の各努力を反映させた交付税算定方式の導入など地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。地方は長期にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災から災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護などの社会保障、限界集落過疎化対策、環境対策、雇用対策など増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けてきました。政府は地域の財政需要を的確に見積もりこれに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。以上のことから公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて次の事項について強く要望するものであります。

記

1、社会保障分野の充実、農林水産業の再考、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の自主的な確保を図ること。

2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取り組みを実施するための措置として臨時に設けられているいわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。併せて、歳出特別枠は、自主的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時の経費から経常的な経費への転換を図ること。

3、平成26年度の地方財政においても巨額の財政・財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引き上げなど抜本的な対策を行うこと。

4、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源を保証機能・財政調整機能の一層の強化を図ること。

5、平成26年度地方財政計画において地方公務員給与費削減分は復元される方針となつたが地方公務員給与費に係る地方財政計画・地方交付税の算出については地方自治体との協議・合意のもとで算定の出方を検討すること。

6。地方交付税の算定について行革努力、地域経済活性化の成果に応じた算定方式の導入や平成25年度給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては厳に慎むこと。

7、自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産にかかる固定資産税の確保などの課題は地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。議員各位の賛同をよろしくお願いするものであります。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命大臣、経済財政政策担当であります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたのでこれから意見書案第6号について質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑なしと認めます。

質疑を終了して討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第6号について採決を行います。

意見書案第6号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第6号 平成26年度地方財政の確立を求める意見書案は原案の通り可決し意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第26 意見書案第7号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第26 意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案を議題といたします。

本件の提出者は南君です。賛成者は藤守君、岩崎君です。この際、提出者の南君から本件の趣旨について説明をいただきます。

4番 南君。

○4番（南 和博君） 意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出する。

提出者は私南、賛成者は藤守、岩崎の各議員であります。

意見書案について朗読をいたします。

利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防求付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出を目指すとしている。少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービスを提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望する。

記

1、要支援者を新しい総合事業に移行することは社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力によって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3、一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4、特別養護老人ホームにおける捕捉給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把

握したうえで資産補足の確実性や公平性の確保さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し待遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた政策を講じること。

6、地域包括ケアシステムの推進に当たって、24時間定期巡回、随時対応サービスや小規模多機能サービスの現場を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げ提案説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので意見書案第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 質疑がないようですから討論を行いますが討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。

これから意見書案第7号について採決を行います。

意見書案第7号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。従って、意見書案第7号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案は原案の通り可決し意見書を提出することと決定をいたしました。

◎ 日程第27 承認第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第27 承認第4号閉会中の所管事務調査の申し出です。総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会からお手元に配布の調査事項について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますがこのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。従って、総務住民及び産業教育常任委員会ならびに議会運営委員会から閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定をいた

しました。

これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。

本定例会は平成25年最後の議会でありますのでごあいさつを申し上げたいと思います。

まず最初に町長からご挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（山口信夫君） 只今議長から25年の師走最後の議会ということで発言を許されましたのでお礼かたがたご挨拶を申し上げたいと思います。

今年もいよいよあと半月で終わろうとしているわけであります。しかしながら、今年は振り返ってみると随分雪が多くて春が随分遅れまして心配をしていましたが夏が比較的よくて農業さらには建設業などまああの年になることができたのかと思っております。しかし、夏以降雨も非常に多くなりましていろいろと苦労の多い1年だったと思っております。町の仕事の方も、労働者の不足さらには資材の高騰等々がありまして景気対策とか経済対策さらには土地改良であるとか自給飼料の確保いろいろ手を打ったわけでありますけれども一部の事業等で次年度への繰り越しをせざるを得ないという状況も生じたわけであります。政権の方も民主党から自民党へ変わりまして、只今アベノミクスということで不況からの脱出そして新しい国への構造的な改革を進めている最中でありますけれども、私ども期待をする半面と心配な面も両面が表れているのかと思っているわけでございます。ご案内のように人口減少、高齢化の時代ということであります。国もそれなりに考えていると思いますけれども、私ども地方人としてどうあるべきかそれが問われているのかと思っているわけでございます。議会をはじめ町民の皆さんに支持されながらご支援をいただきながら第5次の町の総合計画を今着実に進めさせていただいているところでありますけれども、なんと言っても国さらには北海道または町の行政でもすべての町民のそしてすべての要望を満たすということにはなかなかっていないこれが現状でございます。子育てと教育、福祉を充実させながらそれを支える暮らしの基盤となる産業構造、産業振興をどうするのか、仕事づくりをどうするか、担い手をどうするか、こういうことを考える1年であったと思っているわけでございます。この12月の議会においては商工で担い手の支援条例を提案し議決をいただいたわけであります。よかったですと思っているわけでございます。新しい26年度の予算編成にこれから向かうわけでありますけれども、中学校の改築、学校給食など大型事業も目白押しでありますし、財政の運営も計画的に進めなければならないと考えているわけでありますけれども、只今は国に対し地方財政の確立を求める意見書その他2つの意見書をいただいたわけであります。町としては非常にありがたいと思っているわけでございます。なにはともあれ最終議会であります12月議会

であります。本当に議員の皆さんそして町民の皆さんにご支援をいただきて今まで行政を執行することが出来ましたことをまずもってお礼を申し上げご挨拶に代えたいと思います。そして、12月末であります、どうか議員の皆様におかれましてもより良いお正月を迎えるられますようご祈念申し上げご挨拶に変えたいと思います。

本当にご協力ありがとうございました。

○議長（倉兼政彦君） それでは、私の方からも一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。この1年間、理事者側の皆様それから議員の皆さんに議会運営の中で大変お世話になりました。ありがとうございました。ことなくこの1年を過ごさせていただきましたこともわれわれに迫っているものは町民たちにどのようなサービスを提供していくかそういうことが大きく課せられているのだと思います。少しずつ人口も減ってまいりました。これはわが町ばかりではなくて日本全国で起きている現象でありますけれども、その中で町民に対するサービスというのはわれわれに課せられた大きな課題のひとつだと思います。世界中を見ましても大変厳しい状況の中に今あります。この町で1番影響が大きいのではないかと私は思っているのがＴＰＰであります。いろいろな情報を集めながら自分なりにも危惧しているところでありますけれども、非常にこの先がどうなっていくのかだんだんと農村の就業人口が減っていく中でこの町の将来はどうなっていくのか大きな課題だろうと思います。これは農業部門ばかりではありません。今回も条例の中で一つの方向性が出されました。町民みんなでこの町を作り上げていくということを考えていかなければならぬ時代にきたのだろうと思っています。申し上げたいことはたくさんあるわけでありますけれども、この25年1年間大変皆様にお世話になったことにお礼を申し上げて、さらに26年度来年度に向けては議会側も町側も一緒になって新しい住み良い美深の町の模索をしていきたいと思っておりますのでぜひともご協力をいただきたいと思います。簡単ではございますが年度末のご挨拶として一言申し上げてご挨拶といたします。

1年間ほんとにありがとうございました。

これで平成25年第4回美深町定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

散会 午後 1時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 倉兼政彦

署名議員 中野勇治

署名議員 山本進